刑政第45巻第4号

矯正図書館

刑政

第四十五卷　第四號　四月號

作業經營に及ぼしたる作業動員計劃の影響	正木亮	2
常習犯人に對する刑政策的考察（中）	木村龜二	5
刑建築（一）	蒲原重雄	27
起訴猶豫處分を受けたる者の保護（下）	仁科正次	40
收容者の閱歷に就て（一）		52
隨感隨筆（續）	印南於菟吉	65
犯罪に對する社會の責任	イー・アル・キャツス	71
外時報		83
建國の精神（上）	中村孝也	89
第三次特別練習生卒業式		97
海外異聞錄		102
常用外國語の手引（二）		104
雜報——刑政俳壇——敍任辭令——家庭の頁——練習所見學記——讀者の頁		

財團法人　刑務協會發行

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）　昭和七年三月二十八日印刷納本　昭和七年四月一日發行　第四十五卷　第四號

矯正図書館



府中刑務支所

巣鴨刑務所

作製の品書事

岩波版

六法全書

附 事項索引及參照條文

改版増補 昭和七年版

京都帝國大學
教授法學博士 末川博 編著

内容見本進呈

參照條文一目瞭然 各法條の正文と參照條文とは活字の大きさを違へることによつて見易くなり、また事項に從つて參照さるべき條文は類別された等面目が一新された。なほ參照條文は最近新法令に至るまで追加された。

事項索引整序 隨所に適宜加除變更を施し整然たる配列によつて一層檢索に便ならしめ愈々完全にされた。

内容益々豊富 廣く地方制、産業法規、無體財産法規、税法等に亘り主要な法令を多數收めてゐることは常に本書の誇りであるが、今また内閣官制、會計檢査院法、抵當證券法、刑事補償法、司法警察職務規範、牧野法、勞働者災害扶助法、入營者職業保障法、地租法、其の他多くを追加することによつて内容は愈々豊富となり、研究者實際家にとつて必要なものは悉く網羅されるに至つた。牧錄法令の數實に二百五十に及び、なほ民法、刑法の他に商法の改正要綱をも附錄として揭出した。又法令の所在を檢索する爲めの法令索引にも改訂を試み使用者の便をはかつた。

特價一圓八十錢

携帶用袖珍型一三三六頁 送料十六錢
特製總革裝 特價二円 定價二円三十錢

東京市神田區一ツ橋通町

岩波書店

振替東京二六二四
電話九段一八七一・一八八八・一八九〇

刑政第45巻第4号

矯正図書館

刑政



第四十五卷第四號

作業經營に及ぼしたる作業動員計劃の影響

滿洲事變が上海事變に移つた當時行刑當局は兵站部當局から莫大なる軍需品の製作委囑を受けた。しかし、その際行刑當局はその委囑に應ずべきや否やに關し次の諸點に最大なる考慮を拂はねばならなかつたのである。

一　此の莫大なる軍需品製作を爲すに當り果して作業能力ありや否や。

二　受刑者の能率が增加し得らるるや否や。

三　刑務所間の共助が妥當に行はれ得るや否や。

四　此の種の作業に從事せしめることが受刑者の敎化に障害を來さざるや否や。

第一の點に付て、從來の作業能力から見ればそれは絶對に不可能なものとせねばならなかつたのである。なんとなれば、從來の刑務作業はその能力を只一刑務所の能力に止めて居たからである。故に、從來の刑務作業に於ては過多の註文を受けて、製品の納期を遲延するの弊があつたからである。

第二の點に付ても亦從來の經營方針から見ればそれは絶對に不可能な事實である。何となれば、受刑者の能率は從來の經驗から見て社會の勞働者の二分の一乃至四分の三に過ぎぬといふことが明かにされて居たからである。さやうな受刑者をどうして全能率を發揮せしめ得るかといふことが問題視されて居

たからである。

第三の點に付て、從來の關係から見れば到底望み得べきではなかつた。その最大原因としては各所間に競爭があり競爭があつてこそ刑務作業の經營が發展するのだといふ觀念が保持されて居るからである。その故に、各所間の價格不統一、註文の爭奪等が作業上の信用を害しつつあつたからである。

第四に受刑者を過多の製作に從事せしめることが敎誨敎育の時間を割愛せしめねばならぬこととなつてそれが爲めに受刑者の敎化に多大の障害を及ぼすなきやの憂慮が殘されるのである。

しかし、行刑當局は以上四點の中第一と第三との關係は監督官廳の企劃統一の下に註文品の分賦、價格の統一、受刑者の移送等を確實にすることによつてその弊を矯正し得ることを確信し、第二の點に付ては受刑者の勞働熱を刺戟するに充分なる材料を與ふる場合、確實に全能率を發揮せしめ得べき餘力のあることを信じて居たのである。

第四の點に至つては、受刑者が誠意作業に當り報國の誠を表示し得るの機會に直面する場合、彼等は始めて自己の熱と汗との中に眞の自己を見出し得るに至るのである。眞の自己を見出し得たる後に於てこそ敎誨も敎育も生きて行くのである。

かやうな見解の下に今次の事變に際し、受刑者たちはこの過大なる軍需品製作に當らしめられたのであるが、その結果は誠に意想外の良好なるものであつた。

もちろん、之に對しては關係職員の不眠不休の指導よろしきを得たことを特筆すべきではあるが、そ

れにしても今次の作業によつて受刑者の能率が多きは自由社會の勞働者の二倍以上に至り得たことが行刑學上に好資料を與へたものとして看過することは出來ないのである。

さうして、わたくしは玆に今次の經驗より少くとも次のやうな結論が生み出され、その實現を要望する必要にせまられたことを提示したいのである。即ち、

行刑當局は全國に三個の作業管轄を定め一管轄毎に作業監督局を設けて今次の作業計劃に從ふところの作業統制を爲さしめることである。その統制を完成することが又反面に於て受刑者の勞働意慾と勞働能率と勞働の趣味とを助長する最善の方法であることを享け入れて貰ひ度い。

昭和七年三月下旬

正木亮

常習犯人に對する刑事政策的考察（中）

正木亀二

一 常習犯人の概念
二 フランスの對策（ルレガーシヨン）
三 アメリカ合衆國の法律（ボームス法）
四 イギリスの實驗（キャンプ・ヒルの豫防拘禁制）

三

常習犯人に對するアメリカ合衆國の態度は、一九二六年にニュー・ヨーク州において制定せられたところのボームス法(Baumes Laws)に依つて代表せしめられて居る。この法律は、その名稱を提案者のカレブ・エッチ・ボームス(Caleb H. Baumes)から採つたものであつて(一)、特にその刑の峻嚴の故を以つて有名となつて居る。ボームスは、當時、十八年の間ニュー・ヨーク州の上院議員であつた人であるが、犯罪原因の諸問題について特別の研究を重ねたこともなく、唯だ熱心なる聖書の研究者として、現代の刑法及び刑事訴訟法の基礎としても、尚ほ、モーゼの十誡で十分であると考へる程度の人であつたのである。このボームスが、偶々新設せられた『ニュー・ヨーク州

犯罪調査委員會』(New York State Crime Commission) の議長に任ぜられ、提案したところの二十四の法案が可決せられ、その中二箇を除く他の二十二の法律が州知事の署名を得て施行せられるに至つたのであつて、これがボームス法と謂はれて居るのである。

(1) Haynes, Criminology, 1930, p. 136 et seq.; Elliott, Conflicting penal theory in statutory law, 1931, p. 186 note 1.

特に常習犯人に對する法律として知られて居るのは、一九二六年四月十六日に州知事の署名を得たものであつて、それは四條から成り、ニュー・ヨーク州刑法第一九四一條、第一九四二條及び第一九四三條を修正したものである。ここに改正せられたところの第一九四一條は重罪の再犯に關する處罰を規定したものであつて、そこでは、既に一回ニュー・ヨーク州内において重罪若は重罪の未遂罪を犯し有罪宣告を受けたる者又はニュー・ヨーク州において該當する犯罪に因り他の州、政府、國家において既に一回有罪宣告を受けたる者が、ニュー・ヨーク州内において再び重罪に因り處罰せられる時は、若し第二の重罪につき規定せられたる刑が初犯者につき定めたる刑の最長期以上其有期禁錮に該當する場合に在ては、再犯者に對しては初犯者につき定めたる刑の最長期以上其の最長期の二倍以下の期間において禁錮を言渡すことゝせられて居る。改正第一九四二條は重罪につき四犯以上の者に對する刑を規定したものであつて、既に三回重罪に因り刑の宣告を受けたる者が更に重罪を犯した時は、四犯以後の犯罪については無期禁錮を言渡すこととなつて居る。改正第一九四三條は手續を規定したものである。このボームス法の特色とせられるところは、重罪の四犯者に對しては、その罪質の如何を問はず、無期禁錮に處することと爲した點

であつて、かく殺人罪以外の重罪について無期刑を規定したことは革命的變革であるとさへせられて居るのである(11)。

(11) Haynes, Criminology, p. 138. アメリカの法律では、尙ほ、常習犯人と累犯者との區別が沒却せられて居る。普通、三犯以上の者が直ちに常習犯人とせられて居る。

ボームス法の根本思想は單純なる威嚇主義を出でないのであつて、それは最近激增の傾向を示しつつあるところの强盜犯人を眼中に置いて制定せられた法律であるといふ。然しながら、かかる立法は、アメリカ諸州における第十九世紀の法律には稀らしいものではなかつた。例へば、オハイオ州の一八八五年の常習犯人法では、重罪に因り二回有罪宣告を受け刑の執行を受けた者は常習犯人と見られ、刑期滿了後も釋放せられることなく原則として無期拘禁に付せられることとなつて居つた。但し、この法律は一九〇二年に廢止せられた。又、カリフォルニヤ州では、一九〇三年には一旦廢止せられたが、再び一九〇五年に復活せしめられた。そして、これは再犯者に關する法律であつたのであるが、更に、一九二三年に至つて、三犯乃至四犯者に關する法律が設けられ、重罪に因り四回目に有罪宣告を受ける者に對しては無期禁錮が規定せられた。又、一九二七年の法律では、新に、强盜、强姦、殺人、竊盜、贈賄、僞證、贓物故買、等に依り四回有罪宣告を受けた犯人に對して無期禁錮が規定せられ且つ之等の犯人に對しては假出獄が許可せられぬこととせられて居る。其の他、インディアナ州においても、その一九〇七年の常習犯人法では、既に二回重罪に因り有罪の宣告を受け刑の執行を受けた者は常習犯人と見られ、三犯目には無期禁錮が言渡されることとなつて居り又、ミネソタ

刑政第45巻第4号
矯正図書館

州の一九二七年の常習犯人法も同様に嚴峻なる規定を設けて居る。ニュー・ヨーク州においても、亦、ボームス法を以つて最初の常習犯人法と爲すものではなく、既に一八七三年以來、一八八一年、一九〇七年、一九一四年、一九二〇年の數回に亘つて常習犯人に對する加重刑主義の法律が制定せられて來たのである(三)。

(三) Elliott, Conflicting penal theory in statutory law, Chap. X, The habitual offender, p. 187-198 には、アメリカ諸州における常習犯人法に關する立法の變化と現狀とが簡明に敍述せられて居る。

かかる意味において、學者はボームス法を以つて、『古き法律思想の存續』若は『舊思想の再生』であると爲して居る(四)。不定期刑の國、自治制の國として行刑の新思想の淵源と見られて來たアメリカ合衆國において、かかる單純なる威嚇主義、復讐主義、功利主義の立法が成立せしめられるに至つたのは一見不可思議とせられるところでもあるが、エリオット女史の謂ふところでは(五)、かかる立法は『執行猶豫、假出獄及び不定期刑の不成績なる運用に對する社會的不信任』を表示したものであると謂ふ。然しながら、されば、といつて、かかる威嚇主義嚴罰主義を以つて、常習犯人に對する有效なる對策なりと認め得るであらうか。少くとも專門家の間においては、それは一致して拒否せられつつある。例へば、ヘーンズは謂ふ。『ボームス法は犯罪の防遏方法として嚴罰主義の上に立つて居る。勿論、かかる對策に信仰を置く人々はその效果について樂觀的であり得るであらう。裁判官、檢事、行刑官はややもすると犯罪人の數の表面的減少を以つてこれ等の法律(ボームス法)に由來するものなりと解するに傾くであらう。然し、決定的な

結論が導かれるまでには、尙ほ、幾多の年月を經過せねばならぬ。犯罪問題の解決は、若干の峻嚴なる法律さへ作れば足ると考へる人々の思想程單純なものではない。かかる意味においてボームス法の犯罪防遏作用に關する報告は、之を以つて、同樣の立法が他州においても必要であるといふことを保障するものなりと爲すには充分ではない』(六)と。これが、ボームス法に對するアメリカの刑事學者の採りつつある態度である。私は、我が立法についても、その主旨が充分採用せられることの必要を强調して置きたい。

(四) Elliott, ibid. p. 186, 187. エリオット女史の謂ふところに依ると、ボームス法の內容は、一八六〇年のウェスト・ヴァージニアの法律のそれと殆んど同一であり、このウェスト・ヴァージニアの法律は、又、一八一七年のマサチュセッツの法律と同樣の內容を持つた一八四九年のヴァージニアの法律を模倣したものであると謂ふ。

(五) Elliott, ibid. p. 199 et seq.

(六) Haynes, Criminology, p. 138, 140.

四

アメリカ合衆國の常習犯人法の特質としてエリオット女史は三箇を擧げて居る。曰く、豫防(deterrence)、應報(vengeance)及び社會的利益(social utility)と。そして謂ふ。『かかる法律が施行せられるのは、明らかに、初犯者は、彼が再犯以上に陷る時は更に嚴罰を受けることを認識するならば、再び犯罪を爲さざるやう注意を拂ふであらうとの確信に基くのである。又、他方において、國家は、改善を拒否し且つ意識的若は有意的に二回、三回若は四回重罪を犯すが如き個人に對して、大

なる嫌惡を懷くに至る。其の上、かかる改善處遇を受け容れない人々を永久に拘禁することは社會的利益の爲めにも必要とせられるのである。勿論、これ等の動機の中何れが最も支配的なものであるかについては容易に決定し難い。然し、法律を遵守する一般人の安寧といふことは、必しも、繼續して犯行を爲した人を處罰するといふ思想よりも強い要因であるとは謂ひ得ない。殊に、受刑者の爲めにするといふ點については、確かに、殆んど强調せられるところがない』(一)と。この最後の點は、アメリカの法律がフランスのルレガーションの制度とともに共有するところの要素であると謂はれ得るであらう。そして、かかる思想と全然對蹠的な見地、即ち受刑者自身の改善といふこと、を根本としたところの制度を、我々はイギリスの豫防拘禁(preventive detention)の中に見出すのである。この豫防拘禁の制度は、その思想的內容から見ても、その技術的基礎から謂つても、近代的行刑學の要求を相當考慮したものとして、特に學者實際家の注意を惹きつつある。同時に、又、その長い實驗が多くの點において近代的行刑思想の實際的運用方法を定めるにつき確實なる材料を提供しつつあるのである(二)。

(一) Elliott, Conflicting penal theory, p. 187.

(二) 既に、我が國でイギリスの豫防拘禁につき研究せられたものとしては、正木學士『行刑の變遷をたづねて』第二三四頁以下、豐島博士『保安處分斷片』(行刑論集第一〇九頁以下)がある。特に、ドイツ學者の研究としては、Foltin, Die chronisch erhöht Gefährlichen mit besonderer Berücksichtigung ihrer Behandlung im englischen Recht, 1927, S. 24 ff.; derselbe, Soll Sicherungsverwahrung der Besserung oder Unschädlichmachung dienen?, Gerichtssaal, Bd. XCV, 1927, S. 142 ff.; H. von Hentig, Ueber den Einfluss der Sicherungsverwahrung auf die englische Kriminalität, Zeitschrift für d. ges. Strw., 49. Bd., 1928-9, S. 60 ff.; Hauptvogel, Die Sicherungsverwahrung in England und ihr Vollzug, Zeitschrift, 51. Bd., 4. Heft, 1931, S. 480 ff.; derselbe, Aufzeichnungen über das Gefängniswesen England, (Sonderheft von Blätter für Gefängniskunde), 1931, S. 12 ff., S. 31 ff. 尙、イギリス自身の立場からの敍述としては、少し古いが、Ruggles-Brise, The English prison system, 1921, p. 49 et seq. 參照。

一 歷史的背景

理論的には、常習犯人の概念は累犯の枠の中に見出されねばならぬのであるが、歷史的にも、常習犯人に對する對策は、又、累犯に對するそれの中から分化して來た。その歷史的發達の跡を最も明瞭に看取せしめて居るのはイギリスの豫防拘禁の歷史である。この豫防拘禁の歷史的發展の跡は、又、常習犯人に對する對策が累犯に對する對策としての植民地流刑の中から發達して來たことをも示して居る。

イギリスでは(三)、既に、一八二七年の法律(7 and 8 George, 4. c. 28)第一一條において、重罪の再犯に對する刑の言渡を爲すべき場合において、若し再犯の罪が死刑に該當せざる時は、無期流刑の言渡を爲し得ることとせられ、危險犯人に對する嚴罰主義に對しては、博愛主義の思想及び陪審裁判官が反抗の意を示すことに依つて、事實上は緩和がもたらされ、それらの傾向が、遂に、植民地流刑の代りとして强制勞働(penal servitude)の制度を確立せしめたところの一八五三年及び一八五七年の法律と爲つて現はれしめられたのである。然し、かくして、强制勞働がイギリス本國內で執行せられるに至つたことは、同時に、危險なる犯人の釋放が著しく社會に脅威を與へることを感ぜしめることとなり、ここに慣習的犯人及

び職業的犯人に對する對策の必要が特に感ぜられるに至つたのである。それで、一八六三年の行刑委員會の報告にも、『慣習的竊盜及び職業的犯人に對しては、同一犯罪に因り有罪とせられるべき他の性格の人々よりも長期の刑が科せられることが望ましい云々』とせられた。

(111) Foltin, Die chronisch erhöht Gefährlichen, S. 24 ff.

この委員會の影響の下に一八六四年の『强制勞働法』(Penal Servitude Act, 27 and 28 Vict. c. 47)が作られ、その第二條において、强制勞働に處せらるべき犯罪に因り有罪宣告を受けた者で、既に一回重罪に因り有罪宣告を受けた者に對しては、七年以上の强制勞働といふ重い刑が科せられることが規定せられた。然しながら、この法律も、裁判官及び陪審を强制して重き刑を言渡さしめるには至らなかつた。彼等は、反つて、禁錮を選び强制勞働を避けた。その結果、立法の主旨とは反對に、累犯者は輕く罰せられることとなつたのである。かかる事情に對して、一八六九年の『常習犯人法』(Habitual Criminals Act) 及び、これに次で出來たところの一八七一年の『犯罪豫防法』(Prevention of Crimes Act) は、常習犯人に對する政策の上に一の新轉向を與へるに至つた。特に、『犯罪豫防法』は、その第八條において、重罪の再犯者に對しては刑の外に七年未滿の警察監視を言渡し得ることとして始めて一種の保安處分を規定したこと、及び、その第七條において、重罪累犯者に對しその刑期滿了後七年以內の期間において一定の事情の下に犯罪の嫌疑が認められる時は一年未滿の禁錮に處せられ得ることとして一種の嫌疑刑を規定したこと、に依つて特殊な意味を持つて居つた。然し、かかる新鬪爭手段が裁判所に對して與へられたに拘らず、一

方では累犯者の數は增加し、且つ、又、他方では一般輿論の反動的影響の下に刑の峻嚴は漸次緩和せられるに傾いたのである。

然るに、一八九五年の『內務省行刑調査委員會』(Departmental Committee on Prisons) の報告に因て、常習犯人に對する鬪爭は全然新時期を劃するに至つた。即ち、この報告において、始めて累犯の問題と常習犯人の問題とが區別せられ、鬪爭の對象として、特に、刑の執行の後も尙ほ新な犯罪を爲す危險の有る人々即ち『釋放せられるや直ちに再び犯罪生活に入るといふ決然たる決心とともに刑期を滿了するところの人々』が選ばれ、又、その對策としては、單なる嚴罰主義に依らず、緩和せられたる處遇內容を伴ふところの長期の拘禁を適當とし、これに因つて一方では犯人を威嚇すると同時に他方においては社會の防衛手段たらしむべしと提案せられたのである。行刑委員會では、始めは、この提案に好意を示さなかつたが、その後形勢が一變して、一九〇〇年には、その長官ラッグルス・ブライズは、ブリュクセル國際刑務會議の報告の中で、社會防衛の目的の上から見て、職業犯人の範疇に屬し明らかに社會に對して危險を示すところの犯人に對して長期の自由剝奪が必要であることを主張するに至つた。特に、ラッグルス・ブライズは、この長期の自由剝奪の內容を更に區別して、犯罪に對する應報と職業的犯人の社會的危險性に對する保安處分と爲し、刑罰は犯罪に比例せしめ、それに續いて豫防手段を適用することを提案した。又、職業的犯人の存在については、一九〇一年の在監受刑者の調査に因つて、二、八七九名の懲役刑囚の中一、三四二名は既に一回强制勞働に處せられ若は六箇月以上の重罪の刑に三回以上處せられ

た者であることが明らかとなり、しかも、其の中一、二一三名は財産に對する犯罪に因り處罰せられ、所謂職業的犯人として特殊の處遇を必要とすることが認識せられた(四)。更に、一九〇四年には、政府は『常習犯人特別收容所』(Habitual Offender Division)に關する法律案を議會に提出した。この法律案は、既に重罪に因り二回以上有罪宣告を受けたる者が、新に强制勞働に該る罪に因り刑の言渡を受ける場合、若し裁判所に因つて犯人が犯罪當時繼續的に不誠實な若は犯罪的な生活を爲したりと認定せられ且つ社會防衛上長期の拘禁を必要とすると信ぜられた者に對し、七年以上の强制勞働を言渡し、同時に刑期の一部分については通常の强制勞働に服さしめ、殘餘の部分については常習犯人特別收容所に收容することを言渡し得ることを規定した。然るに、この法律案は議會において否決せられるの運命に遭遇するに至つた。然しながら、かくして熟して行つたところの常習犯人の特別對策は遂に一九〇八年の『犯罪豫防法』(Prevention of Crime Act, 8 Edw. 7. c. 59)第二編第一〇條以下の法律として實現せられるに至つたのであつて、この法律に基いてイギリスの豫防拘禁の制度が確立せらるることとなつたのである。

(四) Ruggles-Brise, The English prison system, p. 49-50.

二　豫防拘禁の內容　豫防拘禁の言渡が爲される者は、普通手續において重罪に因り强制勞働の宣告を受け常習犯人なりと認定せられた者である(第一〇條)。常習犯人の認定は、刑の言渡以前において滿十六歲に達し、既に三回以上重罪に因り有罪の宣告を受け且つ繼續して不誠實な若は犯罪的な生活を爲したるか又は以前の有罪宣告において常習犯人の認定を受け且つ

豫防拘禁の言渡を受けたるかの場合において爲される。豫防拘禁は五年以上十年以內の期間において長期を附して言渡され、强制勞働の執行の終了の後に執行せられる。但し、强制勞働の期間の滿了すると否とには關係しない。豫防拘禁の執行の場所としては、男子については、ワイト島のキャムプ・ヒルの拘禁所、女子についてはリヴァプールの女子懲役監と定められて居る。被拘禁者處遇の目的については第一三條に規定が設けられ、そこには、『被拘禁者は訓練と改善的處遇とに服せしめられ、且つその釋放の曉において誠實なる生計を立つるに必要なる技能と意思とを付與するに最も適合したる勞働に從事せしめらる』とせられて居る(五)。

(五) Vgl. Foltin, Die chronisch erhöht Gefährlichen, S. 34 ff.; Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 480 ff.; Kenny, Outlines of Criminal Law, 13th ed., 1929, p. 508.

キャムプ・ヒルの豫防拘禁所には三百八十六の獨居房と十六の共同室とが設けられ、リヴァプールの女子懲役監には二十の獨居房が設けられて居る。豫防拘禁に付せられたる女子の數は極めて少數であつて、その數は一九〇九年八月一日から一九二八年十二月三十一日までの合計で二十三名に過ぎない。之に對し、同期間における男の數は八百七十八名とせられて居る(六)。

處遇の方法(七)は累進制に依られ、三箇の階級と一箇の懲罰級とから成つて居る。階級の上昇の條件は期間の經過と善行及勤勉とである。勤勉に對しては賞與金が付與せられる。特典としては共同食事、娛樂室出入許可、喫煙、新聞雜誌の購讀、園藝が許される。勞働は手工業が主とせられて居る。勞働に對しては原則として賃銀が支拂はれ、これを以つて被拘禁者は享樂品を購入することを得る。假釋放が許されて居る。假釋放の權限は內務大臣に屬し、三年に少くと

も一回假釋放の審査が爲されることを要する。假釋放は、內務大臣の任命せる巡閲委員其他を以つて構成せられたる『審査委員會』(Advisory Committee)の意見に基き行刑委員(Prison Commissioners)の提出したところの報告を基礎として決定せられる。內務大臣は何時でも釋放を取消し得る。又、假釋放を許可した後五年を經過する時は決定的に釋放することを要することとなつて居る。

(六) Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 492.

(七) 處遇の內容の詳細については、特に、Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 483 ff.; Foltin, Die chronisch erhöht Gefährlichen, S. 39 ff. 參照。

三　豫防拘禁の成績　豫防拘禁は、それが、新思想の上に築かれたる制度であるだけ、多くの期待が懸けられ且つ特別の注意を惹いて來た。扨て、その成績について、ラッグルス・ブライズは、それが『最初豫期した以上の好成績を示した』と爲したことがある(八)。然し、その後、特に、ドイツの諸學者專門家の研究の結果では、一致して、豫防拘禁は失敗に歸したと認められて居る(九)。私は以下において、その理由及び原因について、若干考察することにしたい。

(八) Ruggles-Brise, The English prison system, p. 56-7.

(九) Foltin, Gerichtssaal, Bd. XCV, 1927, S. 145, Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 493; derselbe, Aufzeichnungen, S. 34; Hentig, Zeitschrift, 49. Bd., S. 64-5.

先づ、豫防拘禁の實施せられた一九〇九年八月一日より一九二八年十二月三十一日に至る二十年間において、イングランド及びウェールスで豫防拘禁に付せられたる者の總數は九〇一名であつて、その中男子八七八名、女子二三名の割合となつて居る。宣告刑の期間は、七三五名に對しては最短期の五年、一三二名に對しては五年半以上八年、三四名に對しては最長期の十年が言渡された。宣告件數は、一九二四年乃至一九二八年の五年間平均一年男子三一名、女子〇·六名の割合と爲つて居る(一〇)。宣告件數は漸減の傾向を辿りつつあつて、一九〇九年には四六名、一九一〇年には一七八名、一九一一年には五七名、一九一二四年には三八名、一九二五年には二七名といふことになつて居る(一一)。この宣告數の減少の原因としては二箇の事實が數へられて居る。第一は、一九一一年六月二十一日の內務大臣の命令に因つて、豫防拘禁に條件が附せられ、(一)三十歲以上にして、(二)既に一回以上强制勞働の刑に處せられ、(三)且つ豫防拘禁が併科せられる場合の原因となれる重罪が特に重き犯罪であることを必要とせられるに至つたことである。第二は、イギリスの裁判官が豫防拘禁の宣告を好まぬことである(一二)。特に、このイギリス裁判官が長期の刑に對して反情を示すことは、既に豫防拘禁の制度の發達の歷史的過程において述べた如く、イギリスの傳統的傾向であつて、この點は、又、現在社會における正義觀念が合目的的見地に對して相矛盾するものとして注目すべき事實であると謂はねばならぬであらう。

(一〇) Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 492-3; derselbe, Aufzeichnungen, S. 34.

(一一) Hentig, Zeitschrift, 49. Bd., S. 64.

(一二) Foltin, Der Gerichtssaal, XCV. Bd. S. 148; derselbe, Die chronisch erhöht Gefährlichen, S. 38; vgl. Hauptvogel, Aufzeichnungen, S. 34.

更に、又、豫防拘禁所に收容せられたる者の一日平均在監人員を見るに、一九一九―一九二〇年度より一九二八―一九二九年度に至る各年度については九一、七六、九四、一一一、一三六、一五六、一

六二、一六六、一六一、一四三名の割合であつて、十年間平均一二九名となつて居る。然るに、収容能力は四〇二名であるから、この點から見ても豫防拘禁の制度はイギリス裁判官の反情の結果として充分に利用せられるに至つて居らないのである(一三)。

(一三) Hauptvogel, Aufzeichnungen, S. 84.

然らば、被釋放者については改善の效果が擧げられつつあるかといふに、フォルティンの調査に依れば、キャムプ・ヒル開設以來一九二三年六月二十日までに假釋放せられたる者の總數は三七七名であつて、その中一九二四年三月三十一日迄に累犯に陷つた者の率は五二%、假釋放の取消を受けた者一四%、死亡者八%、一九二一年以降消息不明の者一五%、成績良好と見らるべき者僅かに一一%であつたとせられて居る(一四)。その後のハウプトフォーゲルの調査に依ると、一九一二年の第一回假釋放以來一九二六年末に至る間に假釋放者男子總數三九二名中、一九二八年未までの成績は、死亡者三〇名、精神病者一名、再犯者若は假釋放の取消を受けし者二六九名であつて、殘りの六五名のみが成績不可ならざる者であつたと謂ふ(一五)。更に、最近の狀況につき數字の示すところに依ると、——

一九二〇—一九二六年間にキャンプ・ヒルより假釋放せられた者の一九二八年迄の成績

假釋放年次及人員		新に有罪宣告を受けた者					假釋放取消人員	死亡者	精神病院收容者	一九二八年迄成績良好者
年次	人員	一年以内	二年以内	三年以内	四年以内	五年以内				
一九二〇	二三	一三	二	—	—	—	一	二	一	二
一九二一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一
一九二二	五	四	一	—	—	—	一	—	—	四
一九二三	六	三	一	—	—	—	一	—	—	四
一九二四	五	三	一	—	—	—	一	—	—	三
一九二五	二	—	二	—	—	—	—	—	—	二
一九二六	四	四	—	—	—	—	—	—	—	二

一九二〇—一九二六年間にキャムプ・ヒルより滿期釋放せられた者の一九二八年迄の成績

滿期釋放年次及人員		新に有罪宣告を受けた者			死亡者	一九二八年迄成績良好者
年次	人員	一年以内	二年以内	八年以内		
一九二〇	一一	八	—	一	一	一
一九二一	二	一	—	—	—	—
一九二二	一	—	一	—	—	—
一九二三	一	一	—	—	—	—
一九二四	六	三	—	—	—	二
一九二五	二	二	—	—	—	—
一九二六	三	二	—	—	—	一

右表の如くであつて、即ち被釋者總數(死亡者精神病院收容者を除き)七三名の中、單に七名即ち九・六%のみが成績不可ならざる者であつて、しかも、その原因が、高齢の結果か病弱の結果かについては、統計上は明白でないとせられて居る(一六)。

(一四) Foltin, Die chronisch erhöht Gefährlichen, S. 56.
(一五) Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 494.
(一六) Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 494 f.

豫防拘禁の右の成績は、一般に認められつつある如く、明らかに失敗であると謂はねばならぬ。然らば、その失敗の原因は、本制度が改善を目的とするにかかはらず常習犯人が改善不可能であるが故であるのであらうか。ハウプトフォーゲルの如きは大體之を肯定する見解に立ち、豫防拘禁は寧ろ社會防衞を目的としたる排害處分として意義あるものであると爲して居る。且つ、又、かかる見地を裏づける現象としては、最近にキャムプ・ヒルへ收容せられる者は性格が硬化したところの老人に限られるといふ傾向が見えて居ることである。例へば、一九三〇年七月一日の調査に依ると、當時現實に拘禁せられたる者の總數一一五名の中、最年長者が七十三歳及び最若年者が三十五歳であつて、平均年齢は五十年六箇月となつて居るのである(一七)。然しながら、他面において注目すべき事實は、フォルティンの主張であつて、彼は寧ろ社會經濟的事情、特に一般的失業現象の中に豫防拘禁の失敗の重要なる原因を見出して居るのである。即ち、フォルティンは、一九一六年においては釋放後一年内の成績良好なりし者の率は八二%であつたが一九二六年には四九%に減少したとし、その原因は、歐洲大戰中には勞働市場の好景氣の結果低級の

勞働力も高き賃銀で雇傭せられたのに反して、戰後においては就職率が激減したことに在るとなし、しかも、其の間において豫防拘禁制度には信任級(Honour parties)又は假釋放級(Parole-lines)等が設けられ制度そのものとしては寧ろ改良せられたが故に、成績不良の原因は外部的事情に因ると爲して居るのである(一八)。

(一七) Hauptvogel, Zeitschrift, 51. Bd., S. 495, 498; Foltin, Der Gerichtssaal, Bd. XCV, S. 151; Kenny, Outlines of Criminal Law, p. 508 note 5.
(一八) Foltin, Der Gerichtssaal, ibid. S. 152 ff.

この二箇の見解のうち、いづれが正確であるかを決定することは甚だ困難な事である。然しながら、豫防拘禁に改善的機能が示されなかつたといふ事實を理由として將來之を專ら排害的目的の爲めのものたらしめるといふことは、豫防拘禁制度の失敗の原因については何等の說明を與へたものではない。故に私は、フォルティンの主張する如く、その失敗の原因は、被釋放者保護事業を條件づけて居るところの社會經濟的不況の中に在るものと解したい。かかる結論を裏づける事實として、私は、嘗て歐洲大戰終結當時、豫防拘禁が豫期以上好成績であると爲された理由として、ラッグルス・ブライズが歐洲大戰に依る經濟界の好景氣を指摘したことを示唆したい。即ち、曰く『審査委員會は(豫防拘禁の)好成績を以つて、歐洲大戰に因つて軍隊が多數の人間を使用し、且つ勞働市場が熟練者不熟練者の如何を問はず總ての人々に對して無制限に職業を提供したことに大部分負ふものであると認めて居る。即ち、その結果として、多くの常習犯人は彼等の犯罪的傾向を捨てて正業に就き、又軍隊に入つた者は、その軍隊的訓練に服することに因

つて改善せられることとなつたのであらう』(一九)と。實に、この歐洲大戰中豫防拘禁の結果を好成績ならしめて居つたところの原因的事實が戰後に消滅したのである。それが、やがて、豫防拘禁の不成績の原因であると考へられねばならぬのである。換言すれば、豫防拘禁の失敗の原因は、犯人その者又は制度そのものの中に在るのでなくして、社會・經濟的原因の中に在るものと考へられねばならぬのである。このことは、明らかに、又、教育的改善的處遇も社會的條件の改造を前提せずしては何等の成績を擧げ得ないことを示すものであつて、それがイギリスの豫防拘禁の長い實驗に因つて示されつつある結論の一である。

(一九) Ruggles-Brise, The English prison system, p. 57.

然らば、更に一歩進んで、豫防拘禁はイギリスの犯罪現象全體に對して何等かの影響を持ち得たであらうか。この點についても、何等の積極的な事實は示されて居ない(二〇)。元來、豫防拘禁の對象となつて居る犯罪は侵入罪、竊盜罪、詐欺罪、贓物故買罪が主たるものであつて、放火罪、通貨僞造罪、暴力犯罪は全然稀である。この中でも、特に、侵入罪に依り豫防拘禁に付せられる者が最も多く、例へば、一九二四―二五年度におけるその割合は總數の五七%といふ狀態であつた。然るに、豫防拘禁の制度の設定以來の侵入罪の狀況を見るに、減少するどころではなく、反つて增加して居る。即ち、――

(一) 人口十萬人につき有罪の言渡を受けた侵入犯人

一八九九―一九〇三	六・九〇
一九〇四―一九〇八	九・四九
一九〇九―一九一三	一〇・七〇
一九一四―一九一八	一一・二〇
一九一九―一九二四	一一・一〇
一九二五	

(二) 人口十萬人につき侵入罪に因る警察申告數

一九九九―一九〇三	二五・四三
一九〇四―一九〇八	三二・九六
一九〇九―一九一三	三四・九一
一九一四―一九一八	四四・八六
一九一九―一九二四	四五・九四
一九二五	

又、詐欺罪、贓物故買罪についても、同樣に、增加の傾向が示されて居る。即ち、――

人口十萬人につき有罪の言渡を受けたる者

	詐欺罪	贓物故買罪
一八九九―一九〇三	四・六四	三・三七
一九〇四―一九〇八	六・二一	四・〇一
一九〇九―一九一三	六・四六	四・五一
一九一四―一九一八	七・九一	四・九五
一九一九―一九二四	六・四五	四・六二
一九二五		

唯だ竊盜罪については、重き竊盜のみにつき、數字の上だけでは、減少の傾向が看取せられる。即

人口十萬人につき竊盜罪に因る警察申告數

	重き竊盜	輕き竊盜
一八九九―一九〇三	三五・五八	一五一・〇二
一九〇四―一九〇八	三一・一四	一五五・九八
一九〇九―一九一三	二八・四六	一七二・一六
一九一四―一九一九	二三・五三	一六四・五六
一九二〇―一九二四	二二・九二	一七二・〇九
一九二五		

然しながら、ここに問題となつて居る豫防拘禁の法律制定の年(一九〇八年)は、イギリスでは、南阿戰爭の結果不景氣は絶頂に達し、失業、ストライキの頻發した年であつて、例へば、失業率の如きも勞働組合加入者についてはその中の七・八%といふの情況であつた。そして、このパーセンテージは同年以前十年來の中最高のものであつたのである。(即ち、同年以前の右の百分率は二・八、二・〇、二・五、三・三、四・〇、四・七、六・〇、五・〇、三・六、三・七の順序で進んで來て居つた)。從つて、一九〇八年以來重き竊盜數が若干減少を示したとしても、それは必ずしも豫防拘禁の結果であるとは稱し得ないと謂はねばならぬ。のみならず、更に他の視角即ち重罪總數に對する豫防拘禁の影響を檢討してもそこには何等の結果もが現はれて居ないことは次表に依つて知られる。即ち、――

イングランドの人口十萬につき重罪に因る告訴數

一八九九―一九〇三	二四七・九八
一九〇四―一九〇八	二八一・四八
一九〇九―一九一三	二七九・三七

一九二〇―一九二四	二七九・九九
一九二五	二九三・一〇

(二〇) Heartig, Zeitschrift, 49. Bd., S. 60 ff. ここに述べられたところの事實は、既に一部分豐島博士に依つて引用せられたところであつて(行刑論集第一一〇頁以下)、一部重復の嫌あるが論を進める上に必要である故敢て引用することにした。

かくて、豫防拘禁がイギリスの犯罪現象全體の上には殆んど何等の影響を持たなかつたことが理解せられる。然し、單なる一刑事制度が決定的な影響を全犯罪現象に對して持ち得ると考へるが如きは刑事政策的には餘りにユートピア的である。故に、今暫らく、この點を度外視しよう。然らば、我々はイギリスの豫防拘禁の制度から如何なる刑事政策的結論を導き得るであらうか。既に見たるが如く、現代の如く社會的沈滯時代を豫定する限り、この制度から改善的效果を期待し得ないことは明らかであらう。然らば、單に之をして、排害的作用を營ましむるの外ないであらうか。この點についても、イギリスの裁判官に依つて示されたる如く、裁判官が在來の正義觀念に囚はれる限り、長期に亙る自由剝奪の宣告を彼等から豫期することは相當困難であると考へねばならぬ。故に、改善の效果を要請する爲めには、失業と貧乏を大量的に生產しつつあるところの現代の社會組織を根本的に改めねばならぬし、又、排害作用を要請する爲めには、裁判官をして、從來の應報的正義觀念を捨てしめ目的主義社會防衞主義の見地に立たしめねばならぬであらう。然るに、そのいづれかの一を、そして、その一のみを急激に實現するといふことは

差當り度外に置かれねばならぬ。かくして、社會組織の變革と裁判の合目的化との過程が漸次的なものと前提せられる限り、刑事政策的結論は、右の二箇の要請を綜合した制度においてのみ立てられることとなるであらう。私の考へでは、かかる制度は不定期刑主義であると思ふ。何となれば、元來不定期刑の理論は犯人の改善と其の排害に因る社會防衛との兩箇の效果を結合せんとするところから立てられて居るからである。かかる意味において、豫防拘禁の制度とその效果との比較的研究の結論は、刑と保安處分とを單に竝列的に接合したものではなくして、眞にこの兩者を綜合したところの不定期刑制度を採用すべきであるといふこととならねばならぬことになるのである。

行刑建築（壹）

蒲原重雄

第一、行刑と行刑建築の特異なる關係

建築とは生活の容器であると定義されるのであるが、誠に生活其物をそつくり其儘包擁する處の大きな容れ物であつて、內容である生活をして充分にその機能を發揮させ、遺憾ならしむる處に建築本來の使命がある。從つて內容の生活が異れば、其容器たる建築も自ら異るのであつて軍隊と學校、官公役場と銀行事務所と自ら獨自なる形を採るのである。

行刑建築の包擁すべき生活內容は、如何なるものであるか。之は一般の生活とは甚だ異つた特異なる生活であつて、讀者の熟知せらる處であるが、單に外見上特異なる生活である計りでなく、其生活內容の指導的原理は人

こゝわり
第一、行刑と行刑建築の特異なる關係
第二、行刑建築に於ける特に重要なる諸問題
一、行刑衞生の諸問題
(イ)敷地及周圍に於ける上下水の問題
(ロ)敷地及周圍に於ける衞生的考慮
(ハ)便處理の問題
（以上本號）

目　次

間界に於て最至難事とされる精神物質兩界の完全なる融合の上に全人的更生を期するのである。釋迦や基督の世に比べ、計り知れぬ程複雜せる今日の社會的情勢に於て精神と肉體とを、共に病む人々の全人的更生を其指導的原理とする生活内容は、其容器である刑務所建築と、果して如何なる關係に置かれ可きであらうか。

一方行刑建築は行刑の目的を完全に果さしむる外の何物でもない。行刑を離れて行刑建築なきは論を俟たぬ處であるが、同時に、行刑建築を離れて行刑は有り得ないと云ふ事が亦云はれるのである。此事は重要な事であつて、他の場合と著しく異るのである。軍隊を學校の校舍で間に合せても軍隊の指導的原理には些の動搖があらうとは考へられぬ。事務所建築を官公役場に利用しても亦然りである。然るに刑務所を他の何物を以て代へしむる事が許されるか。絶對に許されぬのである。此事は軍隊學校事務所及官公役場の生活内容には多分の共通點があるが、刑務所の生活内容のみはそれがない事を物語るものである。

斯る特異なる生活内容を滿す可き行刑建築は其れ自體も特異の態形を採らざるを得ぬのであつて、其如何に些細な形にも行刑の目的を含ぬはなく其間一寸の間隙も許されぬのである。

行刑と行刑建築とは渾然たる融合を絶對に必要とするものであつて從つて刑務所を計畫する場合、行刑の根本思潮の正しき把握、行刑實務の徹底的洞察と、之を建築の上に具體化せしむる勝れたる技術が絶對必要條件となる。

完全なる刑務所を建てる爲めには獨りの行刑理論家一人の行刑實務家、或は一人の行刑建築家のよくする處ではない。此等三者の渾然たる協力、完全なる握手の上にのみ善き刑務所が實現し、從て完全なる行刑が現實の問題となるのである。此處に注意すべきは行刑建築家が行刑の本質を把握する事なしに、或は亦、行刑實務の正しき理解なしに、只從來の仕來りに依つて漫然建築に從事する事である。更に行刑理論家が如何に高遠らしき理論を振廻しても、現實の問題である行刑建築に無關心であつたり、無智識であつたり、無見識であつたりしたのでは、其理論も結局地に着いたものとは云はれない。從つて眞の行刑理論家たる資格を欠く者と云はれて差支ない。更に又行刑實務家が從來の因習傳統にのみ囚れて、不完全なる現狀に墨守せんとするが如き、或は狹い視野に立つて排他的に自己の意見をのみ押通さうとするが如

き誠に困つた事である。完全なる刑務所建築には理論、實務、そして建築技術の三位一體が絶對必須のものとせられるのである。

刑務所で屢聞く言葉に人的戒護、物的戒護と云ふのがある。人的戒護と物的戒護を比較して見る時に、或は前者が後者よりも重しとせらる可きであらう。又吾々は然した心懸でなければならぬ。然し乍ら人間には過がある。現在の如く余りにも低く評價されてをる刑務所に於て、從て貧弱なる豫算の元に少からず過勞の嫌ある看守諸君に對して、之以上の人的戒護を強要する事は明に社會問題である。かゝる要求は物的戒護に遺憾なき場合に於てのみ妥當性を持つ。

今迄の刑務所は吾々の見る處物的に余りに貧弱である。私は今日の刑務所に於てはそれが爲め看守と云ふ一個の人間から、魂を拔き去り肉として物的に補ふのでないかと云ふ疑さへ持つ。今日の人的戒護が事實に於て肉的戒護に變質しては居ないかと心配する者である。

物的戒護に賴り過ぎる事は勿論惡いが、刑務所と雖も近代の風潮に超然たる事は出來ないのであつて、近代のあらゆる經營の合理化が機械を以て人に代ゆるに汲々たる事實を亦見逃してはならぬ。機械は居眠をしない。怠けない。文句も云はぬのである。此等の風潮は必ずしも無條件には讃美出來ないが、それと云つてそれに關せず超然たるは今日久しく許され可き事ではない。今日汽車自動車に乘る事を危險とする者はない。從て人力車に乘り數十里を行く人もない。然るに刑務所では人力車は愚か、駕籠にも似た昔ながらの設備を抱へて、自動車汽車の走るを眺める事實がありはせぬか。そして車夫でありながら駕籠舁きである刑務職員は只奔命に疲れる事實がありはせぬか。

素より現在我國に於ける刑務所は不完全なるもの多く完全なる行刑を期待し得ぬ場合も少しとせぬ。かゝる刑務所が段々新しく改良され可きは論のない處である。然るに新しき刑務所建築を施工する場合一つの重要なる問題があるそれは耐火耐震の二重問題である。此の問題を解決せぬ限り一朝大震に會へば忽ち大正震火災當時の橫濱刑務所を再現するのである。如何にせば之を解決出來るか。鐵筋コンクリート構造、或は鐵骨鐵筋コンクリート構造の採用である。計算施工の正しきに從つて絶對に耐火的であり、相當强度の激震にも人命を完全に全からしめるのである。

過ぐる大震火災當時刑務所の崩壞類燒の事實が如何に

社會に重大なる脅怖を與へたか、今猶忘る事の出來ない事實であるが、かゝる重大なる社會的問題も時とゝもに忘れられ勝ちで、現在建てられつゝある刑務所に於ても盛んに煉瓦造木造の採用を余儀なくされる事實は悲しむ可き事である。

今日實行しつゝある刑務所に於ては其首要建築のみを僅かに鐵筋コンクリート構造に依つてをるのであるが、之等も高層建築となれば、鐵骨鐵筋コンクリート構造を採用せねば不安心である。之等の構造は耐火耐震であると同時に必然的に耐久性を約束せらるゝので、此點甚だ結構な理であるが、此處に注意を要する事は耐久的と云ふ事が一方容易に改變を許さぬと云ふ事である。木造建築の如きは改造とか取毀が比較的容易で、此點仲々都合よき場合がある。然るにコンクリートの如き構造に於ては一度やればそれきり即ち決定的である。一度實現せば數百年はその儘で存在する性質の建造物である。

故に將來建てられる刑務所建築は數世期の間存續し、しかも其時々の行刑思潮に順應し得るものでなければならぬは云ふ迄もない。

斯の如き刑務所を計畫設計するに當つては、實に當時の問題計りでなく百年二百年後の問題に迄見透を着けねばならぬのであつて、人間業としては至難の業と云はねばならぬ。

結局表面に表れる行刑思潮も行刑の實態も其根底をなす物は眞の人間性の認識把握に出發す可きものと考へられ、人間の本質を深く掘り下げその根本を極める事に依り相當恒久的なるものを獲られると信ぜざるを得ない。

此故に吾々總ては已れを空しうしてあらゆる現狀に對して、嚴正なる批判を加へて再吟味し、人間の眞實性に根ざす眞に正しきものを獲て、數百年の恒久性を確保するの用意がなければならぬ。

上述する處に依つて將來の刑務所に於ては數世期の恒久性が約束され可きであり、然も其包擁すべき生活内容の指導的原理が如何に人世に於ける至難事を目途とするものであるか、從つて刑務所建築自體が行刑の本體と如何に密接なる關係に於てその目的を完ふす可きであるかに就き大體の說明をした積りである。

第二、行刑建築に於ける特に重要なる諸問題

一、行刑衞生の諸問題

(イ)、敷地及周圍に於ける上下水の問題

人間の生活に水が如何なる重要性を持つかは改めて述ぶる要がない。

大なる集團生活である刑務所に於ては特に上下水問題の完全解決が其敷地撰定の第一條件でなければならぬ。

近代刑務所が特に大なる水量を要求する所以

最近の刑務所に於ては便の處理に水洗式を採用するを原則的事實として居るのであるが、水洗便器——汚物淨化槽なる一連の便處理裝置をして完全に機能を果さしめんが爲には從來見ざる多量の水量を給水する事が要せられ、從て多量の汚水を完全に排水する事も亦必要中の必要事とされるに至つた。

給水量

一體一日一人當り幾何位の水量が必量かと云ふに、大都市に於ける水道の給水量に就て之を見れば、東京市が一石弱、横濱市が一石二斗程である。之は大小人を含めた量であつて比較的多量に水を用ふる水洗便所の使用者の數は比率から見れば非常に小なる場合に於てである。刑務所に於ては各人が全部水洗便器使用者である關係や其他集團生活體としての關係を考慮し、計劃に於ては最少限度一石を採り出來得れば一石五斗を理想としたい。

水源

假りに此處で千人を收容する刑務所に就て考へて見る。職員及官舍に於ける家族を考慮に入れ總人口を千三百人とすれば一日の所要水量は最底千三百石、望むらくば二千石である。此量は仲々の量であつて此の每日寸時も欠く事の出來ない水を如何なる方法で用意するか水源に就て之を常識的に分類せば

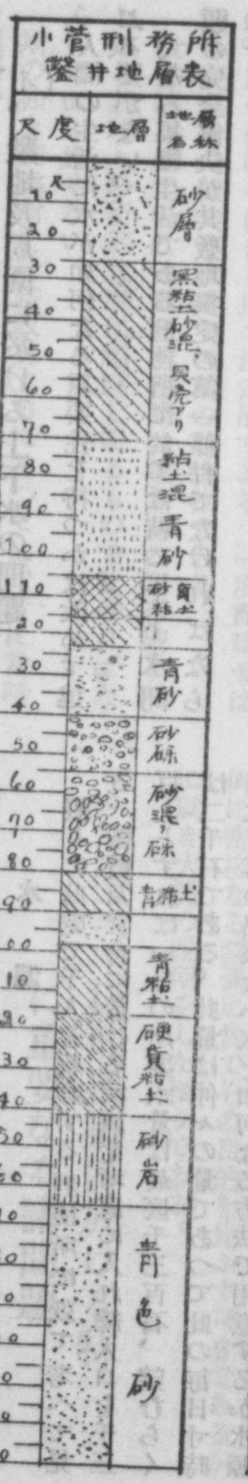
イ、井戸（深、淺）
ロ、掘拔井戸（人力に依る上總掘の如き）
ハ、河川、湖水
ニ、湧水（湧水量大なる場合）
ホ、都市水道
ヘ、掘拔井戸（機械力に依る大規模の鑿井）

水源の比較

(イ)(ロ)は水量の大なるを望まれない點に於て問題にならぬ。次に(ハ)であるが之れは飲用水としては都市の水道に於けると同樣の淨水裝置を要するのであつて仲々事が厄介であり刑務所としては余り望ましくない。

只飲用水以外の雜用水に利用するのは此限りではない。次は(ニ)である。之れは自然湧水で晴雨を關せず所要

の量を常に增減なく湧水する場合に問題となるのである。かゝる物は多くの場合地下水の湧水であつて比較的簡單なる裝置を施す事に依り、優秀なる水を得る事が出來て甚だ有利であるが、自然物であるが爲それを得る事は特別の場合であつて何處でもと云ふ理に行かない。次にホである。之れは都市に近接して刑務所がある場合に於て問題となるのであつて誠に結構なものである。只有料である場合に經濟的に考慮を欠く事が出來ない。然しながら之を利用し得らるゝ事は水の重要性に鑑み刑務所として非常に强味であるから主たる水源とするか、補助水源とするかは別として必ず利用すべきである。最後にヘであるが之れは地上の塵埃や有機物から全然絶緣された地下水を大規模の鑿泉工事に依りて積極的に揚水するのである。





此處で地下水に就て極めて常識的に說明をすれば、雨雪其他に依る地上の水が余程の長い月日をかゝつて表面から段々と浸透し各種の地層を潜り潜つて砂或は砂利層からなる帶水層に達し此處に一の水層をなすのである。かゝる水層は普通の場合地下に何層も數多く存在し、其層に依り量の多少、水質の良否（無機的）があるので鑿泉する場合水質の良なる量の大なる層を數層撰んで採用する事が出來るのである。

地下水とはかくの如き性質のものであるから元より地上の塵埃に汚される事なく亦傳染病其他の場合危險なる有機物の混入するが如き恐れは絶對にない。只含まれ可き無機物を試驗して之れを用ふれば人生に之以上の良水はないと云つて差支ないのである。されば最近に至り地下水の利用は各方面に極度の發展を見んとしてをる。河川に接せざるか或は良河川を得ざる都市に於ける水道の水源としての利用、高原或は砂漠の如き不耗地に於ける灌漑水としての利用、水を生命とする各種工場、都市大建築物に於ける常用併びに非常用水源としての利用等々と皆之れ後れざらん事を惧れる狀態である。かく地下水は純一無雜しかも無盡藏之の利用は刑務所に於ても最も適當せるものと考へざるを得ない。只鑿泉工事は相當の費用を要するのであり、採用すべき水層の深淺が亦非常に關係するのであるから、淺い地層に於て良水を多量に得らる可き場所を撰定に當り第一に考慮すべきである。

刑務所に適當する水源

以上之を要するに刑務所は上水として其水源を地下水に求むる事が最も有利であり亦大規模の掘拔井戸に依て容易に良水を所要量以上確保すべきである。然して都市水道の利用は可能なる限り併せて確保しなければならぬと考へる。

下　水

上水問題の解決は其有終の美を完ふす可き下水問題の解決を當然に豫想すべきである。

前に近代刑務所が原則として便處理を水洗式に依れる事を述べたのであるが、之等近代的刑務所の諸設備は從來見ざる多量の水を要し從てその結果は亦從來見ざる多量の排水量を見るのである。之等は悉く汚水であるが爲め其處分方法は非常に厄介な事となる。都市の完備せる下水を利用し得れば之れに越した事はない。兎も角も刑務所としては原則として汚水を其附近に停滯させるが如き地勢を絶對に排したいのである。一刻も早く汚水が流れ去る事を必要とするのである。かゝる地勢に於て隣接町村の下水に連絡し或は河川に直接放流するのであるが此場合注意すべきは集團生活體として義務づけられる衞

生的設備として放流すべき下水の淨化裝置を完備すると云ふ事である。下水處理の完全か否かは實に其施設が持つ文化的內容の高下を決定するものと云つて差支ない。

(ロ) 敷地及周圍に於ける衞生的考慮

高低の問題

刑務所建築に於ては敷地は原則として高燥である事を要し低濕であつてはならない。又周圍と敷地の關係に就ても社會的關係や戒護的關係と全然同じ利害關係を持ち周圍より見下されるが如きは衞生上から見るも面白くない。周圍より敷地が著しく高い事は社會的戒護的關係から許されないのであるが、衞生的見地からも前述の上水を得難い理由や且風當りの甚しい理由で割愛出來る。結局敷地は平坦或は緩漫なる傾斜地を理想とする南へ下る傾斜地等は頗る好ましい。

通風方位の問題

刑務所建築に於てはその地方に於ける『最多風向』を注意せねばならぬ。最多風向とは一年の內に最多く風の吹いてくる方向を云ふのであつて各地で決まつてをる。東京では五六七八月南風で他は悉く北西風である。大阪では十二月一月西風、二三月北風、他は概ね北東風である。結局東京に於ては北西風が主で大阪では北東風が主である。

此の最多風向の風上に塵芥を特に生ず可き物、惡臭有害なる氣體を發する物、或は多量の煙を排出する物があつては頗る困るのである。例へば東京近在に於て春二三月頃北西に廣大なる畑を控へる敷地が如何に黃塵万丈に惱まさるゝか想像の外である。化學工場、塵芥燒却場或は林立する煙突を有する大工場等々は其敷地の關係に深甚の考慮を要する理である。

此他湖沼河川と敷地の關係に就てやはり最多風向が重要なる意味を持つ。例を東京地方に採れば湖沼河川の位置は敷地の西方にあるを理想とし南方にあるを最惡とする。此の理由は日本に於ける濕氣の最も多い五六七八月が南風であつて、若し南に湖沼河川があれば敷地は常に他より大なる濕氣を蒙りさらでだに不愉快なる苦熱をより大に感ずるのである。反對に日本に於て最も空氣の乾燥する冬期に於て西北に湖沼河川を擁する場合敷地の空氣は其乾燥の度を緩和さるゝの利益があるのである。同じ一つの湖沼河川る自然物も吾々の注意如何に依り味方とも敵ともなし得るのである。此他敷地內の風通し宜敷事、余り風當りの激しからざる地勢である事、日光射

入を妨ぐものなき事等々は云ふ迄もない事である。

衞生に害ある諸設備の考慮

前項で最多風向に化學工場、塵芥燒却場、大工場等々の存在する事を否としたのであるが貧民街、汚水處理場屠殺場、蓄舍等を含めて之等のものが風向の如何に關せず敷地の近距離にある事は衞生上に害がある、避け可きである。

(ハ) 便處理の問題

獨り刑務所のみの問題ではなく全日本的の問題として便處理の問題がある。日本が常に文明國としての資格を疑はれる「チフス」「赤痢」「蛔虫」「十二脂腸虫」等々の傳染病流行は便を直接に肥料とする我國の風習が持續する限り跡を絕たないと學者に依て云はれて居る。されば我衞生當局者は擧げて同問題の解決に力を盡し今や方法も具體的に決定を見たのであるが、習慣の久しき依然として大衆の注目を引かず僅に都市及其郊外に於て問題とされるに止まる情態である。此具體化的方法を大別すれば、第一便淨化裝置、第二多槽式便溜である。此の二つは共に刑務所の採用すべき便處理の方法である。

現在の便處理方法

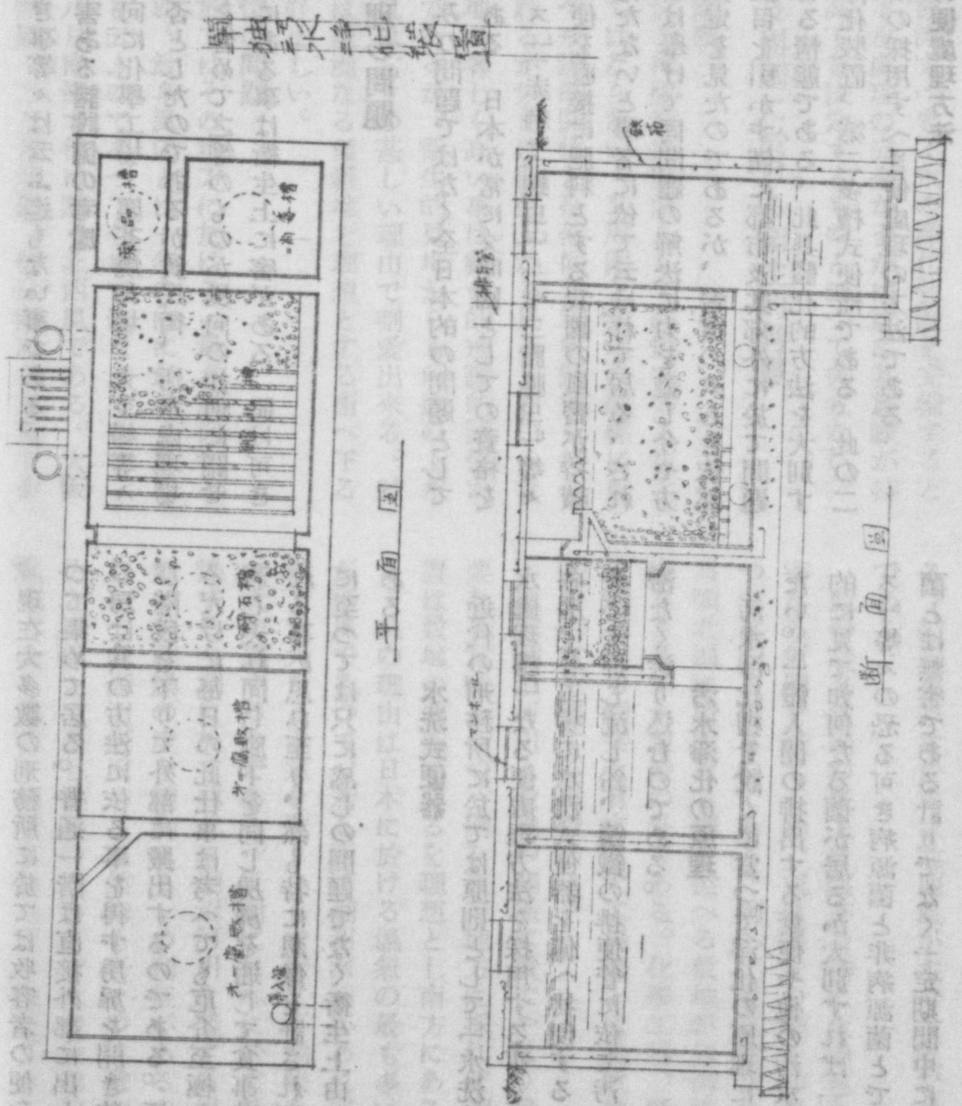
現在大多數の刑務所に於ては收容者の便を置便器に依つて集めて居る。普通一階は直接外部に出し得るが二階の房は其の方法に依る事を得ず房扉を開き狹い廊下を運び階段を下りて外部に搬出するのである。汚いものであるだけに每日の此仕事は考へても厄介至極な事である。若し夫れ同じ廊下を同じ房扉を通じて食事其他の搬入される事に思ひ至り、然も特に想像を許され可き便の散布に至つては只に感じの問題でなく衞生上由々しき問題である。

水洗式便器

近代の刑務所に於ては原則として「水洗式便器——汚水處理槽」なる便處理方法を採用する事を述べた。即ち各房、各工場に水洗式便器を備へ排便する每に多量の水量にて押し流し鉛、鑄鐵の排便管に依て汚水淨化槽に停滯なく送り込むのである。

汚水淨化の原理

汚水淨化槽を說くに當つて淨化の原理に就きて略說したい。一體人間の排出する糞便や他の汚水中には細菌學的に見て如何なる菌が居るか大別すれば「コレラ」「チフス」等々の恐る可き病源菌と非病源菌とである。非病源菌とは無害である計りでなく一定期間中には「細菌の拮



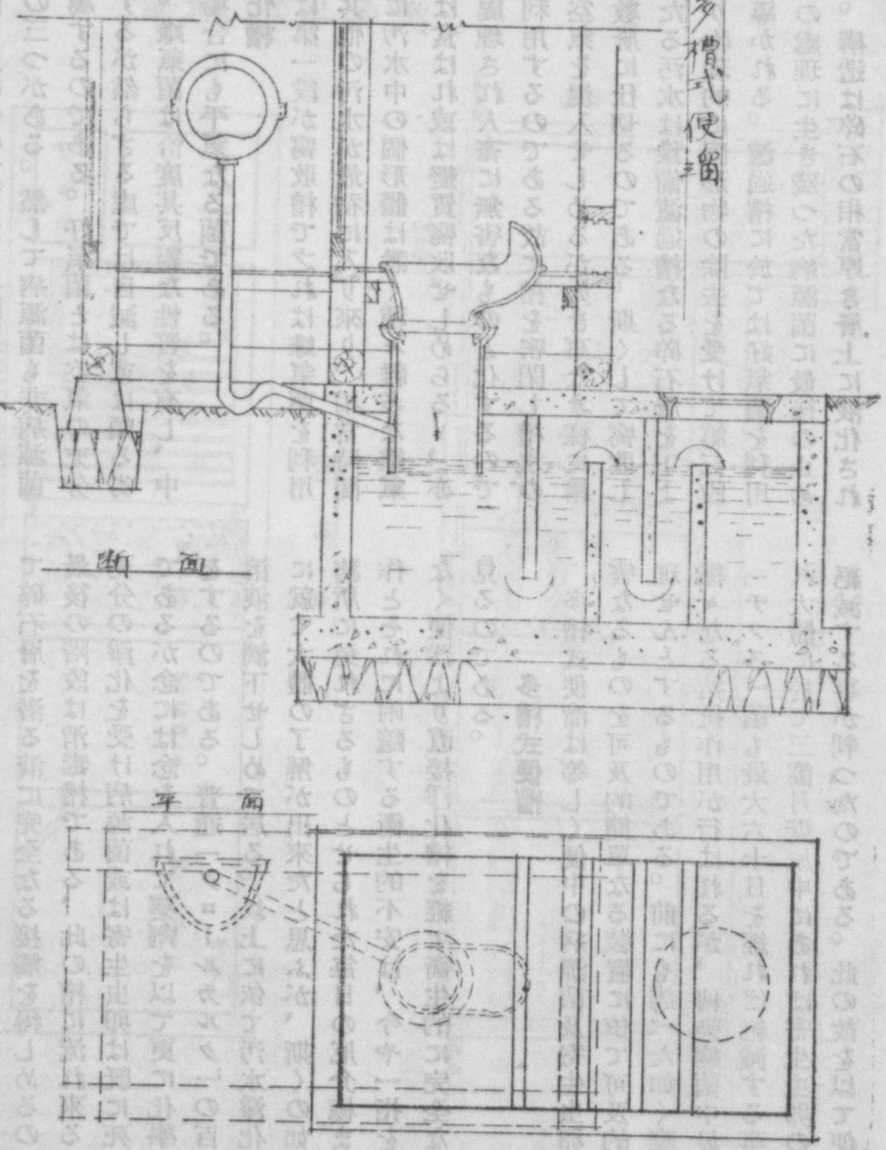
抗作用」とせらるる處の病源菌を殺す作用をすら持つのである。此等の菌を更に他の方面から分類すると好氣菌嫌氣菌、中性菌の三つがある。然して病源菌も非病源菌も之等三者中に屬するのである。好氣菌とは空氣の充分なる處では繁殖するが然らざる處では自滅し或は頗る劣勢なる菌である。嫌氣菌は恰度其反對な性質を有し、中性菌は其何れの場合にも平氣なる菌である。

汚水淨化槽

淨化槽の構造は第一段が腐敗槽で之れは嫌氣菌を利用して造られ糞尿其他の汚水が最初に入り來り、相當時間中槽内にある間に汚水中の個形體は悉く種々雜多な嫌氣中性菌の爲に或は食はれ或は變質腐敗せしめらるゝ、亦一方化學的にも處理され人畜に無害なものと化するのである。嫌氣菌を利用するのである故に槽を密閉し槽水の汚水を動搖して空氣を混入せしめるが如き事なき樣に構造する、此爲に數層に仕切るのである。斯くして腐敗し液化せしめられたる汚水は豫備濾過槽なる碎石層を下より上に向けて通り物理的に固形物の除去を受けて第三段階たる濾過槽に導かれる。濾過槽に於ては好氣菌を利用して上述二段階の處理に生き殘つた病源菌に最後の止めを刺すのである。構造は碎石の相當厚き層上に液化されたる汚水を樋に依て万遍なく行渡る樣撒布するのであつて、此槽に於ては空氣を充分に外部より供給して滴下して碎石層を潜る液に完全なる接觸を得しめるのである。最後の階段は消毒槽である、此の槽に流れ來る液は最早充分の淨化を受け病源菌或は寄生虫卵は既に死滅した筈であるが念には念を入れて藥劑を以て更に化學的に消毒をするのである。普通「クロールカルク」の百万分の一溶液を滴下せしめて居る。以上に依て汚水淨化槽の機構に就て大體の了解が出來たと思ふが、斯くの如く從來刑務所に免れざるものとせられた每日の厄介極まる集便動作とそれに附隨する衞生的不安は、今や一指を染むる事なく便器より直接淨化槽を經て衞生的に完全なる處理を見るのである。

多槽式便溜

多槽式便溜は等しく便中の病源菌及寄生虫卵の如き有害なるものを可及的簡單なる裝置に依て可及的完全に處理せんとするものである。前にも述べた如く糞尿中には種々なる拮抗作用が行はれるが、傳染病菌中最頑强なる「チフス」菌も最大六十日を經れば絶滅する事が證せられ大體に於て三箇月糞尿中にあれば寄生虫卵の如きも亦絶滅する事が判つたのである。此の故を以て便溜は三箇



月以上の貯藏力を必要とし、然も便の落口より汲取口迄に至るに必ず三箇月以上を經過する樣順々に進む可き裝置を施し汲取に際して起る動搖を出來るだけ傳らない樣にしてある、從て臭氣も亦傳らないのである。之れは官舍の如き個々の便所より耕耘地に於ける大なる便溜に至る迄悉く此の式に依る可きである。

便の肥料的價値考慮

此處で注意すべきは第一の淨化槽の方法に於ては便の肥料的價値は認めぬのである。然るに現實の問題として經濟的に便を肥料として利用するの止むなき場合なしとせぬ。かゝる場合に於てのみ第二の多槽式便溜は何處迄も補助的で一部的に用ひられ可きである。耕耘地に要する量を精密に計算し夫以上には決して便を溜め可きでない。而して苟も便を溜める以上は官舍の個々の便所より耕耘地の大便溜に至る迄悉く此の多槽式を採用すべきである。

感激

時局以來、收容者のそれに對する關心は頗る敏捷且つ高度であつた。敎務係に於ても免業日毎にその經過の報道につとめたのと、『人』の記事や、彼等の受くる鄕信等で、いやが上にも彼等の愛國心は燃え立つた。

本年正月元旦、所長は大和魂について熱烈深甚なる訓諭があつたことは、彼等の感情をどんなに緊張せしめたらう。二月から軍需品の作業が始まり、時局の波動が餘所事なら二月から軍需品の作業が始まり、時局の波動が餘所事なら彼等の情緒を現實的ならしめたであらう。

三月に入りて陸軍省副官の講話、刑務協會の映畫、陸軍記念日の夜のラヂオ放送、或は肉彈三勇士に關するそれを聽取せしめた。わけても三勇士による彼等の白熱的興奮は眞に目ざましいものであつた。

見よ！彼等の作業の態度、彼等の發信に洩らす感懷。いかに彼等にかゞやく祖國愛精神の崇高嚴肅なることよ！。

（小菅　富井生）

起訴猶豫處分を受けたる者の保護（下）

仁科正次

第七　就職せしめたる者

二、七九六人中一、一一六人を就職せしめた事は確かに偉とするに足りやう。公の信用を以てする公的職業紹介所の成績が慘憺たるものであることを思へば一度は檢事の前に出頭したと言ふ大きな信用上のハンヂキヤツプがあるにも係らず、尙斯の如き良好なる成績をあげて居るのは寧ろ不思議である。然し此の就職は永久的のものであつたか、又は一時的のものであつたかの點が明かでない爲め尙不十分ではあるが、就職率はまさに驚異的のものと言はなければならない。

第七表の一　職業別と就職業種別

業種別	收容前の職業	收容後の就職業
土工及人夫	四九四人	三八九人
目立屋	四人	二人

職業	四七九	一	四
雜業	一六二	一三四	三
農業	一〇六	一	三
料理人及コツク	九五	三〇	三
大工	七四	二三	三
商事外交員	六八	二四	三
商店員	六四	一八	三
鐵工具職工	六三	二二	三
新聞配達	五五	三二	三
飮食店手傳	五八	五二	三
自動車助手	五一	二八	三
鱗店商	四八	三一	三
菓子製造業	四五	一六	三
無職	四二	一四	三
電氣職工	四一	八	二
和、洋服裁縫業	三四	九	二
船乘業	三三	五	二
木工	三〇	五	二
荷馬車挽	二九	一二	二
魚屋雇人	二八	六	二
事務員	二四	七	二
洗濯屋雇人	二二	一四	二
理髮業	二二	六	二
左官	二〇	六	二
印刷工	一九	五	二
自轉車修繕工	一八	五	二
鋲力職	一八	三	二
女中	一六	七	二
ボール箱職	一五	八	二
八百屋	一五	一〇	二
學生	一四	ボーイ	二
機械工	一四	セルロイド職工	二
鍛冶屋	一四	五	二
ペンキ職工	一四	六	二
自動車運轉手	一三	七	二
諸肉商雇人	一三	五	二
染物職	一三	二	二
印刷業	一二	四	二
製本工	一二	三	二
硝子職工	一二	四	二
石工	一〇	二	二
豆腐賣子	一〇	六	二
日用品行商	九	六	二
鐵金工	九	二	二
パン製造業	九	二	二
寫眞業	八	一	二
塗物職	八	三	二
漁師	八	一	二
植木職	六	二	二
牛乳配達	六	三	二
看板屋	六	石版圖案工	二
雨傘(日)職	二	一	一
小間物商	二	一	一
レンズ職	二	一	一
友禪職	二	一	一
古着商	二	一	一
圖案工	二	一	一
磨屋	二	一	一
新聞記者	二	一	一
鐵筋工	二	一	一
製糸職工	二	一	一
玩具商	二	一	一
浴場雇人	二	一	一
竹細工職	二	一	一
米屋店員	二	一	一
洋傘職工	二	一	一
印版工	二	一	一
牧夫	二	一	一
火夫	二	一	一
ボーイ	二	一	一
セルロイド職工	二	一	一
遊藝人	三	二	一
護謨職工	三	一	一
花籠製造工	三	一	一
石鹼工	三	一	一
筆耕	三	二	一
燒鳥屋	四	一	一
鐵道省雇	三	一	一
酌婦	三	一	一
女給	三	一	一
蕎麥屋	三	一	一
家具職	三	一	一
經師屋	三	一	一
木挽職	三	一	一
桶職	三	一	一
護謨靴直	三	一	一
鐵金工	三	一	一
輒子製造業	三	一	一
銀行及會社員	三	一	一

俳優及同見習	六	四	チンドン屋	二	一				
飾職	六	四	給仕	二	一				
下駄職	六	一	荷車挽	一	二				
ミシン裁縫業	五	四	薪炭業手傳	一	二				
時計工	五	二	魚賣子	一	三				
モスリン職工	五	一							
ミシン職工	五	三							
瓦職	五	一							
菓子職	四	八							
メリヤス工	四	二							
荒物及雜貨商	四	一							
足袋職	四	二							
電話工夫	四	一							
納豆賣	四	三	其他	八九	二八				
靴工	四	一	計	二、七六	一、二六				

備考　一人宛の業種八十九人あるも合算して其他として計上せり

又如何なる方法を通じて就職したかを知るは興味あることであるが夫れは左の如くである。

之に依つて見れば更新會職員の努力もさる事ながら自ら職を得たる者の數六三二人で、全体の殆ど六割を占めてゐるのは意を強うするに足るものがある。保護會より其の實質的精神的效果を奪ふものは保護を受くる者に抱き勝ちの依賴心であり、自立獨立性の薄弱化であつて、之れセンチメンタルな小兒病的な慈善主義を以つてしては到底超克し得ざる惱みである。然るに本會に收容したる者の中に斯くも多數が自力を以つて就職戰線に進んだことは、更新會に漂ふ清新の空氣を察知するを得るであらう。(13)又一度は其の犯行に依りて、危險性を疑はれたる者と雖前非を改めて自ら新生活に旅立たんとする者に對しては現下の不況の社會にして、尙此の人數を就職圈内に容れたことに對し特に感慨の深いものがある。

(13)　六三二人は就職し得たる者の數であるから實際自ら進んで玆に努力したる者の數は遙に多數となるであらう。

第七表の二　就職せしめたる者

主事の手にて	三二二人	
委員の手にて	四一人	計一、一一六人
知己の手にて	一一九人	
自ら職を求めたる者	六三四人	

第八　他の機關に移せし者

保護會は各其の特異性がある。其の適當なる者に適當なる人の保護を托することは相互に行はれてゐる事であつて、更新會は次の如く他の機關へ移して居る。

第八表　他の機關に移せし者

朝鮮人保護部（在原支部）	六三人	相愛會	一人
兩全會（女收容）	一六人	六踏會	一人
聖勞院	四人	國士團	一人
新隣館	二人	日蓮宗慈濟會	一人
自立會	二人	救世軍	一人
多摩小年院	一人	其他	一人
眞哉會	一人		
報效會	一人	計	九六人

第九　無斷退會せし者

逃亡したる者、收容所及就職先より退會したる者の合計は全体の七分弱に當り、必ずしも少數とは言へないい(14)。其の如何なる理由に依つて斯くの如き事が行はれたものであるかが判明すれば保護事業上重要なる參考となるであらうが、今は其の手段に惠まれない(15)。然し退會し去りたる者は、恐らくは遂に再び暗黑の中に陷りたるものと想像し得可く、後述更に受刑するに至つた者の中に其の大部分を發見し得るであらう。

(14)　釋放者保護中に於ける無斷退會者の數に就ては前揭年報第四六二頁以下。

(15)　犯罪者の中には保護を受くるが如き事を嫌惡する者が可成あるもので特に夫れは少年少女に著しいものとされて居る、其のジプシーの如き果しなき放浪性は普通の手段を以てしては到底治癒し能はざるもので之に對しては特別の方法が講じられなければならぬものと思ふ。特に檢事が課刑を不要と認め（即ち危險性少しとし）將來を戒めて保護會に引渡したるに其の數時間後然かも役員同道の途次忽ち之より脫出し去りたるが如き者のあることは皮肉と言へば皮肉である。

第九表　無斷退會せし者

收容の途次逃亡せし者	八六人	
收容所より不就職の儘退會せし者	七二人	計一八四人
就職先より退會せし者	二六人	

第十　收容日數

特に目を惹くものは收容日數の著しく短き事で、僅に一週間又は夫れ以内の收容に過ぎざる者の數は表の示す如く殆ど其の全部である事實で、之は釋放者保護に比し顯著なる相違點を示すものと言ふ可く(16)若し之が今後實證的に其の普遍性を認められるに至るとせば(17)、不起訴處分者の保護は釋放者の夫れに比し洋々たる將來を持つものと言ひ得るであらう。

(16)　釋放者保護の昭和四年度統計を見るに保護會收容總人員六、〇三〇人の中收容期間は左の如くである。

一月以内	三、三一〇人	
二月以内	八八七人	
三月以内	五三四人	
六月未滿	五〇四人	
六月以上	七九五人	

(17)　但し斯く短時日間に身の振り方を解決し得たるに就ては(イ)本會職員の異常なる活動と手腕との結果であるかも知れないし(ロ)時と場所と人とに特殊の事情の存在があつたのかも知れないのであるからこれ丈けの結果よりして直ちに此の點に於ける此の種保護成績の普遍性を斷定することは出來ない。

然し私は此の事から今日の監獄が其の理想に反して實は受刑者より社會性を奪ひつゝあるの皮肉な矛盾を犯しつつあるのではないかとの暗示を受けた事を否定しない。

第十表　收容日數

一週間以内	二、五八一人	
二週間以内	一四一人	計二、九三九人
三週間以内	四四人	
三週間以上	一七三人	

第十一　再收容者

一應保護を解きたる者にして其の後事情の逼迫せる者は本會に更に收容して再び保護する事にして居る。之は極めて適當なる處置であつて、出來得べくんば斯くの如き者は一般社會政策の對象とせずして、司法保護の範圍に於て行ふ可きであるが、經費の關係等よりして釋放者保護では殆ど實行不可能の如く見える。但し此の點は本人の依賴心の增大を警戒する必要があつて其の間微妙なる事情もあるのである。

第十一表　再收容者

失職せし爲め	一二三人	
病氣の爲め	二八人	計二二三人
其他	七二人	

第十二　收容者保護の內譯

勤くして右說ける所を要約するならば更新會は、二年七箇月の間に於て二、七九六人を收容し(18)其の中五割強は之を親族知人を賴つて地方に歸還せしめ四割弱を就職せしめ三%を他の保護に委ね六%弱に其の保護から脫せられて居る事になる。

第十二表　收容者保護の內譯

歸鄉せしめたる者	一、四二六人	五一%
他の機關に移したる者	九六人	三%
就職せしめたる者	一、一一六人	四〇%
收容の途次逃亡したる者	八六人	三%
不就職の儘退會したる者	七二人	約三%
計	二、七九六人	

(18)一箇月平均　九〇人强である。

五　被保護者の其の後の犯罪

以上に依つて保護の內容を知る事を得たが、然らば斯くの如くして兎も角も努力をせられた社會復歸は其の後如何なる結果を生んだか。保護の價値は一に其の結果によりて決定せられる。種々な手段を以て行はれる保護事業は社會に於ける犯罪性を撲滅するに在る。換言すれば一度保護を受けたる者をして再び犯罪行爲に出でしめざることに其目的は存し(19)此の目的の到達にして空想に終らんか百の美言も整備せる組織も畢竟一場の美しき夢に過ぎない。私は不完全な種々の統計と書類とを基礎として茲に我が指紋部の保管原紙の對照を加へて辛うじて次の結果を得た。

第一　其の犯罪率

第十三表

(1)處刑せられざる者	二千八百十九人	非前科者	二千五百九十三人
	八三・八%	前科者	二百二十六人
處刑せられたる者		非前科者	三百六十六人
(2)五百四十三人	一六・二%	前科者	百七十七人
收容者三千三百六十二人			
(3)非前科者人員二千九百五十九人の中處刑せられたる人員三百六十六人		受刑率	一二・三%
(4)有前科者人員四百三人右の中處刑せられたる人員百七十七人		受刑率	四三・九%

前科者四百三人	牧容前より判明せる者	百六十人
	牧容後判明したる者（一犯にても前科を包藏せるものを含む）	二百四十三人

備考 (1) 東京區、地方檢事局起訴猶豫者中帝國更新會に牧容保護せる者に付て調査せり

(2) 前科者とは牧容前の前科あるものを云ふ（罰金刑を包含せず）

勿論之は統計として甚だ不完全なもので右の諸調査の效果を推測するには甚だしく價値を減じられることを認めざるを得ない。

先づ之には時の喰違ひがある。前の調査は昭和四年より六年迄の材料より無いのであるが。之は昭和元年迄遡つて居ることである。斯る調査に就ては學者の所謂累犯の孵卵期間なるもの（20）を念頭に置かなければならない。卽ち釋放者が累犯に陷る危險は大体釋放後の二年であつて、此の期間を無事に經過したる者は大体に於て犯罪性を喪失又は著しく減少したるものと認め得るものとされて居る（21）。故に昭和四年より同六年までの保護の結果を知らんとせば少なくも昭和八年頃になつてから之を回顧することを要するのであつて、直ちに昭和元年より同六年迄の犯罪率を以て右の結果を尋ねんとすることは科學的の正確さを欠くものであつて此の場合は其の大体を推測し得るのみである。

牧容人員三、三六二人中犯罪の故に處刑せられたる者五四三人は之を釋放者保護成績四、九四三人（直接保護のみをとる）中一〇七人に比し（22）著しき不同があり、一見犯罪率の高きを思はしめるものがある。然し先づ一方は五箇年の合計であり、一方は昭和四年度の一年分であるから五四三人を五分する時は夫れだけでも殆ど同數となる。然し更に考ふ可きは年報に現はれたる一〇七人の累犯は實數より遙かに以下である事を想像し得る事實である。蓋し此の數は唯各保護會に於て累犯の事實を知り得たもののみの數であつて、保護會には知れない數が多數にあるからである。現に前揭年報に現はれた更新會の昭和四年度の入監者の數は僅に五人である（23）から此の數を五倍して得る數は二五人で、當指紋部に於て調査の結果判明せる前記五四三人と比較するならば、右の一〇七人は遙かに多數に上ることは十分に想像し得ることである。尙又、更新會よりの退會者のことを考へなければならぬ。釋放者保護會よりの退會者は累犯に陷る者は恐らく計算せられないであらうが、更新會のものは當部の指紋對照から退會者と何たるを論ぜず苟も更新會の

息のかかつたものは全部之を數へたのである故に（24）（25）私は不完全ながらも更新會の保護成績は釋放者保護に比し、より多くの効果をあげてゐるものであると想像するのである。

尙、表の示す如く、前科者の犯罪率が非前科者の夫れに比し高い事は（約三倍半）當然であらう。尙第十三表は格別本論に關係あるものではないが、非前科者としてはあらゆる機關を欺いて來た者二四三人を當部に於ける指紋對照の結果發見したものであるから序ながら附記して置いたのである。

（19） 之は司法保護の最大限度の理想であると同時に最少限度の要求でもある。單に犯罪行爲に出でないと言ふ事のみを以ては人間の價値の完成はなく其の完成を最終目的とする人生の意義より見れば、單に刑罰を受けないと言ふが如きは極めて小さい事と言ふ可きであると言ふ人があるかも知れない。然し司法保護は直接高潔なる人格を造らしめることを目的とするものではない其の妨害となつてゐるものを除去すると云ふ消極的な目的の到達を最大限とするのであつて、監獄の使命を考ふる時は一層容易に了解し得るであらう。又司法保護は少くも犯罪に陷らせないと言ふ事を任務としなければならぬ點に於て夫れは又最少限度の要求とも言ひ得るであらう。

（20） 正木學士『行刑上の諸問題』第二四頁。當指紋部に於ても指紋原紙の排列につき此の考慮を入れてゐる。但し當部は特殊の事情上、其の期間を十年とした。

（21） 今前揭年報につき昭和四年度の累犯と期間との關係を見るに

三月以下	七九七人
六月以下	一、八二五人
一年以下	四、四六三人
二年以下	三、三一六人
三年以下	一、二七七人
五年以下	九三三人
十年以下	五四八人
十五年未滿	九二人
十五年以上	三人

であつて、右の事實を實證してゐる。（第一六二頁）

（22） 第四九二、四九三頁

（23） 前揭年報第四六二、四六三頁

（25） 無斷退會者の數は前示の如く一八四人であるが無斷退會の性質上恐らく其の大部分は再び犯罪者として此の五四三人の中に現はれて居る事と想像して差支

へあるまい。眞の保護成績を知らんには此の退會者を除外して計算しなければならないが今は其の資料は無かつた。尚起訴猶豫處分を受けたる者が更に犯罪するに至る者の數を調査して、其の數と本會に於て保護を加へたる者の數との對照を爲すならば、有益な結果を得ると思つたが夫れも資料が無かつた。因に司法省第五十五回刑事統計要旨（第一〇頁）に起訴猶豫取消人員の統計があるが之は被猶豫處分者にして更に犯罪したる者の實數に及ばざること遠いことは明かである。

（25）容觀的な個人識別法は指紋の對照に依る外絶對に不可能で犯人が、警察、檢事局、裁判所更に刑務所迄をも欺き通し遂に當指紋部に依りて前科僞名等の發見せられたるものは意外の多數に上つて居る。之につき拙稿我國に於ける指紋對照と其成績『法曹會雜誌』第九卷第十號第一一八頁

第二　夫れに至るまでの期間

尙同五年間に於ける判決に至る期間と罪名との統計を左に揭げて置く。釋放者が出所後六月以上二年以下の時に於ける犯罪率の高きに對し（26）之は六月未滿が最高となつて居るのは面白い對照であるが其の大部分は財産犯罪であることから推して（三月未滿にして窃盜する者既に二割を占めて居る）釋放者の大部分は出所に際し多少の作業賞與金を有することに其の主なる理由を求むべく、尙無斷退會の一八四人の行衛を想像する時は事は一層明かであつて、前述保護期間の短い事とは因果關係を爲して居ないものと考へる（27）

（26）前揭註（21）參照

（27）判決に至る迄の期間の調査のみでは不充分であつて、犯罪性を表はすに至りし時即ち犯罪行爲の時に至る迄の期間を調査しなければ、滿足なものでないことは勿論であるが、之は不可能であつた。尙前揭年報の統計も此の意味に於て不完全なものである。

第十四表　收容後判決ニ至ル期間及罪名調

罪名＼收容後判決ニ至ル期間	三月未滿	六月未滿	一年未滿	二年未滿	三年未滿	四年未滿	五年未滿	計
竊盜	一四	二三	八八	四三	二〇	五	一	三九三
竊盜詐欺	六	六	三	四	一	一	一	一九
詐欺竊盜	一〇	一	一	一	一	一	一	一四
業務上橫領	一	一	一	一	一	一	一	一四
住居侵入竊盜	六	二	二	二	一	一	一	一五
竊盜公務執行妨害	一	一	一	一	一	一	一	一四
贓物牙保	一	一	一	一	一	一	一	一四
强盜	一	二	二	二	一	一	一	一四
竊盜及住居侵入	二	一	一	一	一	一	一	一四
住居侵入竊盜詐欺	一	一	一	一	一	一	一	一四
詐欺橫領竊盜	一	一	一	一	一	一	一	一四
詐欺	八	四	七	三	二	一	一	一四
橫領	二	二	二	一	一	一	一	一四
强盜住居侵入	一	一	一	一	一	一	一	一四
遺失物橫領	一	一	一	一	一	一	一	一四
竊盜及水道損壞	一	一	一	一	一	一	一	一四
竊盜橫領	二	二	五	一	一	一	一	一四
橫領竊盜	一	一	三	一	一	一	一	一四
竊盜詐欺及橫領	一	一	一	一	一	一	一	一四
强盜未遂竊盜橫領	一	一	一	一	一	一	一	一四
竊盜贓物牙保	一	一	一	一	一	一	一	一四
詐欺橫領	一	一	一	一	一	一	一	一四

罪名＼收容後判決ニ至ル期間	三月未滿	六月未滿	一年未滿	二年未滿	三年未滿	四年未滿	五年未滿	計
住居侵入未遂及傷害	一							一
竊盜橫領詐欺		一						一
竊盜有價證券變造行使詐欺			二					二
住居侵入竊盜業務上橫領私文書僞造行使			一					一
橫領竊盜詐欺				一				一
住居侵入竊盜詐欺				一				一
强盜强姦强姦致傷强盜傷人				一				一
公文書僞造行使詐欺				一				一
詐欺住居侵入				一				一
竊盜鐵道營業法違反				一				一
强盜竊盜				一				一
贓物牙保竊盜					一			一
竊盜逃亡軍用物毀棄					一			一
竊盜私文書僞造行使					一			一
强盜未遂竊盜住居侵入					一			一
業務上橫領竊盜					二			二
竊盜遺失物橫領						一		一
私文書僞造行使詐欺							一	一

矯正図書館

遺失物横領竊盜									一
計	一兗	一茜	二七	六七	三〇	六		一五四三	

備考　本調書は不起訴處分及刑の執行猶豫處分に處せられ帝國更新會に收容せる者に付調査せり

六　結　論

以上は私の調査し得たる範圍の報告である。之に依つて私はさなきだに失業群の横溢する現今に於て更新會は目覺ましい活動を續けて、犯罪性の撲滅に多大の効果を現はし我新刑事訴訟法が斷乎として第二七九條の規定を設けたるの精神を生かしたものであり、此の方面に一脈の光明を與へたものであるとの微かなる確信を得た。勿論之には不十分の點が非常に多い。犯罪の原因は現代社會生活の混沌化と相表裏して複雜微妙であると同時に犯人の社會復歸も亦多様雜多の原因の支配を受くるものと言ふ可く(28)げにも、江戸川の水はテームスの岸を洗ふのである。私が以上にあげた觀察點の如きは保護の成績の如何を論ずる根據としては誠に貧しいものであり、之を以て、生きた社會に躍動しつゝある犯罪性との白兵戰の成績を、結論する事は早きにすぐるでもあらう。(29)けれ共、更新會はさしあたり野に叫ぶヨハネの聲である。その事業は我國の先頭を走り、今も唯獨り其の路を進むものである丈けに、私の興味は深かつたのである。刑事政策は社會政策である外敵に投じる數千万の犧牲を惜しまぬ國家の熱意が、年々國内を脅かす數十万の内敵に注がれるに至らん事(30)而して此の意味に於て世人の關心が保護事業、特に未だ殆ど處女地に等しき起訴猶豫處分者の保護の上に向けられん事を切望するのである。

(28)　犯罪現象が單なる心理の原象と解せられ裁判官の職務は單なる三段論法を適用するものに過ぎぬとされたるに對し犯罪は廣汎なる背景を其のプイヨンとするものであること、從つて裁判官の職務は單なる形式的三段論法を越えなければならぬとされるに至つた所に所謂新派の理論が存する。(牧野博士日本刑法第二五版第四五頁以下)故に所謂刑事責任(新派の學者は此の責任と云ふ考へ方さへをも徒らに神秘的な無用のものとして否認するのであるが)を定めるに當つては單なる自由意志の如きものの判定では足らない事となり社會防衛の容體としての廣汎なる惡性の價値判斷が要求せられるに至るのである。少年法では審判に付すべき少年ありと思料したるときは事件の關係及本人の性行、境遇、經歷、心身の狀況、教育の程度などを調査すべきものとし、且つ心身の狀況に付ては成るべく醫師をして診察を爲さしむべし(第三一條)としたるは惡性判定につき愼重の態度を要求したものであるが、同樣の精神は犯罪性の崩壞即ち犯人の社會復歸に際しても及ぼされなければならぬ。即ち少年審判所が少年法第五一條及第五二條の規定に依る處分を爲したるときは、少年保護司をして其成績を視察し適當なる指示を爲さしむることを得(第五八條)と規定し(此の精神は當然に成年者の夫れにも及ぼされなければならぬ)又昭和六年五月に訓令となつて出た假釋放審査規程(行甲第一、一二八號)には改善審査の具體的要件として(第五條參照)身上關係につき十箇(第二條)犯罪關係につき七箇(第三條)保護關係九箇をあげて居る。社會性獲得の判斷が簡單に行はれてはならぬと戒しめたものに外ならぬ。

(29)　以上の外、尚家庭の事情、家族財産の有無、生育の狀態、性癖、犯罪前の東京での生活、其生活の場所、交友等と犯罪との關係及び爾後の是等の諸事情等を調査しなければ到底完全な結果は得られない。

(30)　正木亨記官は屢々之を說かれる。『監獄破産論』法學志林第三〇卷第一、四八七頁以下(「昭和六年を送くる」刑政第四四卷第一二號第二頁)

(完)　昭和七年一月廿九日稿



收容者の閲歴に就て (一)

アメリカ國勢調査院 (Bureau of Census) 發表

緒論

調査の範圍——此の報告は一九二三年一月より六月の間に於て合衆國の州立、國立の各刑務所に收容された一九、〇八〇人の罪人の身元調である。これら罪人の收容所は國立のもの三、州立のものは六十一、州立感化院三十八を含んでゐる。そして此等刑務所や感化院に收容された者の數は同年一月一日より同六月卅日迄の間に各種の行刑施設に收容された者の總數一六六、三五六人の僅か一一・五%にしか當らないが、彼等の大部分は重罪犯人又は比較的兇暴な犯罪者である關係上、刑事學者にとつて重大な意義を有するグループである。これらの罪人は原則として小刑務所や勞役所に送られる收容者に比して遙かに重い判決を下されるのである。今玆に掲げる統計は該期間内に收容された夥しい收容者の中極めて小部分に就ての調査である。更にこれらの統計は同期間内に於て法廷で有罪宣告を受けた多數の重大犯罪者の殆んど總てを網羅するものと見做される。從來の試みに比して遙に大規模に此の一群の收容者の特徴を分析研究し、彼等の社會的背景を叙述するに當つても大いに意を用ひ、要を掲げて不要を省くに努めた結果、その統計は以前の合衆國國勢調査では決して得られなかつた完璧のものであり、又刑務所や感化院に關する國勢調査表について新規な調査項目を加へることによつて蒐集した記錄である。

この前の國勢調査報告は性別、人種、出生地、年齡、婚姻關係により、又罪種、刑期、及び前科に基き、一九二三年度に收容された收容者の分布に關する資料を發表したものである。これらの資料の大部分は州立や國立の大刑務所を始め、郡立、市立の小刑務所や勞役所に至る

迄、合衆國の行刑施設の全野に亘り收容者の身元を漏れなく調査したのである。

此の補遺的報告は此の前の時と同樣國勢調査院副院長ジョセフ・エー・ヒル (Dr. Joseph A. Hill) 博士監督の下に準備されたものである。而してこの報告の原文を草したのはベンネツト・ミード (Bennet Mead) 氏であつて、氏はまた統計表の下書を作り、且つ資料の蒐集並びに編輯者として直接其の衝に當つた。

刑務所及び感化院に收容された罪人に關しては玆に二種の資料を提出せねばならぬ。

(一) 此等收容者の犯行に關する資料

(二) 罪人の個人的特質及び前歴

第一類に屬する資料の範圍は罪種、及び犯罪地の性質並びに範圍による收容者の分類を包含する。

第二類に屬する資料中には性別と罪種に關聯して次ぎの項目を包んでゐる。即ち

(イ) 住所地による收容者の分類
(ロ) 犯罪の行はれた州及び郡に於ける滯在期間
(ハ) 教育程度、家庭の事情、鄉里を去つた年齡
(ニ) 收入及び職歴
(ホ) 前科の有無

(ヘ) 世界大戰中陸海軍人として服役せる記錄

加之、此の報告は婚姻狀態に關する年齡による收容者の分類をも併せ掲げてゐる。かくて、一九二三年の「收容者」と題する此の前の報告にも如上の二項目に關する資料が別に記載してはあるが、斯の如く資料を綜合的に發表した例は嘗てない。

資料の基礎——凡そ此の度の研究で發表された種類の資料は一九二三年度以前の收容者國勢調査には蒐集された例を見ない。乃ち一九二三年度の國勢調査計畫編成に際しては調査官吏と二三の有力な國立團體の代表者の間に幾回となく打合せが行はれた。その會議の結果、從來各種の刑務所や感化院に收容された者の爲に用ひた國勢調査表を擴張して、刑務所當局が刑務所の記錄なり受刑者に面接するなりして正確完全な報告が出來るやうな二三の調査項目を加へることになつた。

州立又は國立刑務所當局の心からなる一致協力によつて收容者の大多數に關しかゝる調査項目に就ての資料を纏めることは敢て難事ではなかつた。

此の報告の主要項目は次ぎの如き質問に對する解答より得たものである。

18. 無就學—本が讀めるか……字が書けるか……
（然リ又は否）　（然リ又は否）

19. 敎育程度……小學校……中學校……
（最終學年）　（年限）
職業學校……專門學校……
（年限）　（年限）

21. 犯罪地……　……
（州）　（都）　（市又は町）
犯行前該州に滯在せる期間……　……
（年數）　（月數）
該都に於ける滯在期間……　……
（年數）　（月數）

23. 犯行前失業狀態にありしや否や　……
然りとせばその期間　……　……
（年數）　（月數）　（週數）

24. 最終職業に於ける週收入　……

25. 犯行前年に於て就業せし週數　……

26. 犯行當時生活を共にせる親戚
(1) 夫又は妻との同棲　……
(2) 子供との同居　……
(3) 兩親との同居　……
(4) 片親との同居　……
(5) 其他の親戚との同居　……
(6) 親戚と同居せざる者　……
（×を用ひて上記六關係の一を表さしむ）

27. 兩親の許を離れたる年齡　……
（何歲）

28. 犯行當時全くの農村僻地に居住せしや否や　……

29. 28問に對する答が「否」ならば收容者の居住せし村名町名又は市名　……

30. 以前に收容されし回數
(1) 少年刑務所　……
(2) 小刑務所、矯正院、又は勞役所　……
(3) 感化院　……
(4) 州刑務所　……
(5) 行刑農場又は外役キャンプ　……
(6) 其他の行刑施設　……
（「訓令」を見よ）

31. 以下の諸施設に收容されしことありや否や
(1) 精神病院　……
(2) 心神耗弱者保護所　……
(3) 呼吸器病院　……
(4) 貧民救護所又は貧民農場　……
(5) 其他の刑罰に關係なき施設　……
（×を用ひて施設の種別を指示せしむ）

32. 世界大戰中陸海軍籍に在りしや否や　……
（然リ又は否）

資料の限界——然し此等番外とも云ふべき報告項目中のあるものに就ては大概の刑務所で發表する一般記錄に

現はれる年齡とか人種とかの項目に對する程完全な解答は得られなかつた。一例を示せば、此の研究の基礎を爲す刑務所又は感化院送りの罪人一九、〇八〇名中年齡不詳の者は僅かに二〇四名で總數の一・一%に過ぎない。然るに其の半面、犯罪地に就ての消息不明の者は一、五五四名の多數に上り、爲めに該調査項目は總犯罪件數の八・一%について缺ける事になつた。

「報告なし」の率が最高を占めてゐるのは刑罰に關係なき諸施設に收容されたる事ありや否やといふ問ひに對してゞあつた。本項目に就て報告なきもの、實に總犯罪件數の四五・二%に達してゐる。

次ぎに資料中隨處に矛盾を含む事も已むを得ない現象である。その理由は、大抵の刑務所に於てはかゝる新規な質問に對する解答を得るには是非とも收容者と親しく面接する必要があるし、また屢ゝ外部の資料では彼等の陳述の確否を定め難い場合が生ずるからである。無論かかる收容者の陳述にも間違はあらうが、調査事項全般から見て以下に揭げる數字は定型的犯罪者達の社會的、經濟的背景に關するかなり權威ある消息を傳へる事を信ずるものである。尙ほ各調査項目の資料を發表するに當つて不正確な報告が數字に影響を及ぼしてはゐはしまいかと思はるゝものに就き論議することにしよう。

犯罪地

犯罪地と犯罪者の居住地とを調べる事によつて、各種の都市に行はれる犯罪を村落に於て行はれるものと比較した割合を示す事が出來る。此の目的に供する爲め人口十萬以上の都市に對する數字と夫れ夫れ二萬五千から十萬迄、一萬から二萬五千迄、二千五百から一萬迄の人口を有する都邑に就ての數字を示す事にした。其他の地方はすべて國勢調査の例にならつて村落として表示する。

都市が國民中の犯罪分子を誘引する範圍、都市生活の種々の誘惑が住民を犯罪に導く範圍、法令の制約によつてこれらが防止される程度、都市人口の構成に於ける年齡別、其他あらゆる條件は、收容者の都市と村落に於ける分布を示せる統計に反影されてゐる。即ち第一表は一九二三年度の國勢調査で得たこの項目に關する主要なる

矯正図書館

資料の總括である。

第一表——一九二三年前半六ケ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別及び犯罪地による分類並びに一九二〇年度に於ける總人口に對する收容者の比率

性別及び犯罪地別	收容者數 1923 數	分布比率	人口十万につての比率	總人口 1920 數	分布比率
男女合計	19,080	100.0	18.0	105,710,620	100.0
都會地域	13,631	77.8	25.1	54,304,603	51.4
100,000以上の地	6,165	35.2	22.5	27,429,326	25.9
25,000より100,000の地	2.955	16.9	28.6	10,340,788	9.8
10,000より25,000の地	1,788	10.2	25.8	6,942,742	6.6
2,500より10,000の地	2,723	15.5	28.4	9,591,747	9.1
村落地域	3,895	22.2	7.6	51,406,017	48.6
報告なきもの	1,554	.....	.....	.....	.....
男子	17,882	100.0	33.2	53,900,431	100.0
都會地域	12,631	77.0	46.4	27,203,312	50.5
100,000以上の地	5,680	34.6	41.2	13,777,442	25.6
25,000より100,000の地	2.714	16.5	52.5	5,171,304	9.6
10,000より25,000の地	1,649	10.1	47.5	3,471,217	6.4
2,500より10,000の地	2,588	15.8	54.1	4,783,349	8.9
村落地域	3,768	23.0	14.1	26,697,119	49.5
報告なきもの	1,483	..	.....	.....	.....
女子	1,198	100.0	2.3	51,810,189	100.0
都會地域	1,000	88.7	3.7	27,101,291	52.3
100,000以上の地	485	43.0	3.6	13,651,884	26.3
25,000より100,000の地	241	21.4	4.7	5,169,484	10.0
10,000より25,000の地	139	12.3	4.0	3,471,525	6.7
2,500より10,000の地	135	12.0	2.8	4,808,398	9.3
村落地域	127	11.3	0.5	24,708,898	47.7
報告なきもの	71	....	.....	.....	.....

第一表によつて明かにされた主要な事實は都市に於ては村落地方よりも遙かに犯罪が頻發する事である。犯罪地の明白な收容者總數の内七七・八%は都會地で犯した罪によつて收容され、村落地方は僅かに二二・二%の犯罪を出でず、村落地方の率は四八・六%に當つてゐる。これと對照するに一九二〇年に於ける全都會地の人口は總人口の僅かに五一・四%を占めてゐるに過ぎなかつた。

尙ほ第一表の第三欄によつて人口十萬當りの犯罪數の比率を比較する時其の對比は更に驚くべく截然たるものがある。即ち都市が二五・一の犯罪率を示すときに對應する村落地方の率は七・六である。斯の如く人口の割合より見て都市やその他の人口の集結してゐる場所の犯罪率は村落地方の三倍以上に達してゐる。

次ぎに性別による犯罪率を調べると都市と村落との間に於ては男子の比率よりも女子のそれが著しい差異を示してゐる。即ち女子に於ては都會地の率三・七のとき村落地方の率は〇・五にすぎない。斯の如く女子に於ては都市の犯罪率は村落地方の犯罪率の七倍にも達する。然し男子に於ては前者四六・四%に對し後者一四・一%で常に三倍内外の差異あるにすぎない。

第一表は都會の犯罪量を村落地方の夫れと比較して兩者の關係を說明するばかりでなく、犯罪の行はれた市又は町の面積に應じて都會地の犯罪分布を明かにする用をなす。然し此等の統計表は偶〻奇妙な齟齬を示してゐる。即ち人口二五、〇〇〇乃至一〇〇、〇〇〇の都市が最高犯罪率(二八・六)となつてゐるが、實際は(二八・四)といふ高率が二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇の町について示されてゐる。次ぎに人口一〇、〇〇〇乃至二五、〇〇〇の小都市が二五・八の犯罪率を有する事は人口二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇の町又は二五、〇〇〇乃至一〇〇、〇〇〇の都市の何れよりも犯罪率が低いことになる。最後に人口十萬以上を有する大都會は犯罪率二二・五で他の如何なる都會地域よりも低いのである。

此の調査の資料と雖も或程度の制限を免れぬ爲めに之等の數字を以て各種の市又は町に於ける犯罪の發生關係を正確に測定するは稍〻困難である。今これら種々の制限中の二三を次ぎに示す。

(一) 此の數字は只罪人が終に逮捕せられ、州立刑務所又に感化院に送られる幾の犯罪を記述するに止まる。大小都會地に不斷に起りつゝある犯罪を村落地方と全然區別して常に同じ程度の正確さを以て表示することは誠に困難である。何となれば數字は實に犯罪の發生に關する實際の變化によつて影響されるのみならず他の諸要素即ち警察や裁判所の活動能率も決して一定せるものではなく、更に刑罰方法、刑務所の型も時勢に伴つて變化すべき事に想到せねばならぬからである。

刑政第45巻第4号

一例を擧げれば、大都市に於ける收容者の總じて低い所以は郡立や市立の小刑務所又は勞役所等が小都市ならば州立刑務所に收容される筈の多數の罪人を所罰するために使用されてゐる事實を見れば幾分肯かれる事と思ふ。其の結果、村落地方や小都市で行はれた犯罪は大都市の夫れに較べて遙かに精密にこの統計表に記載されてゐる譯である。

一九二〇年合衆國全土に亘つて國勢調査を行つた處人口十萬以上の都市居住者は僅かに全人口の二五・九%を出でなかつた。然しながら人口十萬又は十萬以上の大都市に總人口の三〇%以上居住する州が全國に十六を算した。そしてこれら十六州は男子犯罪者總數の四六・八%を州立刑務所や感化院に送つてゐるが、一年又は一年以上の刑期で小刑務所や勞役所に送られた男子犯罪者は全數の七二・三%に達した。假りに此等の諸州に於ても他の地方と同じ割合に一年又は一年以上の收容者を小刑務所や勞役所に送らずに州立刑務所や感化院に收容するとすれば此等重罪人の刑務所及び感化院收容總數のみならず、人口十萬又は十萬以上の都市に於ける此種の犯罪の數及び割合が著しい增加を示すべきは明白である。

(二) 次ぎに人口二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇程度の土地に對して示される犯罪率は第一表に據れば余りに高過ぎる嫌があるが、それは實際は接續町村に起つた或種の犯罪を市や町のものとして報告する傾きがあつた事に因るものであらう。實際斯かる種類の誤謬が小さな町に特に多く起るも無理からぬ事である。而かも斯かる誤謬は他の都會地の犯罪率を高めるよりも却て小邑の犯罪率を高めたかの感がある。

第二表は總人口に對する收容者の比率を掲げて、大小都會地又び村落地方に於ける特種の犯罪によつて收容されるもの丶關係を示してゐる。

即ち第二表所載の都會地犯罪率と村落地方犯罪率を比較すると、一罪種を除いて他はすべて前者の率が後者を凌ぐ事を明白に物語つてゐる。その一例外とは禁酒違反の男子犯罪者率であつて、村落地方では其の率二・三であるが、都會地では二・二である。しかし丶る瑣々たる相違を以て都會地と村落地力に於ける禁酒法違反者の犯罪率を正確に區別する譯には行かない。畢竟此の事實はか丶る種類の犯人は村落地方に於ては都會地よりも速く逮捕される事を意味するに止まる。

都會地率と村落地方率とが最も著しい對照をなしてゐるのは藥種法違反の男子犯罪者に就てゝあつて、其の率

都會地三・六に對し村落地方〇・一である。次ぎに男子犯罪中都會地の率が村落地方の率を遙かに凌駕するものに强盜(都會地率四・五、村落地方率〇・六)、夜盜(八・二對二・三)及び窃盜(九・四對二・三)等がある。其他財產犯の詳細に就ては第二表に揭げてある。

殺人犯(都會地率三・二、村落地方率一・八)や强姦犯(一・八對〇・八)又は傷害犯(二・一對〇・九)に就て見るも都會地の犯罪率と村落地方の夫れとは比較にならない。女子の犯罪に關しても第二表に示す罪種の殆んど大部分に付て都會地の率は村落地方の率を超ゆる事顯著なるものがある。

更に四種の都會地を比較して見ると玆に揭げる罪種の大部分は人口十萬以上の都市に於て最低率を示し二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇の小邑で最高率を示す事が分かる。この狀態は殺人、傷害、强盜、强姦又は禁酒法違反等の重大犯について存するのである。

四種の都會地の內中間に位する二種の都市即ち人口一〇、〇〇〇乃至二五、〇〇〇のもの及び人口二五、〇〇〇乃至一〇〇、〇〇〇のものにあつては、その率は概して大都會の夫れと人口一〇、〇〇〇以下の小邑の率との中間に位する。

然しながら二種の犯罪はその發生關係に於て他のものと著しく異つてゐる。即ち强盜と藥種法違反は人口一〇〇、〇〇〇以上の都市に於て最高率を示し、人口の密度疎らな都市に至るにつれ順次その率は低下して二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇の小邑に至つて最低に達する。

第二表 ——一九二三年前半六ヶ月間に於て刑務所及び感化院に收容されたる者の性別、罪種別、犯罪地別による人口十万に對する比率

性別及び罪種別	合計	都會地	內譯			村落地方
			100,000以上	25,000より100,000	10,000より25,000	2,500より10,000	
男女合計	18.0	15.1	22.5	28.6	25.8	28.4	7.6
男子	33.2	40.4	41.2	52.5	47.5	54.1	14.1
身体犯							
殺人	3.0	3.6	2.6	3.2	3.3	4.9	1.8
重罪	1.0	1.1	0.6	1.3	1.1	2.0	0.5
輕罪	2.1	2.2	2.0	1.9	2.2	2.9	1.3
傷害	1.7	2.1	1.9	2.2	2.1	2.6	0.9
財產犯							

矯正図書館

強盜	2.8	4.5	5.6	4.1	2.9	2.7	0.6
夜盜	5.9	8.2	6.8	9.1	9.4	10.7	2.3
窃盜及び窃盜關係のもの	10.4	15.5	12.8	18.2	17.0	19.3	3.8
窃盜	6.3	9.4	8.0	11.0	10.5	11.1	2.3
橫領	0.5	0.6	0.6	8.0	0.5	0.6	0.2
文書僞造	2.4	3.7	2.5	4.3	4.4	5.7	0.9
詐欺	0.6	0.8	0.7	0.9	0.6	1.2	0.2
贓物寄藏	0.6	1.0	1.0	1.2	1.0	0.7	0.1
性道德違犯							
强姦	1.4	1.8	1.2	2.3	2.1	2.2	0.8
姦通	0.1	0.1	*	0.1	0.1	0.1	*
其他の性的犯罪	1.0	1.4	1.1	1.7	1.6	1.4	0.4
藥種法違反	1.9	3.6	4.9	3.8	1.6	1.0	0.1
禁酒法違反	2.4	2.2	0.8	3.2	3.3	4.3	2.3
雜	2.6	3.9	3.4	4.5	4.1	4.3	1.1
女子	2.3	3.7	3.6	4.7	4.0	2.8	0.5
役人	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1
窃盜及び窃盜關係のもの	0.4	0.7	0.7	0.9	0.8	0.5	0.1
猥褻及び姦淫	0.4	0.6	0.7	0.7	0.5	0.3	0.1
藥種法、禁酒法違反	0.3	0.6	0.6	0.9	0.3	0.4	0.1
其他	1.0	1.6	1.3	1.9	2.2	1.5	0.2

* 100,000につき1の十分の一以下のもの

收容者の住所地

犯行當時に於ける住所によつて罪人を分類する事は犯罪と環境との關係に就て此の報告が有する意義を考へる上興味ある事である。第三表は總括的にこの問題に關する資料を示すものである。

此の報告は調査表中の次ぎの二個の質問から得られたものである——先づ收容者が全くの片田舍に居住してゐたものであるか否か、若し然らずとすれば居住せし村名町名又は市名。その解答を表示するに當つては一九二〇年度の國勢調査當時人口二、五〇〇乃至それ以上を有してゐた土地はすべて國勢調査院の例にならつて都會地と見做し、更にこれらを人口の多少によつて個々の種類に細別した。

第三表——一九二三年前半六ケ月間に於て刑務所及び感化院に收容されたる者の性別及び住所地別による分類並びに一九二〇年度總人口に對する比率

性別及び住所地別	收容者數 1923 數	分布比率	人口100,000當り比率	總人口の分布比率
男女合計	19,080	100.0	18.0	100.0
都會地	12,545	70.4	23.1	51.4
100,000以上の地	6,402	36.0	23.3	5.9
25,000より100,000の地	2,691	15.1	26.0	9.8
10,000より25,000の地	1,556	8.7	22.4	6.6
2,500より10,000の地	1,896	10.6	19.8	9.1
村落地方	5,262	29.6	10.2	48.6
報告なきもの	1,273	……	……	……
男子	17,882	100.0	33.2	100.0
都會地	11,583	69.4	42.6	50.5
100,000以上の地	5,915	35.4	42.9	25.6
25,000より100,000の地	2,470	14.8	47.8	9.6
10,000より25,000の地	1,428	8.6	41.1	6.4
2,500より10,000の地	1,770	10.6	37.0	8.9
村落地方	5,106	30.6	19.1	49.5
報告なきもの	1,903	……	……	……
女子	1,198	100.0	2.3	100.0
都會地	962	86.0	3.5	52.3
100,000以上の地	487	43.6	3.6	26.3
25,000より100,000の地	221	19.8	4.3	10.0
10,000より25,000の地	128	11.4	3.7	6.7
2,500より10,000の地	126	11.3	2.6	9.3
村落地方	156	14.0	0.6	47.7
報告なきもの	80	……	……	……

第三表に現はれた數字は明かに州立刑務所や感化院に收容されてゐる收容者が主として都會地から送られたものなる事を證明してゐる。都會地は居住者十萬に付犯罪率一一三・一で、一〇・一一の村落地方に比較すると一一倍以上

刑政第45巻第4号

に當る。

第三表に示した性別による個々の數字は（犯罪地に關する之れと對應する資料と同樣）、女子の場合に特に都會地の犯罪率が村落地力の夫を著しく超ゆることを示してゐる。即ち女子の犯罪率を見るに、都會地率三・五は村落地方率の・〇六の約六倍である。之れに反し男子の率は都會地四二・六、村落地方一九・一で僅か三倍强にすぎない。

人口二五、〇〇〇乃至一〇〇、〇〇〇の中都市が最高犯罪率を有し一〇〇、〇〇〇につき二六を示してゐる。大都市（人口一〇〇、〇〇〇以上の）が次位を占め、その率二三・三である。（人口一〇、〇〇〇乃至二五、〇〇〇の）小都市が二二・四（人口二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇の）小町が都市地域最低の率で一九・八となつてゐる。

都會地間の男女比率には何等著しい差異を發見し得ない。

第四表は各種の犯罪に就き、大小都市及び村落地方居住の人口に對する收容者の比率を示すものである。

第四表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別、罪種別、住所地別による總人口十万當りの比率

性別及び罪種	合計	都會地	内譯 100,000以上	25,000より10,000	10,000より2,500	村落地方
男女合計	18.0	23.1	23.3	26.0	22.4	19.8	10.2
男子	33.5	42.6	42.9	47.8	41.1	37.0	19.1
身体犯							
殺人	3.0	2.9	2.8	3.2	2.7	3.3	2.3
重罪	1.0	1.0	0.7	1.3	0.8	1.4	0.7
輕罪	2.1	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.6
傷害	1.7	2.0	1.9	2.3	2.1	1.8	1.2
財産犯							
强盜	2.8	4.5	6.1	3.9	2.5	1.9	0.7
夜盜	5.9	7.7	7.5	8.6	8.1	7.3	3.0
窃盜及窃盜關係のもの	10.4	14.0	13.3	16.0	14.4	13.3	5.5
窃盜	6.3	8.5	8.4	9.7	8.4	7.3	3.4
横領	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.2
文書偽造	2.4	3.2	2.5	3.7	4.0	3.4	1.4
詐欺	0.6	0.8	0.8	0.9	0.5	0.8	0.3
贓物寄藏	0.6	1.0	1.0	1.1	1.0	0.7	0.2
性道德違犯							
强姦	1.4	1.7	1.3	2.2	2.0	2.2	1.0
姦通	0.1	*	*	0.1	*	0.1	0.1
其他の性的犯罪	1.0	1.2	1.2	1.4	1.3	1.0	0.6
藥種法違反	1.9	3.2	4.5	3.2	1.5	0.8	10.4
禁酒法違反	2.4	1.8	0.9	2.9	2.9	2.4	2.8
雜	2.6	3.5	3.4	4.0	3.6	3.1	1.4
女子	2.3	3.5	3.6	4.3	3.7	2.6	0.6
殺人	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1
窃盜及び窃盜關係のもの	0.4	0.6	0.7	0.8	0.5	0.3	0.1
姦通及び賣淫	0.4	0.6	0.7	0.6	0.5	0.4	0.1
藥種法、禁酒法違反	0.3	0.6	0.6	0.9	0.3	0.3	0.1
其他	1.0	1.5	1.3	1.8	2.1	1.4	0.3

＊ 100,000當り1の十分の一以下のもの

第四表に現はれた處を見ると、各種の罪種につき住所地による分類が前に第二表に示した犯罪地による分類と略々相類似する結果を見る事が分かる。

禁酒法違犯者に就て見るに、村落地方居住者の男子收容者率は二一・八であり、それに對する都會地の率は一・八である。其の他の大部分の犯罪に於ては男女共都會地居住者の率が、村落地方居住者の率に比して遙かに大である。男子については藥種法違犯者に於て都會地と村落地方が特に著しい對照を示し、前者の率三・二の場合後者では〇・四で八倍に達する。同樣に强盜に於ても都會地の率が四・五、それに對する村落地方の率が〇・七で六倍以上に當る。夜盜犯に對しても都會地の率は村落地方の夫れの二倍强に當る（都會地七・七、村落地方三）。窃盜亦然り（都會地八・五、村落地方三・四）。

恐らく以上の數字から抽出さるゝ主要な結論は、如上の財産犯は特に常習的又は職業的犯罪であるから、以上の資料はこの種の犯罪者は何としても村落地方よりも都會地に多いといふことを統計的に證明するといふ事に歸着すると思ふ。

次ぎに身體犯を見るに、都會地と村落地方とでは其の犯罪率の上に大差はない。斯くて殺人犯に於ける男子都會地居住者率は人口一〇〇、〇〇〇につき二・九で村落地方のそれは二・三である。强姦は村落地方一の場合都會地一・七、傷害は都會地二に對し村落地方一・二である。

大部分の罪種に就き、第四表に犯罪率を個別的に示した四種の都會地間には可なりの相違がある。即ち强盜と

藥種法違反の二種の重罪收容者につき人口二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇の小町が其の犯罪率最も低く、人口の多い都市程その率は高まり一〇〇、〇〇〇以上の大都市に至つて最高限に達する。殊に藥種法違反者に就いて小都市の犯罪率(〇・八)と大都市の率(四・五)との間に特に著しい差異がある。同樣に强盜に於てもこの二地域では一・九から六・一の懸隔が存する。

第四表に現はれた一の顯著なる事實は人口二五、〇〇〇乃至一〇〇、〇〇〇の都市の居住者について最高犯罪率が示されて居り、而かも此の事實はあらゆる種類の犯罪を總括して考ふる場合にも將又殺人、傷害、强窃盜、禁酒法違反等を包含する多くのグループを個別的に觀る場合にも等しく適用される事である。殺人犯を見るに、その差違は比較的小さく人口二、五〇〇乃至一〇、〇〇〇の小町と二五、〇〇〇乃至一〇〇、〇〇〇の都市について比較的高率で、一〇、〇〇〇乃至二五、〇〇〇の都市及び大都市については稍〻低率である。

次ぎに强姦、禁酒法違反を見るに大都市の犯罪率は最低である。そして其他の三種の都會地間には何等著しい差異がない。

力行修養週間標語

札幌刑務所並に北海少年刑務所に於て、三月十四日より二十日まで施行の力行修養週間に際し、之が趣旨を徹底せしむる爲め、廣く標語を募集したるに左の通り入賞せり。

札幌刑務所の部

天賞　腕で力行心で修養
地賞　心を修めて精一杯
　　出ては力行入つては修養
人賞　絶えず努力常に感謝
　　眞劍に勉むるものに不平なし
　　闇の中でも誠は光る
　　未だ悔ゆるに晩からず
　　何のその巖をも透す玉の汗
　　嘆くより爲せ
　　努力に追つく駿馬なし

北海少年刑務所の部

天賞　修養は國に盡すの一歩なり
地賞　無駄なく暇なく油斷なく
　　ゆるんでならな檢張棒
人賞　顏の化粧より心の化粧
　　業は正しく眞心こめて
　　奮へ養へ力と力

以上

隨感隨筆

二十二

教誨の文字は明治十四年創定の監獄則に始めて見る所なるも、事實は法文規定以前に於て卽ち明治三年若くは五年頃より追漸各地に施行せられし事は東西兩本願寺編纂の日本監獄教誨史に記述せらるゝ如く最早疑ふべくもあらず。然るに予は思ふ、その當時の教誨なるものは現時と頗る其意義を異にしたものなる事を。當時の教誨は必ずしも宗教に立脚したるものに非ずして、或は道學者の心學講話あり或は儒學者の修身齋家の道を說くありて必ずしも一樣ならず。否法文規定の當初に於ても亦同樣に唯改過遷善の道を講ずる所の者は皆何れも教誨師の任務なりとするの傾向ありしなり。然れども今日に在つては時世の進運自ら教誨の意義を限定せしめたる感なくんばあらず。教誨師にして昔日の如く神道若くは俗人より

印南於菟吉

（續）

傭聘したるの事例あるを聞かず、必ず東西本願寺の宗教家を以て之に充て稀に其所屬以外に屬する者ありとするも、兎も角佛教徒或は之を汎稱すれば宗教家を以て教誨師の任務を遂行せしめつゝあるは現に諸君の觀る所の如し。故に今日に於ては教誨は卽ち事實上宗教教誨の意義に限定せられたりと謂ふも誣言ならず。予は實に之を以て教誨の一進歩と謂ふを憚からず。肩に袈裟を懸けて信仰談を試むる態度こそ實に予輩の尊敬して傾聽せむと欲する所、たとひ如何に佛教の教義に通ずるとも、俗人よりして此談を聞くは或は研究的には可なりとするも、心境の一轉化を來たすべき信念の上には何等の影響を與ふるものとは思はれず。その談は俗諦より眞諦に入つて和かに彼等の悲愁傷心に喰入り感謝報恩の念を湧起せしむる所あらば、既に犯罪の途を離るゝこと數歩たりと謂ふを得べく、玆に於てか我等は尊き教誨師の使命に滿腔の

敬意を表せざるを得ぬ。法城に立籠つて社會の事相を眺め警告注意を與へ、弱者を扶けて跛者に杖を與ふるの用意周到なる限り、如何に其感孚力の偉大なるやを驚嘆せずには居られない。然るに單に口舌の末に趨り一時的に共耳を喜ばす底の輕薄者流に至つては、予輩所謂その才人たるを憐れむの念殻起するを禁ぜざる能はずと云ひたくなる。

教誨師の領域は斯くの如くにして深奥なりと雖も既に或る限定の意味を有して居る。その範圍を超ゆるものは却て自己の尊信を傷け感化力を減殺するの結果を招來するに至るを免かれぬ。從來一般の刑務官吏は教誨堂の講壇に立つ者は、總べて之を一樣に教誨と稱するの慣行なるも、嚴密に之を謂へば教誨は宗教家の法話を指しその以外のものは之を講話と稱するの適當なるに如かぬ。

講話は教誨と全然その目的を異にし教養を加へんとするものである。耳を通して與ふるの教育法であつて讀書の機會乏しき若くはその能力なき者全部に通じて與ふることを得べき絶好の教育法である。讀書に依ては感銘し得ざる事項も、一種の魅力を有する辯說法に依て耳より注入せらるゝときは永く腦裡に深刻せらるゝ事あるは既に往々吾人の實驗する所にして、之を利用して以て公民智識涵養の具に供し或は以て作業指導の具に供し或は以て衞生思想普及の具に供する等、刑務所内各種の施設に資する所あるべきは勿論である。教誨師の司掌する教誨は固より感孚の力に於て偉大なりと雖も、講話の必要は教養の力に於て亦大に之に優るものありと謂はざるを得ぬ。然るに惜むらくは從來の慣習上之を教誨と混同し易く、或は教誨の一分派と爲し、大祭祝日等の外稀に之を利用するもの尠なきを遺憾とせざるを得ぬ。卑見に依れば講話は教誨に非ざるを以て教誨師決して之に當る可からず。これ實に教誨師の尊嚴を維持し宗教法門の化導を妨げざらしめんが爲めに予は之を提言す。教誨は社會の實相を把握するは勿論なるも餘りに專門的に深入りして宗門法話の神髓を忽せにすることある可からざるなり。故に講話の任に當る者は其地方に於ける有力者を時々招聘するを可とす。各その專門に亘る智識を有する者を物色して一場の講話を請ふ所あらば無報酬若くは車馬賃位にて喜んで其の招聘に應ずべきなり。現に予は各地に於て此の實驗あり。諸外國に於ても亦此種の助力は社會に盡すべき義務として有力者の甘受する所にして幸に刑務所に自動車ありとすれば之を差廻はして往復の便に供する位にして或は無謝儀にても可ならんか。兎も角刑務所

に於て頻次少くとも一ケ月一回之を行ひ、成年教育を普及せしむるに至らんことを望まざるを得ぬ。

二十三

短期囚に賦課すべき作業種目に就ては作業當局者の常に苦慮せらるゝ所にして、止むなくその特別技能を有せざるときは麻糸繋、狀袋貼、藁工等の輕易なる作業に就かしむるを常例とせり。出入頻繁なる場所に在ては配役そのものゝ困難は固より諒とする所なるも、又一面考へさせらるべき問題は斯る單調無趣味且暇潰しの作業に依つて、果して科業の目的を達するを得べきや否や是れなり。或者に採りては餘りに輕易に過ぎ今少しく勞苦多き作業に就かむことを希望する者あり、或は又釋放後正業と爲すべき素地を玆に得んことを切望する者あり、その他今少し服役年限を有効に過したしとの純情より他の生産業を擇ぶ者あるべし。當局者は常に此等の非難を一掃するに汝は短期なるが故に職業訓練の機會なしとの一語を以てす。成程夫には相違なし、然れども玆に苦心の存する所にして、短期必ずしも技能を要せざる平凡無趣味の業種とのみ限定せしめずに處理するの途なきや。卑見に依れば短期囚の多くは累犯の可能性を有する者なり。現に有する所の刑期は僅に五六月以下なるも將來に在ては一年若くは二年の長期に移るべき必然性質の者あるを見る。斯る豫想を下だし得べき短期囚に對しては職業訓練の必要ありと見做すを至當とすべし。故に短期囚の全部を擧げて其機會なき一言を以て單調無趣味の業種に配役し以て葬り去るべきに非ず、少くとも其一部は體質技能の熟否家系等を顧慮して適當の業種即ち生業を與ふるの用意あるを要す。縱令その業種未だ慣熟せざるに先だちて釋放することありとするも、本人をして玆に趣味を惹起せしむとすれば社會に在ても同一職業を繼續するに至るべく、又再犯入所の場合に於ても直に同一業種に就かしめ、愈々益々これが技能を訓練するの機會を與ふることが出來る。そうすれば勞ひ刑務所内に於ける低級作業の幾部を減少することの效果を奏することも出來て且又本人の將來を顧慮する一鳥二石の方法であると思ふ。

二十四

刑務所殊に少年刑務所に於ては尚一層作業を振肅するの必要があると思ふ。第一に今少し職業教育機關を充實せしめなくてはなるまい。地方に依ると少年刑務所勤務の作業技手にして多年同刑務所に勤務したと謂ふ緣故以

外に何等の特技なき者もある。或は又七八年前授業手と唱へられた時代から繼續して勤務し今日其職を罷むれば自身自ら其職に依つて糊口する能はざる未熟者が少年に生業を教へると云ふ狀態である。其他品性の欠乏したる者或は收容者より却て技能を教へらるゝ者等不適任の人尠なからず。此等を改善するに非されば眞に少年刑務所をして意義ある特別施設とすることが出來難いと熟々思ふ。是非これは其筋の人に考慮を仰ぎたいことである。

二十五

一月二十四日英國ダートムーア重罪監に暴動起りたる旨本誌前號に記載したる所なるが、近着の米國雜誌ザ・リテラリー・ダイゼストに依れば、その語る所詳悉を極めず、無論大體の記述に過ぎざるも察する所僅に三百人内外を拘束するに過ぎざる小刑務所にして此暴動を招來したるは慥かに管理の宜しきを得たるものと謂ひ能はざるべく、殊に當日朝餐の給與粥に就て不平を訴へたるを「キツカケ」として三十九名の收容者革命暴動歌を合唱して反抗し門鑰を奪取したるを以て看守は事務室に火を放ちて警察及消防に急報し所長を事務室に襲ふ等幾分、看守と收容者と共謀したるに非ざるなきかを疑ふ節なきにあらず。最近他刑務所の看守にして職務規程に違反したる廉を以て懲罰的に此刑務所に轉動を命ぜられたる事例二ありたりと云ふ。此ダートムーアの土地は頗る陰濕にして寒冷且雨多く健康に適順ならず、收容者中絶へず常に不平の存する所たり。給養の食糧も亦薄く不潔の空氣充溢し人身に虫害を蒙ること多かりし。之等の點より想像すれば、公報は何等不平なき旨を報告せるも、出獄者の供言及警察當局者並に附近外間の言に徴するに最近此事變の起るべきを既に豫想したるものゝ如し。此邊より見れば知らぬは亭主計りの感なき能はず。暴動の起るは何れの國に於ても突發事變には非ずして依て萠ざす所古しと謂はねばならぬ。行刑官吏は常に此邊の機微を察知するの明あるを要するは無論のことゝ謂ふべく此點に於て天譴を蒙むると謂ふべき歟。

二十六

近時の社會相としては眞にテロの時代を想はしむるものなり。曩きに濱口首相を喪ひ井上、團の兩男爵を失ひたるが如き、何れも犯行者は二十一二歳青年血氣の徒、國事に就て何の思慮を運らす程の年齢にも非ず、また左る男にもあらず、背後に之をあやつる人ありたりとも噂

させらるべき程の一種のロボツトに過ぎざるなり。ロボツトとすれば之を普通人間として取扱ふの淺猿しさを感ぜざるを得ぬ。何としても斯る現象の輩出したる社會は飽く迄之れを呪咀しこれを匡正しなければならぬ。之に就て臆ひ起すのはかゝる狂氣染みた者を監置する公の設備を必要とすることである。西洋にも殺人行爲は屢々あるが、少くとも其の動機の不明なる者は概ね精神病者として之を取扱ふの策を採るものゝ如し。所謂暗殺に屬する者は事實上病的惑溺症か若くはその他の精神變質者に屬する者にして之に刑を科したりとするも刑期滿了の曉容易に社會に復歸せしむべき性質に非ず。精神病醫の治癒確認を待つて放置するにあらずんば再び如何なる危害を孕むや測り知るべからず、この爲めにも精神病監を特設するの必要あり。既に精神病者として取扱ふ以上は在院中は治療を主として拘束するに在るを以て結局恢復期までと云ふも事實は終生在院せしむるの外なかるべし。その社會に對する効果は無期刑と同じくして名目は遙に之れに優れり。故に暗殺は多くは精神病者と爲すに傾き易く、且之に依つて刑の効果を奏する以上に社會防衛の任務を遂行し、爲めに今日に於ては著しく暗殺犯行を減少せりと謂ふ。

精神病監設置の必要は決して暗殺者の爲めにはあらず。犯罪後未決既決の囚人にして精神病に罹る者あるは讀者諸君の既に諒知せらるゝ所、これを現況の儘に放任し置くべきに非ず。此方面に於て行刑上尚開拓すべき餘地のあることは敢て玆に論述するの要を見ずと雖も、現下の世相、防彈衣を着するに非ずんば有力の政治家紳商は外出するを得ざる實況に顧みて狂氣沙汰の行動を撲滅せんが爲めつい想を精神病監設定に馳せた次第である。

二十七

武道堪能の看守は兎角品性不修の譏あるを免かれざるものゝ如し。その何の故たるやを知らず。思ふに特技を有するが爲めに自から氣驕り荒むには非ざる歟。品性修養の目的を逸して末技に趨せ、巧妙を衒ふ者の末路は皆斯くの如く眞に憐むに堪へたり。徒らに形骸を趁ふて眞骨頂を捕捉し得ざるもの、必ずしも武道のみと謂はず、何れの道に於ても同樣と觀すべきなり。同じ形式に囚はるとしても循吏たるは些の弊なくして尚可なりと雖も、能吏たらむには尚相應の距離あるものと看做さざるを得ず。學術優る者必ずしも事務に優れりと謂はず、事務に堪能なる者、學術に於て劣るの弊あるは本人の爲めに悲

しまざるを得ず。學術、事務共に善く素行不修の徒に至つては予輩大に憐れまざるを得ぬ。僚友希はくは反省自修、その人格を玉成せしむる上に大に努力する所あれ。

二十八

英國行刑制度の上に最も欣羨の情に堪へざる者の一は行刑局委員に依つて選任せられたる常識あり且信用ある市民男女六百人以上を一團とせる刑務所訪問委員を有すること是なり。此等の訪問委員は少くとも一週間一回夕刻若くは收容者の作業に從事せざる週末に於て自ら刑務所に臨み各人をその別房に訪問し宗教若くは政治談に渉らざる範圍に於て自由に彼等と交談し、恰も外間の一知人が友人を訪ふが如き態度を採り、斯くの如くして各一人の訪問委員は收容者十人若くは十二人の定まりたる擔任を有せり。訪問の結果は收容者をして背後に自己を見守る友人あることを知らしむると同時に、且又市民をして接觸の機會を與へ、受刑者も亦社會の一員にして脫離孤獨の位地に置かしむべからざる所以を感知せしめ、出獄後も社會の公敵に非ずして抱擁すべき一友人として歡迎し之れが爲めには毎月數回面會するの結果親善關係を結び、終には本人將來の方針等に就て協議する等、或は免囚保護會と聯絡協調を保ち出獄後の斡旋を爲すことありて非常に好成績を呈せりと謂ふ。勿論多數の訪問委員中稀にその信任を濫用する輩あるは免かれざる所なるも全体を通じて觀る時は之れが爲めに得る所の利益は莫大にして些少の瑕瑾たるに過ぎず。何れも無報酬にして社會公共の爲めに盡くすと謂ふ觀念に支配せらるゝを以てこの瑕瑾も亦割合に少なしと云ふ。此美風は刑務所の社會化として最も有用の事で、免囚保護會の刺戟活動の因となり又受刑者の慰安ともなり、彼等の發奮を促がす上に非常の効果を奏することゝ爲るを以て、希くは我國にも是非斯くの如き美擧を漸時釀成したいものとつく〴〵思ふ。

本會理事藤井音次郎氏永眠

本會地方理事藤井音次郎氏は豫て病氣の處藥石の效なく三月三日午後三時四十分遂に永眠された。葬儀は同九日午後一時より京都本圀寺本堂に於て告別式が營まれ本會長より弔詞を贈つた。

Society's Responsibility for Crime

E. R. Cass

アメリカン・プリズン・アソシエーション第六十一回年次大會

會議主題「犯罪に對する社會の責任」

アメリカン・プリズン・アソシエーション總務主事
イー・アル・キヤツス

アメリカン・プリズン・アソシエーションの第六十一回年次大會は、去年十月(十八日—二十三日)、マリーランド州ボルチモア市に於て開催せられたのであるが、この會合には、合衆國の四十ステート及び三ケ國の外國を代表する五百五十人の委員が參列したのである。委員中には、各ステートの行刑當局官吏、判事、辯護士、行刑感化兩施設の長、刑務所の醫師、精神病理學者及び心理學者、プロベーション・オフイサー(觀察司)、パロール・オフイサ(假釋放司)は勿論、僧職に在るもの、少年犯罪防止のために盡力する私設團體の役員及び犯罪並びに行刑に關して興味を有つてゐる多くの市民がゐたのである。

過去二三年の間に起つた刑務所の暴動、引きつゞいて行はれた行刑に關する調査研究より喚び覺まされた興味と關心の結果として、クライム・プロブレム(犯罪問題)とか其の對策とか、刑務所の現在の狀態如何とかいふ事が一般公衆から異常な注意を拂はれてゐる際とて、今度のコングレス(大會)は極めて其時機を得てゐたものであつたのである。大會のプログラムの組立に責任を有つてゐる我が協會の役員は、社會が犯罪及び其處置に關する責任の歸する所を定むるについて動もすれば一方に偏する嫌ひのある事を已に久しく認めてゐたのである。アメリカの家庭生活の變化、チヤーチ(敎會)の失敗、敎育制度の崩潰、警察の無能と腐敗、司法部の弱點、行刑並びに感化施設の管理の欠點とか、其他色々の限りもない原因を數へ擧げて、現在の犯罪狀態は、此内の一つ又は數箇

——通常一つを擧げてゐる——かに基いてゐるのだ、と熱心に說くもののあるのを屢ゝ見受けるのであつて、其結果、一般公衆の心は、其何れに從ふべきかに惑つてゐるのである。之が爲に、今度の大會では、種々の社會的機構が、單獨でか又は相關聯して、如何なる程度にまで犯罪に對して責任を負ふべきかについて、それ〴〵の意見を吐露せしむる機會を與へる爲に、その會議の主題として、「犯罪に對する社會の責任」（"Society's Responsibility for Crime"）なる題目を撰んだのであつた。

十月十八日の會議開催の日に先つて、チヤプレーンス・アソシエーション（敎誨師の組合）の主催でミサの禮拜が催されたが、其席上、前きのニューヨーク州南部地方合衆國檢事正チヤールス・エチ・タットル氏は演說者の一人として、チヤーチに對して、世人をして物質的にばかり生活を評價しないで、精神的に之を評價せしむるの風向を喚起するの問題を研究すべきを促し、且つ、受刑者の九十パーセントは再び社會に歸るの事實を示し、受刑者を硬化せしめ再び以前の犯罪生活に入らしることとなく彼等を眞の人間として復活せしむるため、プリズンをして「惡魔の工場」たらしむるなからん事を求め、一轉して、前きにニユウヂヤーシー州の行刑制度に大改革を施した故の上院議員ドワイト・モロー氏の行刑改良の趣旨を說いて、自分のアドレツスの基調も全く之と等しいと述べた。實に、セネーター（上院議員）モローは「犯罪の大部分は、人間の性情について生れた邪念によるといふよりも、むしろ、社會の中に潛んでゐる社會的不正に歸すべきものであるから、犯罪の責任は、犯罪人よりもむしろ先づ社會に歸すべきものである」、と認めてゐたのである。

「クライム プロブレムを永久に解決すべき鍵は强力や刑罰の中には存しないのである。しかも、この古き謬想は今尙ほ世人の心を支配してゐるのである」とタットル氏は言ひ、年々警察費及び敎育費の增加せられ、國民一人當りの富の程度の前古無比の高率を示してゐるにも拘らず、犯罪の激增せる事實を指摘し、更らに進んで「社會を救ふの道は單に敎育制度やチヤーチの組織や國民の富の中に存するのでなく、固より力によりて得らるるものではない、といふ古い眞理を今更新たに敎しへられてゐるように見える。現在アメリカに廣くはびこるローレスネス（無秩序）の狀態は、取りも直さず爛れきつた異敎精神（ベーガニズム）の廣く人心にはびこつてゐる證據である。

非宗敎的な、單に營利にのみ走しる社會は、豐饒な犯罪の培養地たるを免かれないのである。只だ〳〵成功といふことが一般生活の標準となつてゐる社會では、箇人は何人も、目的は手段を辯護するといふ諺を信ずるに至るのは當然である。

單に生きて行けるだけの賃金率を强ふるは、人をして犯罪に走らしむるに終るのである。少年の勞働を搾取し彼等をして新鮮な空氣も日の光も十分でないスラムに住まはして平氣でゐるのも、これ亦た同じ結果を生むのである。

自分が今犯罪に關する社會の責任について言つたことは、わがアメリカの行刑制度についても亦た言ひ得るのである。ウイカーシヤム・コムミツシヨン（大統領フーバーによりて任命せられたる行刑調査委員にして、前きの合衆國檢事總長ウイカーシヤム氏これが委員長であつた——和昭六年十月號「刑政」參照）の公にした最近の報告書に示された所によれば、現在のわが行刑施設の多くは惡魔の特別工場である。

種々の傳染病患者を分類隔離して別々に手當をするのが近代醫學の第一の原則である。現在のような古臭い危險な行刑制度の覆されるに至るのは、毫も疑ひを容れざる所である」。とタットル氏は說いた。

次に演壇に立つたものは、ワシントンのヂオーヂタウン大學のエドマンド・ウオルシユ師で、敎育の力を以て徐々にクライム・プロブレムを解決すべしと信ずる二三の社會學者の說を攻擊し、敎育と宗敎の分離の結果する所のものの忌むべき實例としてロシヤを擧げて、宗敎も是非共犯罪問題の解決に參與することを求めらるべきものであると說き、「ロシヤを訪ふものゝ何人も目にする犯罪の洪水は、實に、無神論を標榜するソビエト政府の當局者の編み出した敎育のプログラムの責に歸すべきものである」と慨してゐる。

(一) 犯罪防止——風紀警察
Prevention—Morals Police

社會の責任に關しての犯罪防止を主題とした會議では防止に關する委員會の委員長たるカルホルニア大學の政治學の敎授ヘルマン・エム・アードラー博士は、委員長として委員會の報告を朗讀したのであるが、この報告中に社會的活動としての極めて新奇な提案をしたのである。博士は報告書中に述べてゐるのである。

「犯罪の生起に關して極めて明かに證明された特質は、最近社會事業家たるクリツホード・ショウ及び其仲間によつて發見された新しい事實で、それは、犯罪といふものは廣く散布して普遍的に起る現象ではなくして、或る特定の場所に關係を有つてゐるものである、といふことである。即ち、或る地域（エリーア）、特に都市に於ける或る一定の區域が犯罪者の大部を出し、他の區域は比較的にこの禍から免かれてゐるといふことが發見されたのである。これは、他の方面でも、特に公衆衞生に於て、我々の常に見る所の現象なのである。此等の所謂犯罪地域（デリンケンシー・エリーア）の發生については二樣の說明がある。其一は、重きを環境に置き、他は、其場所の環境上の狀況も固より好ましくないものではあるが、主たる要因は其處に住んでゐる人間の素質にあるのである、と說くのである。この箇人と環境との問題は別に新しいものでもなく、兩者の關係は已に久しく論ぜられてゐるのであるが、今玆に、實際の防止の問題から見ると、箇人的の素質も環境的の狀況も兩者いづれも犯罪の生起に作用するものと信ずるのが安全だろうと思ふのである。即ち、物質的な意味からも社會的な意味からも、いづれから看ても健全とは云はれない環境、といふのは、注意深い親ならば其處で子供を育てようとは思はないような環境は、其處に住むことを餘儀なくされる人々の上に有害な影響を及ぼすもので、しかもまた一方では、かういふ環境は、心の定まらないもの反社會的なもの、及び犯罪的傾向を有つてゐるものを惹きつけがちなものだ、といふのが實際的な見方だと思ふのである」

で、それぞれの都市で其地方に於ける犯罪防止の方法について、一般公衆の意見をまとめるために、市民のカウンシル（協議會）を組織して、當局官吏と協力すべきである、との議が發案せられたのである。これについて委員會の報告書は次のように其組織について說明してゐるのである。

「このカウンシルは、其都市の商工業の重立者、特に犯罪禍に冒かされてゐる地域に居住する土地所有者並びに不動產賣買仲介業者及び勞働組合の代表者ともいふべき人達を包含しなければならない。このカウンシルの目的は次のようなものであるべきである。

(一) 犯罪區域に於ける有害の狀勢を防壓するために規定された現行法の勵行に當つて官憲を支持すること

(二) 犯罪區域の住民を一般社會組織中に同化せしむるため公私の機關と協力すること

教育、特に成人教育、救濟事業、運動競技、都市計畫に關する委員等は、其已に存してゐる處では、この目的について大なる助けとなるものである。かゝる有力な市民團體を背景とする防止運動は、問題を一局部に限劃することができて、社會より隔離して長い間の保護監督を必要とするほどの極めて異常な習慣を有つてゐる人々を箇別的に取扱ふことのできる程に事件を減少せしむることに成功するに違ひないのである。是に於て、此事から、更らに、次のような新しい制度に思ひ及ぶのである。

現在は、犯罪防止は普通の刑事警察（クリミナル・ポリス）の仕事であるが、歐洲の二三の國でやつてゐるように、この仕事を特に創設せらるゝ風紀警察（モーラルス・ポリス）（morals police）の手に移すことになれば、防犯事業は非常な進歩をするわけである。このモーラルス・ポリスの職員たるものは普通の警察のそれとは全く異つたもので、巡警や探偵の有つてゐる資格よりはむしろ社會事業家やパロール（假釋放）又はプロベーション（監察）を取扱ふ職員の有つ專門的な資格を有つた男女から組織されなければならない。

一度風紀警察が創設さるれば、都市に於ける風紀を振肅し、擧動不審の人物に注意を怠らず、古しへの今よりはもつと簡素な文化程度の社會には存してゐた輿論の拘束力を近代都市の間に樹立することができようと思ふのである。しかし、これはその第二次の目的で、端的に目指す風紀警察の目的は、精神の異常變態のために反社會的になつてゐる人々を鑑識することであらう。このグループに屬するものは、精神的疾患のあるものとか發狂者ばかりには限らないので、現在收監されてゐないために手のつけようのないクリミナルをも含められるのである。尙ほ、現在ニューヨークに行はれてゐる重罪四犯のものを終身刑に處するといふ彼のボームス法は余りに過酷であるから、之に代ふるに、安全と認められ得る標準に準據して行動することのできない人間は、風紀警察で間斷なく監視するといふ制度を以てすべきであらうと思ふ。かゝる人間は永久に社會から驅除してしまう必要はないので、治療又は訓練に必要な期間だけ一時隔離して監視に付すべきものである。」

（二）近代家族生活
Morden Family Life

家族生活と犯罪との關係についてのセツション（會議）では、ニユウヂヤーシー州の施設局（Department of

Institutions and Agencies) の醫務課長たるエレン・シー・ポッター博士(Dr. Ellen C. Potter) (女) は「家族」("The Family.") なる題下で演説したのである。ポッター博士は

「家族生活のテンポは過去五十年間に殆んど信ずべからざる程度に急激な變化を經たのであつて、近代都市生活の變化と伴ひ、家族生活には色々な困難が生じて來たのである。アパートメントや共同長屋で育つ子供は、自分達の祖父達が享有してゐた人間の誇りたる自己表現の吐け口を見出し得ないのである。是に於てか、そういふ子供達にはもうだめだといふ挫敗感が起つて來るのであつてこの感じは、今迄拒まれて來た權利を恢復しようとする氣持で、誰れ憚る所なき大びらの所業を敢てするといふことで纔かに慰められるのである。しかも、不幸にして、かゝる所業は自然と大概は法律に對する小さな違犯といふ形で現はれて來るのである。

しかし、家族といふものは、社會の單位(ソーシアル ユニット)として、その根本的の價値に於て、こういふ變化に責任を持つてゐるものだろうか。自分は持つてゐるとは考へない。むしろ却て、ファミリー(家族)は、社會の大勢の赴く所、其壓力の下に押しつぶされた一箇の犧牲といふべきで、ダラと能率とスピードとを求めて飽かない社會は、古來の社會的價値を維持して行くことが、家族制にとつては殆んど不可能な事に屬するような環境を作り出したのである。」と說き、最後に

「犯罪の減少に心を盡してゐる我々は、我々の仕事は、教育、運動、社會保險、年金制並びに健康保險といふような廣い範圍の社會政策上のプログラムに參與して行かなければならないことを覺らなければならないのである。從來、自分達の眼界は余りにせばめられがちであつたのである。我々の關心を惹いてゐたものは何かといへば、プリズンの建築を改良するとか、訟訴手續をもつと有效なものにするとか、プロベーションやパロールの制度を改良するとかいふ事に限られてゐたのである。固より、此等の事は願はしいにはちがいないが、しかし、我々にして、經濟上からも精神上からも社會の根本的のユニット(單位)であるファミリーの基礎を固めるための社會政策を支持するために、助力を致すことを惜しまないようにならなければ、犯罪をコントロールせんとする我々の努力は全く徒勞に終るであらう。しかのみならず、更らに進んでは、現在の家族と將來のホームにとつて經濟上の堅固な基礎が築かれるために、產業の安定を謀る

必要欠くべからざるソーシアル・プログラム(社會政策)を支持するにあらざれば、我々は我々の十分の義務を果したとは云へないだろう」

と結論したのである。

同じセツションで、シカゴの少年保護協會(Juvenile Protective Association) の社會調査家たるモーリス・イー・ムーア(Maurice E. Moor)氏は、「少年犯罪の要因としての家族」("The Family as a Factor in Juvenile Delinquency") なる題下に一場の演說を試みたが、其中で、氏は、各都市に於ける公私社會事業團體の統一及び都市の「犯罪地域」に於けるクリニック(診斷所)の設置の必要を說いた。氏はその所說を、家族生活を害ひ犯罪をかもすべき精神上道德上及び其他の無形の要素にのみ限つたのであるが、結論に於て、氏は、家族中で一番早く生れた子供が一番好い機會を有ち、中のものは其割でなく、末の子は甘かされがちである。貧家の一人つ子は成功のすばらしいチヤンスを有つてゐるが、富家の子で一人又は二人の兄弟か姉妹を有つてゐるものも亦た絕好のチヤンスを享有してゐるものである。一人つ子といふものはとかく神經質で、敎育過剩で、をしやべりで、一般に遊び仲間に嫌はれる傾きがある、と說いてゐる。尙ほ、氏の說く所によると、アメリカの三十一ケ所の州について調査した處では、その少年犯罪の五十パーセントは、死亡又は離婚によりて片親のなくなつた、所謂一ブロークン"ホーム"(壞れた家庭)から生じて居ると述べてゐる。

ニューヨーク市のダツブス・フエリーのチルドレンス・ヴイレーヂ(Children's Village—「子供の村」)の專務理事にして、一九三一年度のアメリカン プリズン・アソシエーションのプレシデント(會長)たるレオン・シー・フホークナー氏(Leon C. Faulkner)は、「近代社會の複雜性と其犯罪との關係」("The Complexities of Modern Society and Their Relation to Crime") なる演題で一場の演說を試み、會長の挨拶に代へたのであるが、氏は說いて曰ふ、

「現在我々の住んでゐる世界は、澤山の要求を我々に强いてゐるのであつて、これが爲めに、日となく夜となく我々は刻々に變化して已まない其時々の情勢に從つて身を處していかなければならないのである。我々の日々の生活の全過程といふものは、この應接に暇のないほどの人と物との交涉に忙殺されてゐるのであつて、箇の目まぐるしい生活の複雜性の中にこそ、アメリカに於ける現

在の解決至難の犯罪問題の核心が横はつてゐるのである。我々はあれこれと法外の要求に満ちた、壓迫の甚だしい、テンポの極めて速い時代に生活してゐるのであつて、實際、低級な頭を有つてゐるものには巧みにこの猛烈な生活の暴風に對抗して行くことはむづかしいのである。全體としての社會生活に於て我々の遭遇しなければならない困難、のみならず、ホーム、チャーチ並びに學校に於て反映されてゐる種々の困難な問題の背後には、アメリカの生活を支配してゐる二つの大きな力があるのであつて、是れが主として現在の複雑な狀勢をかもし出してゐるのである。第一は、我等アメリカ人の求めて措かない箇人主義から生れる力で、第二の力は、この箇人主義から生れたアメリカの新天地にうづまき起つた自然に對する征服慾で、經濟學上インダストリアリズム（産業主義）と呼ばるゝものである。インダストリアリズムから生れたマシーン・エーヂ（機械化時代）に、生活の複雑化は附きものである。紛雜な慾望を追ふて生くるものはとかくに魂の存在を忘れがちになる。色々な物質上の慾望が直ぐ手近に滿足さるゝようになつてから、我々は、人間の性格や道德上の價値が機械の産物ではなく、唯だ箇人自身の奮闘努力の成果として生れてくるといふことを忘れるようになるのである。この急テンポの社會生活のは複雑化と我がアメリカの犯罪狀態とがどういふ關係にあるかといへば、いつの時代を問はず、社會の傳統、習慣、法律其他の統制組織が變化し、即ち進化する場合には、其處には必ずや一般に生活の弛廢道德の沈下の來たらざるを得ないといふことである。」

合衆國の檢事總長ウイリアム・デイ・ミッチエル（William D. Mitchell, Attorney General of the United States）は、過去二十五年間、合衆國政府は、時代の要求に應じて行刑制度を改良するために、大した努力を致さなかつたことを指摘し、「此の期間には、麻醉劑禁止（Anti-Narcotic Statute）、ホワイト・スレーブ・アクト（婦女誘拐に關する法律）、盜難にかゝれる自動車の運送に關する法律、及び禁酒法（National Prohibition Act）等の發布されたゝめ、犯罪者激增し、一九二〇年の春には、合衆國政府に屬する行刑施設は非常なる收容人員の過剩を見、其中の或るものには、收容人員は收容能力の二百パーセントに達した處もあるのである。」と述べ其間に在りて、組織の不備職員の不足等に直面した彼及び同僚の行刑局長サンホード・ベーツの苦心を說き、且つ現在合衆國の裁判所管轄下に於ける受刑者の增加の

憂ふべき狀態を告げたのである。彼は行刑といふ困難な仕事に滿足な事蹟を擧げたベーツ氏の功を稱し、同時に簡單ではあるが、已に施され亦た現に施されつゝある多くの改良の概要を說き、從來動もすれば非難の的となつてゐた合衆國政府の行刑制度も、この改良によりて漸次好評を博するに至るべしとの希望を述べてゐた。

（三）經濟狀態と犯罪との關係
Economic Conditions and Their Relation to Crime

この問題は、フイラデルフイヤの猶太人慈善聯盟（Federation of Jewish Charities）の理事で、ニューヨーク男子用衣服製造業組合の勞資協調組合長（Impartial Chairman, Men's Clothing Industry）たるヤコブ・ビリコツプ（Jacob Billikopf）氏によつて論述せられたのである。氏は、現在の經濟狀態を誘致した根本原因を檢討し、不況と犯罪との關係についての一般の意見の一致を得ることの難きを指摘してゐる。氏はニューヨークの有名な社會事業研究所たる、ラツセル・セージ財團（Russell Sage Foundation）のミス・メリー・ヴアン・クリークの手になれる研究報告から、「現在公にされてゐる調査によつて檢討してみると、財産に對する犯罪と浮浪罪との傾向については、經濟不況の時期には增加し、好況期には減少する。而して、アルコール中毒は好況期に增加し、不況期には減少するといふことは明かに確定的な事實である」といふ一節を引用してゐる。

尙ほ、ビリコツプ氏は、ハーバード大學のプロスコー教授の試みた犯罪の原因に關する著書の批判を引いて、此等の著書の相當に用心して讀まれなければならないこと、且つ、宣傳用の著述として以外には、今迄の所では犯罪と現在の社會的並びに經濟的組織の根本理論に及ぼせる不況の影響を說明するには足らない、との博士の意見を擧げてゐる。

で、意見が區々なので、ビリコツプ氏は、失望して更らに實際の仕事に當つてゐる人達の說を聞かうとして、此國の主なる犯罪學者、刑務所長、プロベーション・オフイサー、刑事裁判所長其他一百人へ手紙を出したのであつたが、此等の人の回答も意見は區々ではあつたが、大體に於て、不況と犯罪との間には的確な關係があるといふ主張を支持するに傾いてゐた。といふことを述べてゐる。

特に興味のあるりは、ビリコツプ氏のニューヂヤーシ

ー州政府からの報告に關する陳述で、「自分の看る所、不況と犯罪との關係ばかりでなく、不況と精神錯亂其他の事實との關係について詳しい圖表を有つてゐるニューヂヤーシー州では、州の施設局長の自分に供給してくれた材料によると、不況の第一年(一九二九年)に於けるあらゆる種類の犯罪にして、州政府の取扱はなければならないものは二十パーセントの增加であつた」、と述べてゐる。

(四) チヤーチの責任
Church's Responsibility

犯罪に對するチヤーチ(教會)の責任については、ボルチモアのハル・シナイ・テムプル(猶太教會)のエドワード・エル・イスラヘル師の一論文で、こつぴどく攻撃されてゐたのである。「人の子をしてせつば迫つて生活のために盜みをさせるようなことのないために、我等の經濟組織に伴ふ個人の搾取を防止する努力として、チヤーチは果して何をしたであろう。都市に於ける少年が何等の生活の好機をつかむチヤンスもない環境の中に育つていかなければならないような、彼の悲慘なスラム(貧民窟)のはびこるに任せて、平氣でゐる社會に對して、勇敢に戰ひを挑むために、チヤーチは果して何を爲したか」と師は烈しく詰問したのである。

ボルチモアのロヨラ・カレツヂの教授ヂオセフ・エードル師は、イスラヘル師のアドレツスを論じて、「チヤーチや宗教が失敗したといふのは正しくない。チヤーチ其者は失敗したのではなく、只だ其メンバーたるものが自己の職分を忘れたがために、物質界の敵から輕しめらるゝに至つたのである」と曰つてゐる。

ニューヨーク市のブロードウエー・テムプルのレクター(新教の教會長)たるドクター・クリステイアン・ライスナーは、プリズンは一箇のホスピタルたるべしと主張し然らば、現在の如く受刑者の四十パーセントは改善せられずに放たれるといふようなことはなくなるだらう。苛酷な亂暴な處遇は却て彼等をして造作もなく兇暴な反社會的行爲を敢てするほどに惡化せしめ、而して後これを社會に放ち歸らしむることになり、更らに犯罪を增加せしむることになるのであると述べた。

(五) 學校
Schools

「學校」の議題では、ミネソタ州のミネアポリス市のウイリアム・フード・ダンウツデイ工業研究所の長にして合衆國に於ける職業教育の權威者たるチー・エー・プロツサー博士は、「第二の產業革命は已に現に我々の周圍に進行しつゝあるのであつて、予の見る所を以てすれば、職業訓練の進路を變化せしむることの甚大なるものあるに相違ないのであるから、若し、普通の學校や刑務所に職を奉ずる教育者が、この狀勢に盲目であるならば、それは非常に危險な事である」、と警告し、「現在並びに近き將來に於ける勞働節約のための新しい機械の發達は、舊式の職業にかじりついてゐるものを失業の窮地に陷し入れるだらう。現在我々の有つてゐる材料から察すると過去十年間に、新しい勞働節約の機械は、商業を除いては實際人間の仕事のあらゆる方面で就職の機會を奪つて來たためである」。と述べてゐる。

ニューヨーク大學の師範部の長たるヂオン・ウイザース博士は、「アメリカの學校も、當然の進歩の段階ではあるが、漸く性格修養についての責任を感ずるに至つた。」と曰ひ、アメリカの犯罪狀態に對する學校の責任を難ずるものに向つて、パブリツク・スクール(中等學校)の制度を辯護し、普通二十一歲の男子が學校で費す時間は、眠らないでゐる時間の僅かに七パーセントで、同じ年齡の普通の犯人は三パーセントにしか達しないといふ事實を擧げてゐた。

(六) 警察
Police

ペンシルバニア州政府の警察長官たるライン・アダムス少佐は、警察官たるべきものゝ有すべき嚴重なる資格を擧げて詳細に之を說明したのである。氏は、犯人並びに被疑者の訊問に用ひらるゝ所謂「サード・デグリー・メソツド」("Third degree" method—拷問)を非難し、而して、

「犯罪の訊問及び犯罪の調査に關する現在のシステムの改められざる限り、このサード・デグリー・メリツドは何時までも存續するものと云はざるを得ないのである。社會では、今日、手段方法を撰ばず、犯人を捕へることを警察に求めて已まないのである。警察官が成績を擧げるか、さもなくば、職を失ふか、職を失はないまでも、非難を蒙けはしないかと始終不安を感じてゐる限り、たとへ職權を越へてゞも、自分の力に及ぶ限りのあらゆる手

段を用ふるにちがいないのである。しかし、此等の肉體上に加へらるゝ手段の用ひらるゝにせよ用ひられざるにせよ、犯人が自白（コンフェッション）をしなければならなくなると、いつも必ず、犯罪事實の自白又は承認（アドミッション）を得るために警察でひどい目に遇はされたといふことを裁判所で證據立てようと試みるのである。」

と曰ひ、この現在のシステムを改めようとするならば社會に信用のある、陪審官の前に詰問を受けることのない事務に熟練したものに犯人を訊問させなければだめである」と述べてゐる。

（七）少年審判所 Children's Court

少年審判所の問題は、ニューヨークのウエスチエスター郡の少年審判所の判事チオーデ・スミス氏の演說で、極めて周到に論述されてゐた。氏は、アメリカのチルドレンス・コート（少年審判所）の犯罪防止の新しい方法を案出するための研究所なることを力說した。豫防醫學が傳染病を防止し、小兒の死亡率を減ずるに有効であつた如く、少年審判所では、犯罪を防止するに有効なる智識を求めてゐるのである。此等の審判所は、救治よりはむしろ防止を講ずるための最初の裁判所である。と說き、進んで、社會が法律秩序を亂したものゝ處罰改善にのみ全力を盡くして、將來反社會的な行爲をかもし出すような狀況の下に生活し、且つ、已にその徵候を洩らしてゐる少年を、其成形期の間に之を診斷して治療するの極めて重要なることは、之を等閑に付して顧みなかつたことを悲しむでゐたのである。（つゞく）

Journal of Criminal Law and Criminology, January, 1932.

轉居

本會理事、元市ヶ谷刑務所長根本仙三郎氏は今般退職せられ左記に寓居せらるゝことゝなつた

根本仙三郎

牛込區市谷臺町九番地
市谷町交番ヨリ左へ約二丁
坂上石川自動車及かめや食堂
横入ル

海外時報

犯罪と內分泌腺

一九三一年十一月九日に、ルイス・バーマン博士（Dr. Louis Berman）は、ニューヨークの法醫學々會に一論文を提出したが、これは、シン・シン・プリズンに於ける二百五十人の受刑者に對する三ケ年間の研究から集められた診斷上の證據について論じたものである。彼は、代表的な犯人といふものは內分泌腺の機能の障害から來た結果であると言明してゐるのである。シン・シンに於けるバーマン博士の調査は犯罪者について行はれた調査の最初の最も大規模のものと云はれてゐる。內分泌腺の働きのこの研究には最新式の方法が用ひられ、その結果は、年齡を同ふする同數の刑務官と比較せられたのである。

バーマン博士は次のような意見を述べてゐる。

「犯罪の匡救策は、疾病の治療と同じく、其原因を究めて、之を豫防するに在る。自分の調査によると、少年の犯罪の豫防救治が生粹のクリミナルの產出を防ぐことになるといふ有力な證據があるのである。若し、少年の犯罪が內分泌腺の欠陷故障によるものとすれば、犯罪少年の手當をするために、合衆國の各處に大規模の內分泌に關するクリニック（診查所）を設くると同時に、更らに凡ての兒童をして時々內分泌系統の一般狀況に關する檢查を受けしむるための豫防診查を設くべきである。

社會公衆は、兒童の營養不良並びに齒痛を防ぐ唯一の道は、時々營養狀態並びに齒牙の狀態を檢查するにあるといふことを敎しへられたのである。二十年前には、此の考へは頗る新しいものとせられたのであるが、今日では、公衆は別に新しいとも思はないほどに熟知してしまつたのである。之と同じく、公衆は、「犯罪傾向と之より生ずるクリミナルの發現を防ぐためには時々に內分泌腺の機能の狀態の檢查が各兒童に施されなければならないといふことを敎しへられなければならないのである」。

Journal of Criminal Law and Criminology, January, 1932

合衆國政府の
プロベーション・システム

最近一九三一年度のアメリカン・バー・アソシエーション（辯護士協會）の判事部の會合で、合衆國政府司法省行刑局のプロベーション監督官（Supervisor of the United States Probation System, Bureau of Prisons, Department of Justice）たるヂョエル・アル・ムーア氏は一場の演說を試みて、合衆國政府のプロベーション・システムの現狀を述べた。

「今年（一九三一年）の八月三十一日の現在では、合衆國裁判所から送られたプリズンとヂエール（拘置監にして同時に短期刑者を收容するもの）に在る受刑者の總數は二萬五千百三十六人であつた、プロベーション部の設けられてゐる合衆國の地方裁判所から前記の日付の報告では、プロベーションに付せられてゐるもの、總數は一萬四千百四十八人とある。過去十四ケ月の間に、合衆國政府のプロベーション・オフイサーの監視の下に在るプロベーショナー（プロベーションに付せられたる犯人）は四千二百二十二人より一萬四千百四十八人に增加したのであつて同じ期間に、行刑施設に在る收容者の數は二萬六千七百〇七人より二萬五千百三十六人に減じたのである」

氏の結論は中々興味がある。曰く、

「過去一年の會計年度の間に、合衆國政府のプロベーション・システム課では、司法省の總經費四千七百萬ダラ以上の中から二十萬ダラ以下の經費を使つたのみである。ウイカーシヤム・コムミツション（昭和六年十月號「刑政」參照）の報告によると、法律勵行機關のたつた一つの部でも、一つの法律の勵行のため司法省の費した一ダラの中の六十八仙を費やしてゐるのである。プロベーション・システムでは司法省の經費一ダラから半仙よりも少いものを使つてゐるのであつて、それでプロベーション・システムを支へてゐるのである。

我々のプロベーションの事業は、今尙ほ端緒に就いたばかりであるのは言ふまでもない。今尙ほプロベーション・オフイサーを置いてない二十九ケの地方裁判所管區に合衆國政府のプロベーション・システムを擴張するには——更らに重要なのは凡ての管區に十分有効なサービスを發達させることであるが——もつと潤澤な經費が必要なのである。司法省の經費の一ダラから二仙だけでももらへれば、合衆國政府のプロベーション・システムの躍進を約束することができるのである。今や、眞面目な研究心に富んだ多くの人達は、經費を節約すると共に、撰ばれた犯人の救濟と社會の防衛とを可能ならしむるプロベーションの事業のために、合衆國地方裁判所で働からうとしてゐるのである」。

Ditto

ニューヨーク州の
新ピストル法

ニューヨーク州では、ピストルの所持は一九三一年十月より實施された法律によつて新規定の支配を受くることになつた。其結果、當時、ニューヨーク州を通じて有効であつた十八萬五千件のピストル所持許可證が無効となつたのである。今後、新許可證の下附並びに許可證の更新は、申請人の指紋及び寫眞の登錄が必要になつたのである。更新の場合の有効期間は一回僅かに一年である。

この法律は數年來實施されてゐたニューヨーク警察處罰令に改正を加へたものである。ニューヨーク市に於ける申請人の指紋の登錄は一時中絶してゐたのであるが、今度の新法律で市の警察が久しく希望してゐたこの制限を再び採用することになつたのである。

ニューヨーク・タイムス紙上に發表したステートメントで、市の警察長官（コムミツショナー）マルーネーは、州法では惡漢のピストル携帶を止めることはできないが、今度の新しい規定によつて、ピストルを匿くして所持してゐるといふ嫌疑で逮捕されたものは、今後はもはや、上部の州の判事によつて右の制限なしに下附された所持許可證を提出することによりて、刑を逃がるゝことは不可能にならう。これだけでも、警察にとつては大助かりである、と述べてゐる。

「どんな法律でもピストルの所持を惡漢に止めさせることはできないが、少くも今度の州の法律では、許可證を得ることは惡漢にとつては極めて困難となるのである」と、マルーネー氏は曰つてゐる。

長官マルーネー氏は、ピストルの製造散布を嚴に制限する合衆國一般の法律の必要を力說してゐるのである。

現在はかゝる法律のないばかりでなく、州の法律も到處區々で一定してゐないのである。ニューヨークの隣接諸州では、携帯許可證なきものにピストルの販賣を禁ずる法律さへもないのである。殺人罪に問はれたニューヨークのギャングスターは、いつもきまつてニューヨークの隣りのステートで買つたピストルを持つてゐるのである。尙ほこの法律では、質商のピストルで金を貸すことを禁じてゐる。

Ditto

禁酒と犯罪

前號の「刑政」で、フインランド共和國の禁酒法のレファレンダムについて報じてをいたが、ベルリン大學教授ドクトル・シユメルデルスは、現地で蒐集した材料に基いて、フインランドの禁酒法の國民の健康に蒙らした障害並びに犯罪に關する影響について述べてゐる。其筋の犯罪統計によると、傷害致死の罪で有罪判決を受けたものは、一九二〇年より一九二九年に至るまでの間に、人口百萬につき七・七件より二五・六件に增加したのである。首府のヘルシンクフオルスでは、一年の間に、人口二十一萬六千の中で、二萬五千人が泥醉のかどで警察の厄介になつたのである。即ち、平均三人の成年者につき一人が拘留されたわけである。また、フインランドの病院に送られた精神病者の中でアルコール中毒者の數は、一九一三年に於ては八パーセントであつたものが、一九二八年には可驚二十八パーセントの多きに上つてゐるのである。

精神病院に於ける患者の總數は、禁酒法實施以來殆んど半數以上の增加で、一九〇五年より一九一五年に至る十年間の增加の常に十パーセントにも達しなかつたのに比べると、驚くべき增加といはなければならないのである。ヘルシングフオルスに於ける第二公立診療所で其處へ來た一千人の患者について統計を取つてみた所、それによると、其處に收容された患者の——小兒を含めて——五分の一は過度の飲酒癖で苦しむでゐたのである。尙ほまた明かになつた事實は、勞働者の間に節飲者の比較的少ないことで、且つ、フインランドに於けるアルコールの濫用は、都市に於ても農村に於ても同じ位烈しい程度であるのは注意すべきことで、唯だ酒精の密輸入をやつてゐる沿岸住民に在りては濫用の害にかゝるものは少ないのである。最後に、驚くべき事實は、婦人及び少年のアルコール濫用に陷つてゐるものゝかなり多いことである。アルコール中毒とか犯罪とかいふような社會的現象の單に法律だけで鎭壓する事の難いのは、幾度か今迄の經驗が確證する所である。でドイツに於て久しい間アルコーリスムスと戰つて來た有名なローラー博士は、「社會は禁酒法といふ法律を非難しなければならない」と曰つてゐるのである。國民の飲酒道德に關する見解が變つて來た時のみ、初めてアルコールの濫用が實際に防止せられることにならう。

Strafvollzug, Januar-Februar 1932

英國ダートムーア刑務所の暴動

去る一月二十五日午前、英國はデヴオンシヤー縣のダートムーア懲役監に起つた重大と曰つてもよいほどの暴動は、英國の社會を愕然たらしめたであらう。此日は恰も日曜日で午前九時半に受刑者が祈禱のためチヤペル（禮拜堂）へ出て行く時に起つたもので、擔當看守に石を投げつけてゐる間に、暴動組の一隊はチヤペルに侵入してバンドの樂器を奪つて、『赤旗』（ガヴアナー）の曲を歌ひ出したのである。次いで、廳舍が襲はれ所長のロバーツ氏は縷かに身を以て免がれたが、彼等の放つた火のために、廳舍は勿論、一切の記錄は灰燼に歸したのである。

二三百の暴動者に對して、ガードは壁上から猛射を浴びせたが、一時はかなり苦戰であつたが、近くのブリマウスから五十人の巡査の選拔隊の應援を得てから、暴動は速かに鎭定されたのである。戰鬪は九十分で終つたのである。受刑者の方では傷いたものは七八十人あつたが死んだものは一人もなく、看守や警察側の被害は極めて輕少であつた。

諸新聞紙の言ふ如く、かういふ出來事は、アメリカでは珍らしくもなく、時々は武裝さへした受刑者と機關銃や催涙爆彈の恐ろしい戰鬪が行はれるのであるが、大西洋を越へたイングランドには、かゝる暴動は、殆んど今迄には知られなかつた事なのである。或る新聞紙が、この暴動は、今では小學校の子供にすつかりお馴染になつたように、受刑者達にもよく知れ渡つてゐるアメリカのブリズン・ライフ（かんごく生活）のフイルムに或る程度

まで原因してゐはしないか、と曰つたのも、萬更理由がないこともないのである。

諸新聞紙の知らんとする所は、この英國には珍らしい暴動の原因で、「タイムス」紙は、「受刑者のタイプが昔時とは變つて來たのは、今度の暴動によく反映してゐるのであつて、その原因は、反抗的な近代的精神と、更らに之に加ふるに、近來の改良せられた溫和な管理規則とに歸し得ないこともないのである」との解釋を下してゐるのである。

應援に來た警察隊がバトン（巡査の持つてゐる棒）以外にいかめしい武裝をしてゐなかつたことは、諸新聞紙の稱讃する所で、ロンドンの「スター」紙は「外の國ならば直ぐとマシーン・ガンや毒瓦斯でも使用する處を、たとへ受刑者には武器がなかつたにせよ、英國でも最も嚴重な懲役監のダートムーアで、極めて愼重な態度に出で、しかも二時間に足らない短時間でこの暴動を鎭めたのは、さすがは英國一流の落ちついたやり方である」、と曰つてゐる。

London Review of Reviews, February, 1932

自分の生活に對するフイロソフイーは、勞働である。自然の秘密を引き出して、それを人間の幸福のために應用する勞働である。我々がこの世界に生存してゐる短い時間の內に爲すべきサービスで、是れよりも尊いサービスのあることを自分は未だ知らないのである。

自分は世界が徐々に善くなつてゐると信ずる。立派な人間の數はだん〳〵增えて來る。人間は尙ほ未だ自分の周圍の惡い環境を征服し得ないでゐる。しかし、動物として人間はたしかに進步していくと思ふ。

故トーマス・エー・エデイソンの言葉

建國の精神〔上〕

文學博士 中村孝也氏談

本文は刑務協會茶話會に於ける文學博士中村孝也氏講演の梗概を記者が筆記したものである。從つて文責はすべて記者にある。

（一）

何十年といふ昔から、地球の上には、種々雜多な國が興つたり亡んだりしてゐるが、二千年三千年と長つゞきのする國は至つて少ない。人間でも、幼年にして死し、青年にして仆るゝものは多いが、七十歲、八十歲といふやうな長壽と健康とを保つて、國家民人のために、活動をつゞけてゐるといふ人は頗る寥々たるものである。國家とてもそれと同じことで、やはり自ら壽命といふものがあつて、國の生命と繁榮とを長く維持しつつ、世界文化の進運と向上とに對しいやが上にも貢獻寄與して行かうといふやうな國家は、古來甚だ稀である。

極く手近かなところで、支那の例を見てもそれはすぐ判る。支那は舊國と稱せられてゐるけれども、實は數限りもなき澤山の國々が、それからそれへと立ちあらはれて、競ひ合ひ奪ひ合ひに、天下を取り、國を立てゝゐたので、まことに興亡常なきものである。例へば、今日支那の代名詞のやうにもなつてゐる漢とか唐とかの王朝は、それ等の國々のうちでは、比較的に壽命も長く、繁榮もつゞいたのであつたが、それでも僅に三百餘年の社稷を保つたにすぎぬ。支那最後の王朝である淸は、版圖も廣く、富强を以て東亞に雄飛したのであるが、それにも拘らず、やはり三百餘年の壽命がせいぜいのところであつた。ずつと遡つて大昔の周は、八百年間も續いたといふことになつてゐるが、古いことなので、實は漠としてよくはわからないのである。況んや、その末葉の二百數十年間といふものは、いはゆる春秋戰國の時代であつて、優勝劣敗、弱肉强食、一日として寧日なき有樣であつた。して見ると、支那に起つた數々の國としては、その比較的壽命の長いところでも、三百年そこ〳〵の天下といふのが、歷史上の通り相場であるらしく思へる。

では、支那と對蹠的な實例として、米國をながめて見る。米大陸が發見されてから今日まですでに四百數十年を經過してゐるが、米合衆國が出來てから僅に百五十年前後にしかならぬ。從つて世界でも、極く新しい國に屬し、國家としては少年國の域を脫してゐない。しかも、米國は、今日でこそ、富强全世界を壓する

の觀があるが、後にも述ぶるやうに、もと〳〵一種の「合せもの」に外ならぬこの國に、いつどんな破綻がやつて來ないとは、恐らく何人も保證し得ないであらう。

その他歐洲に於ける例を見ても、紀元前に榮えた國にして今日存在してゐるものは殆んどなく、中世に覇を稱へた國とても、とうの昔に四分五裂してしまつてゐる有樣である。そして現在あるところの國家は、何れも近世の初めか、若くはツイ最近に至つて出來上つたものゝみである。かくの如くに、古來地球上の國といふ國は、多くは短命であり、若くは不健康なものである。

（二）

この間に在つて、わが日本國のみは、頗る長壽である。神武御創業後からだけでも、すでに二千五百九十二年といふ長い歳月を閲してゐる。しかも今なほ、些の老衰のあとを示すことなしに、その生命は永へに若く、永へに新に、生々發達を止めない。將來といへども亦、無限に無窮に伸び且つ榮えて行くのである。まことに私共はその「若き日本」の望多き、輝ける姿を、現に眼のあたりに見てゐるのである。

世界の殆んどすべての國々が、あるひは死滅し、あるひは老衰して、流離興亡の常なきことを思はしめつゝある間に、何故にわが日本國のみは、かくも永遠不壞の生命を保ちつゝ、なほ希望多き未來を約束してゐるのであらうか。これは實に、世界史上の一大問題でなければならぬ。そしてこの問題を解くのカギは、あるひは私共日本人の手に握られてゐるのかもしれないのである。

前にも言ふやうに、國家も個人と同じやうなものであるから、長壽と健康とを長く維持して行くためには、内外二つの條件を具備することが必要である。その第一は、その國の本來の素質が、先づ健康でなければならぬことである。人間でもさうだが、國家も、生れ立ちが弱く、体質が不良であつては、長命は六ケしいのである。これは最もみやすい道理である。しかしながら反對に、素質そのものはいかに頑强に出來てゐても、その國の置かれた環境が、その發達に好都合なものでないかぎり、折角健かに生ひ育つて行かうとする國家の生命も、やゝもすれば阻まれ害はれて、つひには中途にして萎えしぼみ、然らずとするも、僅に氣息奄々の殘生を保つにすぎないことになるのである。それゆゑに、國家が永遠の生命を保たうとするならば、その國のもと〳〵の素質が健康なものである上に、更に環境的にも、好適な條件に惠まれてゐなければならぬのである。

幸にしてわが日本國は、右の二つの條件を立派に具備してゐた。先づわが日本國は、建國當初に於て、世にも健康な素質を以て生れ出でたのである。しかもその健康を十分に護りはごくむべく、又最も都合のよい環境が、わが國には授けられてゐたのである。即ち島國であるわが國は、古來亞細亞大陸をしば〳〵見舞つたところの幾多の民族的生存競爭並に複雜

困難なる國際關係等から大体に於て獨立、分離し、ひとり自國内に於て、その文化と太平とをたのしむことが出來、外國からの脅威や壓迫を被ることが比較的に少なかつた、といふこの點が、わが國の健康なる素質を、いやが上にも健康に培養伸張せしむる上に、甚だ好都合だつたのである。

例へばわが國に近接せる外國といへば、支那朝鮮であるが、それ等の國は、未だかつて、日本とその存在を爭ふ程に、即ち相互の存在が、兩立をゆるさなくなる程に、强大となつたことはなかつた。わが國は、支那や朝鮮から古來思想及び文化をこそ輸入したれ、格別の侵害や衝撃を受けたことはないのである。成程、朝鮮半島には、むかし新羅の統一時代があり、次で高麗の强盛時代があつたが、その版圖は何れも半島全部にすら及んでゐない。況んやわが日本を脅すなどの餘力は到底なかつたのである。その次ぎの李朝時代は、事實上、半ば支那の屬國にすぎなかつた。從つて朝鮮の國力が自らに溢れて、海を越えて、わが日本を侵すといふやうなことは、一度もなかつた。更に支那は古來しば〳〵四方を征服したけれども、支那では由來西戎、北狄と稱して、いつの時代にも、主に西方と北方とに敵を有ち、從つて國力の伸びやうといふ時は、たいがい西方と北方とへ伸びて行くのが例であつたので、東方に在る日本へは、あまり關心を有たなかつたのである。たゞ一度蒙古が襲つて來たが、それとても、日本を仆さずんば自國が成り立たぬといふ程に、死活的運命を賭してかゝつたものではなかつた。かやうにわが國は、むかしから、外敵のために國土を蹂躙されたとか、人民が虐待されたとかいふ經驗を有たない。この環境的條件が殆んど天佑的に良かつたといふことが、わが國に少からず幸してゐるのである。

それといふのも、わが國の素質が本來健康に出來上つてゐるからである。さもなければ、ほんの聊かの外部の壓迫によつても、あるひは傷き、あるひは仆れてゐたかもしれないのを、わが國は、逆に外部の環境と戰ひ、これに打克ち、これを征服し、更にこれを自家の榮養素となすことによつて、國家的生命に一層の新鮮味と活動力とを吹つ込んで來たのである。この健康性と向上性——こゝに他國に比を見ざるわが國の特殊性が存在するのである。そしてこの特殊性を說明することは、わが國の國體をいかに理解すべきやの課題に答ふることであり、同時にそれは、建國の精神を高調することにもなるのである。

（三）

人間でもさうであるが、動物——一口に禽獸蟲魚と稱せらるゝすべての動物は、それ〴〵の種類に應じて、骨組なり又各器管の構造なり、つまり身体の出來工合といふものがちがつてゐる。それと同じく、國家にもさま〴〵の種類がある。その成立や歷史やを異にするに從つて、國家の態樣若くは作用等にそれ〴〵の相違を生じて來るのであるが、之れも

大別すると、四つの形式に分類することが出來る。即ち（一）血族國家（二）宗教國家（三）權力國家（四）法治國家の四種類である。すこし學術的な言葉に言ひかへれば、第一は、族制組織の國家、第二は神制組織の國家、第三は、隷制組織の國家、第四は約制組織の國家といふことが出來る。

血族國家といふのは、文字の示す如くに、同一の祖先から分れ出で、血統によつて結び付けられてゐるもの同志で形作つてゐる國家である。宗教國家といふのは、その國の主權者が、神たるの性格即ち神格を以て國民に君臨し、國民も亦その主權者に對し、人としてでなく、神として仰ぎ仕へてゐるところの國家であつて、神制組織の名ある所以である。第三の權力國家といふのは、權力の强きものが、弱きものを否應なしに服從、屈伏せしめてゐるところの國家であつて、被治者は一種の奴隸狀態に置かれてゐるものである。それゆゑに隷制組織の國家といふことが出來る。第四の法治國家とは、法律の名に於て言ひあらはされてゐる國民相互の約束契約によつて出來上つてゐるところの國家であつて、從つて約制組織の國家といふことが出來る。洋の東西を問はず、古來のあらゆる國家は、必ずやの四種類の中の何れかに屬し、時としてはその二つ若くは三つを併せ有するものもあるが、ある特殊の國家となると、その四つの形式を悉く兼ね備へてゐる。唯一つの形式に屬するよりは、二つより は三つ、三つよりは四つと、漸次數多くの形式を兼ね有するに從つて、國家生活の內容を豐富にし、多樣にし、且つ堅實にする所以であつて、國家構成の樣式としては、その四形式すべてを具備することが最も願はしいところである。

（四）

最後の法治國の典型的なものを求むれば米國である。何人も知る如く、米大陸は一四九二年コルムブスによつて發見され、それ以來、イスパニア、イギリス、フランス等から、この新世界への移住者が續出したのであるが、その中、北米大西洋沿岸に、イギリス人の植民地が出來た。その植民地を作つた人々は、英本國から見れば、宗教上の異端者であるとか、若くは政治上の追放者であるとか、又は喰ひ詰めものであるとか、何れにしても當時逆境に在つた人たちであつたが、とにかく櫛風沐雨で、粒々辛苦を重ねた結果、漸次に土地を開拓していつて、つひに十三州のステートを作り、やつと自立が出來るやうになつた。と思つた時には、英本國の方がひどい財政難で、從つてこの米植民地へ向け、苛斂誅求が加つて來たので、十三州の人々は、互に土地、傳統、利害等を異にしてゐたにも拘らず、本國政府からの壓迫から解放されようとの唯一つの目的に於て互に一致協力して、ワシントンを推戴して、いはゆる獨立戰爭を起し、その目的を遂げたのである。かくしてその後、十三州の人々は、相互の約束によつて、相互に結び合つて、その名も「合衆國」と稱するに至つたのであるが、この建國の事情から

見てもわかるやうに、米國の出來たのは、ワシントンが神格を有してゐたわけでもなく、又その權力によつたわけでもない。さればとて氏族制度の發達したものでもない。それは今日、ニューヨークの埠頭に聳えてゐる「自由の像」に於て象徵さるゝ如く、全く、國民相互の自由意志に依る「約束」によつて成立したものに外ならぬのである。

爾來米國は、國力充實して、ミシシッピー河からかけて太平洋へ出で、ハワイ、フイリッピンと伸びて、最近は滿洲へまでも手をのべて來てゐるのであるが、その間に「合衆」されたステートはそれからそれへと增えていつた。ステートの數だけ染めぬいてある例の米國々旗の星——あの星の數は嘉永六年にペリーが浦賀にやつて來た頃には、僅か二十足らずであつたのが、今日では六十近くもあるであらうか。何れにせよ、それ等の澤山のステートは、みな「約束」によつて互に結び合つてゐるものである。この意味に於て米國は、約制組織による國家として、最も典型的なもので、且つ最も新しきものである。

だが、約束で出來てゐる國は、うちに或る破綻を藏してゐないとはいへない。いはゆる合せものは離れもの合同したものは、又約束で分離することが出來る筈である。法治國家の危險性は、この點にひそんでゐるともいへやう。現に米國に於ては、かつて黑人解放の問題で、北方と南方とで戰爭を開始し、危く夫婦別れをしようとして、やつと元の鞘に納つたやうな經驗もあるが、將來、この國が、一層膨脹して行くにつれ、再び同樣の危險がないとは何人も保證し得ないであらう。單一形式を有する國家の有つ弱點として、私共の見逃し得ぬところである。

（五）

次に權力國家の適例としては、支那を擧げることが出來る。支那五千年間の歷史は、正に、權力爭奪、即ち强者が弱者に取つて代るの歷史である。禪讓放伐とか、易世革命とかいふ言葉が、よくその事實を證明してゐるのである。今から二千年前に、孔子が出て、權力政治を否定して道德政治を高調した。權力本位の政治は、一時的、無理押し的の効果はあるとしても、人民をして衷心から歸服せしむることが出來ないから、永續性がなく、平和性に乏しい。權力を以つて奪つた天下は、又權力によつて奪はれるのである。いはゆる暴を以て暴に代ふといふのがそれである。それでは國家としての眞の幸福と繁榮とは到底望めるものではない。だから一國の政治は、どうしても、民心をして心から悅服せしむる底の、道德本位のものでなければならない。國家は時として兵力を缺いてもいゝが、信義がなくんば一日も立ち行くものでない。道德仁義を基本として立つ國家こそ、國家としての理想的なものである。とかういふやうな理想と主張とを提げて、孔子は、當時天下を遊說して歩いた。

そして孔子は、さういふ道德政治の黃

金時代が過去にはあつた。いはゆる「甕ぬるに戸を閉さず、道に遺ちたるを拾はず」といつた堯舜時代がそれであるといつて、盛んにそれを祖述し且つ讃美したのである。しかしながら、さういふ黄金時代といふものは、事實上は、支那の古代史には一度もなかつたのである。學問的にいふと、支那の古代史は、黄河沿岸を中心として展開された、激烈なる民族闘争の一修羅場に外ならなかつたのである。禪讓放伐といふも、實は武力を以て、時の支配者を蹴落し、自らこれに代つたものに外ならぬ。唯、歴史は、古來しば〳〵、道徳の忠實なる細君である。道徳が一度手を擧げて呼べば、かの女は直に側に侍つて來る。言ひかへれば、過去に於ける歴史は、多くの場合、現代に對する道徳的教訓として利用される。そしてこの歴史の教訓化といふ點に、道徳的見地に於ける歴史の力も使命も存するのである。

孔子は、この歴史を教訓化することによつて、時代を救はんとしたのである。

孔子の時代は、亂世であつて、人心惟れ危く、道心惟れ微といつた工合に、頗る世相が險惡であつたから、「何ぞ古に恥ぢざる」といふわけで、孔子は、過去の歴史――そんな黄金時代が過去に實現されてあつたものとして――を援用し來つて、以て、警世戒民の手段に供したのである。だから、堯舜といふやうな黄金時代は、實は單に儒教の理想であり、道徳政治の鑑形であり、又古聖の創作であり、夢物語りであるにすぎない。堯舜禹湯といふやうな「古の道」は、聖人の頭にだけ宿つてゐたもので、實際にはなかつたのである。

だが、創作にもせよ、夢物語にもせよ、聖人がこの理想を提げて、道徳政治の模型を廣く天下に提示したといふことは、その後も長く支那の智識階級と歴史とを支配して、その時〳〵の主權者は、何れも、少くも表面的たけでも、道徳政治を看板にすることを忘れなかつたのである。親孝行は眞似でもいゝといふことがあるが、全く善いことならば、看板だけでもいゝのである。易世革命のこの革命といふのは、讀んで字の如く命を革めるといふことであるが、命とは天の命を意味するのである。即ち今までの主權者は、道徳政治の本義を忘れて、徒に權力を以て人民を壓服する。いはゆる惡政である。だが、それは天が許しておかぬ。天はつねに至誠公平な道徳に由つて政治を行ふことを命令する。それで自分は、その天の命令に依り、起つて天下の惡政を除き、代りに自分が主權者となる。即ち自分は、天の命を奉じ、天に代つて立つたのであるから「天の子」即ち天子となるのである、とかやうに支那の各王朝の建設者は、聲明し、且つ或程度はこれを實行して見せる。かやうにかれ等は、表面的にもせよ、道徳政治の假面を被ることを餘儀なくさるゝ。湯朝の仆れた後に、例の亶世凱が天子にならうとして、つひに流產してしまつたが、あれが若し成立してゐれば、無論形式的ではあるが一應前の宣統帝から禪讓の命が出る筈で

あつたのである。即ち前の天子は、惡虐無道で、民心を失し、天の思召しにかなはなくなつたから、次の天子が「命を革」めて、新に天下に君臨し、善政、仁政を布くであらうといふやうなことを宣言するのである。これは勿論形式的なものであるが、しかしその聲明の手前もあり、且又政策的にも民心を得る必要があるのでともかく或程度までは仁義の政治を行ひそれがつまり人民のために良い結果をもたらすことになるのである。前にも言ふ如く、この點に、道徳的支配力としての歴史の効果を見ることも出來れば、又聖人の教への尊ぶべき所以もわかるのであるが、しかし、一皮剝けば、上下三千載、支那の歴史は、一貫して、權力爭奪の連續劇にすぎないのである。全く權力國家として終始してゐるのである。主權者が神格を有してゐるわけでもなければ、又民族の中心に立つやうな特別の血統とてもないのである。

（六）

次ぎに宗教國家、即ち神制組織による國家といふのは、現在では地球上に存在してゐない。しかしながら昔は澤山にあつた。その中でも、ユダヤ民族によつて建てられたパレスチナの如きはその代表的なものであらう。ユダヤ人は今日では、世界の漂泊人として、地球上のあらゆる點に、國なき寄寓者としての存在を保つてゐるにすぎないが、昔は神の命令に依つて、地上に神の國を建てた民族である。この民族は、今も昔も同樣に民族意識が强く、他の民族とは融和、調和の出來ぬ一種の特殊性を有つてゐる。そのために諸處を追はれて、つひに埃及へ行き、ナイル河の邊に土着してゐたが、やがてはそこも追はれて、再び漂泊の旅をつゞけねばならぬことゝなつた。しかしながらこの民族は信仰のあつい民族で、つねに自分たちを守護し、自分たちに恩寵を垂れてくれると信ずる守護神を有してゐた。舊約のエホバがそれである。エホバは、特にユダヤ民族だけを守護する神であつた。それゆゑにかれ等は、自分たちを、神から特に選ばれた民族、即ち神の選民と考へ、且つこれを誇つてゐた。だからかれ等は、いかなる苦難といへども、神の名に於て堪へて來た。「われ涙の谷を歩めども災禍をおそれず、われ神と共にあればなり」であつた。そこでかれ等は、モーゼをかれ等の指導者として仰ぎ、足に鞋を穿ち、手に杖を取つて、埃及を立ち出でた。

それからユダヤ民族は四十年間漂泊をつゞけたのであるが、その間にもエホバはつねにかれ等の前に在つた。晝は雲の柱を以てかれらを導き、夜は火の柱を以てかれらを照してゐたのである。そしてかれ等は、かれ等の指導者モーゼに於て、そのエホバの心を見、エホバの救ひを見てゐた。エホバがかれ等に、救ひと戒めとを示さうとする時、先づモーゼを召したのである。實にかれ等にとつては、モーゼは人格以上に神格を有するものであつた。そして最後に、神の示しに從つてパレスチナの國を建設したのであつたが、この國も餘り長つゞきはしなか

つた。ソロモン、ダビテといふやうな有名な帝王も現れたが、その後に至つてローマに征服され、ローマ代官の支配下に立つやうになつてしまつた。だが、自ら神の選民と考へてゐたユダヤ人は、いつかは神がこの國に救ひ主を送つて、かれ等をこの涙の谷から引き上げてくれるであらうことを確信し且つ期待してゐた。そして救ひ主（メシア）は生れたのである。キリストがその人であつた。けれども、この救ひ主は、ユダヤ人の待ちもうけてゐた救ひ主ではなかつた。ユダヤ人は、劍を以て立ち上り、そしてローマの代官を追つぱらつて、國家を自分たちの手に戻してくれるであらう救ひ主を待ち望んでゐたのであつた。だが、キリストは、劍の代りに愛を提げ、ローマの代官に刃向ふ代りに、自ら十字架を背負ふところの救ひ主であつた。そこで、失望したユダヤ人は、キリストを殺してしまつた。爾來この國は、四分五裂して、國人は、世界の果て〳〵に、流離分散してしまつた。

それから以後、このパレスチナに比すべき程の宗教國家は出來なかつた。神聖ローマ帝國は、多分に宗教的性質を有してはゐたが、ルネッサンス以後は、それも全くなくなつてしまつた。

現在我々は、前代未聞の豐富な物資と完備した生産手段とを有つてゐるのだ。にも拘らず人類の大部は世界を通じて峻酷な窮乏に苦しむでゐるのである。生産と消費の相互作用は次第々々に惡化してゐるのである。社會のあらゆる公の施設に對する信用の今日より低下したことは、未だ曾つて聞かない所である。凡ての經濟上の循環組織は殆んど恢復の見込みのないほどに病み惱んでゐるのである。

「何か適當な方法を講じたら、生産と消費との平衡が恢復できないものであらうか」と尋ねるのは樂天家の部類に屬する人である。が、しかし、徹底的なペッシミストは、「ローマ帝國が内部からの壞敗作用で崩潰したやうに、何故、我々の文明も同じ作用で崩潰しないのだらうか」と怪しんでゐるのである。いづれが正しいのであらう。

この刻下の災禍に打勝つために、我々に缺けてゐるものは聽明ではない。缺けてゐるものは、人類共同の福利のために盡さんとする私のない心からなる責任感である。

アルブレヒト・アインシュタイン
（有名な相對原理を唱へた人）

第三次特別練習生卒業式

第三次特別練習生卒業式は、三月二十四日午後三時から、刑務協會樓上に於て擧行、定刻鹽野練習所長を始め、秋山保護課長、森山、正木、池田、岡の各司法書記官、芥川衞生官、岡部、佐藤、吉田、椎名の各刑務所長、並に根本前所長、森口典獄補、伊藤刑務協會主事等出席、伊藤主事の開式の挨拶についで、鹽野所長より卒業生に對し卒業證書を授與したる後、左の訓示があつた。

第三次特別練習生も、二ケ月間の講習を終へて、本日を以て目出度く卒業式を擧行いたすことを得ましたことは諸君と共に私の大に喜ばしく存ずるところであります。

諸君はこの實務の講習に於て、先きに市谷刑務所に在つて、共産黨事件の被告人に對する處遇並にその他一般の實務に當られ、よくその事情を諒解されてゐるわけでありますが、それにつき諸君に對し、第一に御注意申上ぐべきことは、諸君の見聞、接觸せられるところの、市谷刑務所並に公判廷に於けるかれ等に對する取扱ひぶりが、共産黨事件の被告人に對する處遇としては、必ずしも模範的のものではないといふことであります。元來この種の事件は、我國にも近年ポツ〳〵發生してゐたのであるが、現在の如くに、該事件の首謀株を網つた多數の被告人を一つの刑務所に集めて取扱つたといふことは、裁判所としても刑務所としても殆んど初めての經驗に屬することなので、實は未だよくその手加減の程もわからず、言はゞ目下試驗中といつたやうな譯合ひであります。

唯今日まで、幸にして事なきを得ましたのは、一に關係職員一同の誠實と熱心とに因ることでありまして、その點、幾重にもそれ等の方々の勞を多としなければならぬのでありますが、さればとて、それが必ずしも模範的のものではなく、まだ〳〵改善向上の餘地の存しまることは、前述の次第で十分に想像せらるゝのであります。

從つて諸君としては、右の事情をよく念頭に置かれて、諸君が將來それ〴〵の任地に在つて、同種類の受刑者を取扱はるゝに際しても、單に今回の經驗を模倣的に繰返すといふに止めず更にそれ以上に、諸君獨自の識見と工夫とを以て、一層適切妥當なる方法手段を案出してこれに當るやう努力せらるゝことが最も肝要であると考へるのであります。唯諸君が今回經驗せられたることは、諸君の將來の指針を決める上に有力なる一つの參考資料となつ

たでありませう。この參考資料をいかに利用し活用さるゝかは、一に諸君の能力と努力とによることであります。

現在全國の共産黨事件被告人は、六百何十人といふ數でありますが、現に全國各地の刑務所に配布されてゐる同種類の犯人の數を合算すれば、約千人にも近い數に上りませうがそれ等多數のものが諸君の職務の對象として、將來現れて來るのであります。それを思へば、諸君が荷ふところの任務もなか〳〵重大なものでありますが、幸にして諸君は、全國の同僚の中でも、特に成績の優秀なる故を以て選拔されて來た人々であり、その上に、二ヶ月間の實習期間中は、それ〴〵專門の諸先生方から有益なる講習を受け、又東京の四大刑務所の實狀やその他帝都各般の諸施設等を實地に見聞して、刑務官としての識見を養ふ上に十分なる機會を有たれたことであるから、その點私共としても、諸君に對し十分の期待と希望とを有つことが出來、誠に滿足に存じてゐる次第であります。何卒諸君とは、それ等の關係をよく念頭に置かれて、今後それ〴〵の任地に歸られたならば以前にもまして、一層御勉强御努力あらんことを希望いたす次第であります。申すまでもなく行刑のことは、常に第一線に立つて働く人々の努力如何によつて成績がきまるのでありますが、その第一線に立つ人々の中でも、諸君の如きは指折りの人たちであり、從つて將來、諸君の各任地に於ける成績が擧るや否とは、半ばは諸君の責任であるといつても過言ではあるまいと思ふのであります。何卒切に諸君の御自重を希ふ所以であります。

尙ほこの機會に於て、特に諸君の記憶を新にしていたゞきたいことでありますが、それは刑務所の使命といふことであります。刑務所の使命とは何ぞやといへば、何人もそれは、犯人を改過遷善せしむるにありと答へるのであります。事實それに違ひないのでありますが、しかし言ふは易くして行ふは難しで、その改過遷善の實を完全に遂行することが、實は極めて困難なことなのであります。のみならず、この刑務所本來の使命といふことは、平生日常の事務に追はれてゐますと、とかくに忘れられ勝ちになるものであります。本來をいへば、刑務所内の一切の事務は悉くこの刑務所本來の使命を果すために存在してゐるものなるに拘らず事實は却つて、末のために本が忽になるといふのが、われ人とも最も陷りやすい弊害なのであります。しかもこの刑務所本來の使命といふことが忘れられると、同じ日常の事務を執るにしても謂ゆる器械的のものとなり、魂の入らないものとなるのであります。さうするとそれは又自ら刑務官自身の言語、動作の上にも現れて來て、受刑者に及ぼす力が稀薄となり、若くは惡影響を與へることゝもなるのであります。この點は、直接受刑者に接觸すべき戒護作業等の事務にあたるものは、最も注意を要するのであります。それ等の職

務に在るもの、言語、擧動が、しらず識らずのうちに受刑者に及ぼす影響は實に大なるものがあるのであります。それだけそれ等の人々は、常に精神の緊張を保つてゐることが必要なのであります。そして精神の緊張といふことは、刑務所本來の使命といふものを常に念頭から去らせずにゐるところから生れるのであつて、戒護、作業にあたる人々が、心から受刑者の改過遷善を念としてゐれば、それが自ら自身の言語、動作にもあらはれて、受刑者に對して、よき影響を與へ反對の場合には、惡い影響を與へるといふわけになるのであります。こゝの責任をよく考へて來れば、刑務官として、自分の一言一行といへども決して等閑には出來ない筈であります。

尤もこれは必ずしも戒護作業等に限つたことではなく、文書、領置等の仕事に於ても亦同じことであります。それ等の仕事とても、刑務所本來の使命を考へると否とによつては受刑者に及ぼす影響に少からぬ相異を生ずるものであります。必ずしも常に受刑者と顏を合してゐるもの、みが、その點についての責任が特に多いといふわけのものではないのであります。

最後に、職員の間に於ける各自平素の行狀が、職務を行ふ上に相當の影響を有つものであることも亦忘れてはならぬことであります。刑務職員は、多くの場合官舍生活をする人が多いから他の官吏と比べると、私行が直に職務の上に反映する場合が多いのであります。一區劃に集つて生活をしてゐると各自の私行等が人々の目に立つて、それが話題となり、誤解ともなり、又時としては仲違ひの種ともなり、或は嘲笑輕侮の的ともなりがちなものであります。そしてそれ等のことは又直に職務の成績の上に反映して來るのであります。即ち職員間の評判はいつの間にか受刑者たちの耳にも入り、從つて職員間に評判のわるい人は受刑者からも内々輕侮せらるゝといつた結果となり、それが又、受刑者に對するその人の敎化力にも影響して、職務遂行がとかく完全には行かぬといふことゝなるのであります。受刑者の改過遷善を本來の使命とする刑務官にとつて、それは致命的の打擊とも言へるのであります。諸君とても將來は多くの場合官舍生活をさることでありませうから、その點を十分に考慮して、例へ一私行といへども、他人の非難や輕侮を招くことのないやうに日常を愼まれたいのであります。

要するに、諸君は、今後、刑務官としての人格の修養と職務の勤勉といふことに眼目をおいて、行く〳〵はわれこそ刑務界の中心人物たらんとの十分の抱負と矜持とを以て、行刑の第一線に立たれんことを希望いたすのであります、市ヶ谷巢鴨兩刑務所長の報告によれば諸君の講習の成績は何れも甲乙なく、非常に良好であるとのことでありますので、何卒その意氣込みを今後も持ちつゞけて、他に同僚に對し範

を示すの覺悟を以て、職務に當られんことを御願ひするのであります。

右一言、諸君の御卒業を祝賀すると共に、諸君に對する私の希望を申添へた次第であります。

右終つて、卒業生濱地七郎氏は、卒業生を代表して左の答辭を述べた。

答　辭

本日玆ニ第三次刑務官特別練習生ノ爲メニ修業式ニ擧行セラルヽニ當リ閣下並ニ諸先生ノ貴臨ヲ辱フシ生等ノ前途ニ對シ御懇篤ナル訓諭ト祝福激勵ノ至言トヲ戴キマシタコトハ生等無上ノ光榮トシ感激ノ至リニ堪ヘザル處デアリマス抑モ現今ノ如キ時局重大ニシテ思想的犯罪者益々激增スルノ秋ニ當リ刑務官吏トシテ時局ニ處スル態度ト思想的智識トヲ涵養シ以テ其職務ノ萬全ヲ期スベキハ極メテ緊要ナルコトデアリマシテ當練習所ヲ開設セラレマシタル所以モ此處ニアルコトヽ信ジマス幸ニ生等ハ最ニ選バレテ當練習所ニ入所ヲ命ゼラレ爾來練習所長閣下並ニ諸先生ノ御懇篤ナル薰陶ニ浴シ又實務練習ニ關シマシテハ市ケ谷巢鴨兩刑務所長閣下並ニ同所幹部各位ノ御懇切ナル御指導ヲ仰ギ將來ニ於ケル執務上ノ指針ヲ與ヘラレマシタコトハ生等ノ欣幸何モノモ之レニ過ギザル處デアリマス各自任地ニ歸リマシタ上ハ此意義アル練習ニ依リ体驗シ得マシタコトヲ活用シマシテ益々奮闘努力其任務ヲ全フシ以テ閣下並ニ諸先生ノ恩顧ニ報ヒ一ツハ以テ斯界ノ爲裨補スル處アランコトヲ御誓ヒ致シマス修業生一同ニ代リ聊カ燕辭ヲ述ベ終辭ト致シマス。

昭和七年三月二十四日

刑務官特別練習生總代

福岡刑務所看守　濱地七郎

かくて伊藤主事の挨拶にて閉式し恒例に依り司法省玄關前にて一同の紀念撮影を行ひたる後、晩餐會へ臨んだ。尙卒業生の氏名は次の通りである。

特別練習生名簿（第三次）

高松（丸龜支）	看守部長	大浦武儀
金澤（福井支）	仝	本多敦隆
山口	仝	社河内忠治
岡山（高梁支）	仝	岡田榮
松江（鳥取支）	仝	田口竹治
松山	仝	越智清
長崎	仝	古賀文七郎
福岡	仝	中村保
仝	仝	濱地七郎
宮崎（大分支）	仝	三重野繁馬

以上

恒例茶話會

二月二十七日午後零時半より恒例茶話會を刑務協會樓上に於て開會、餘興として谷狂竹氏の尺八の吹奏が數曲あつて、その嘸々として冴えた音色に一同をしんみりとさせ、終つて午後二時から隈本有尙氏の「天文と人事との關係」と題する講演があつた。隈本氏は元長崎高商校長として教育界に令名あつた人だが、退職後は、專ら天文と人事との因果關係に關する研究に沒頭され、現に其方面では我國唯一の權威者として聞えてゐる人である。本講演に於て、氏は天保十三年以來の天文を案じて、我國が現に當面してゐる時局の前途につき豫斷と戒告とを與へられたが耳珍らしいことでもあるので、いたく聽衆の興味をそゝつた。尙當日の出席者は左の人々であつた。

（行刑局）鹽見市郎、印南眞一、掛樋松治郎、宇田象三、金田榮三郎、中林勘次、河西武夫、仁科正次、山本作藏、中田主稅（小菅）福山福太郎、山根信松、野崎重雄、古田圓正、津佛小市、箕浦良緣、栗田紀道、川田養平、石山文作、鎌田善雄、山田芳之（市ケ谷）藤井惠照、島田幸治、佐藤備六郎、松岡修一、今里末作、横山和義（巢鴨）西岡三郎、土倉是空、武本宣正、岡村保容、金子一、無盡醫雲、園井義雄、原卓一、茂木嘉勝、皆藤寅次郎、池田喜助、紫村久右衞門（豐多摩）山田寬、平方義孝、加藤專精、鈴木長次郎、藤井豐一、山下久雄、荻間友榮、西村京一、寺崎工治、藤井義海、二場實俊、神酒澤孝四郎、檜原由之、（浦和）上田茂登治、高橋諦秀、鈴木元市（横濱）石澤信次、青木宣吉、野手甚之助、大村曉心、保科藤吉、張崎幸爾、前川一、近藤常子、津吹光次、岩崎善次郎、松永景勝（水戸）飯島藤作、藤原敎圓（八王子少年）金澤公炳玉井策郎、平野數一、森原國法（小田原少年）川村次郎、平井菊次郎（千葉）堀池猪太郎、齋藤文藏、廣瀨一英黒田賢雄（前橋）鈴木與一、佐藤忠一山田誠諦（甲府）須藤善一郎、石井文太郎、岡田悌一、菊島開三（宇都宮）赤城一雄、田中繁太郎、榎本高義、關口磯七郎、上野圀茂、田村輝治、稻葉ハナ（栃木）藤井藤緒、牧田ハナ、岸光子（福岡）江藤正人（奈良）落合重太郎、平野良輔（長野）永井梅吉（川越少年）長谷川鎗太郎（其他）福村芳英、秋庭正道、藤井廉、永田包雄、長谷川喜一。

矯正図書館



海外異聞錄

◇ギロチンをパリで使用

近來は聞くことも稀になつた佛國大革命時代の寵兒ギロチン（斷頭臺）が今日なほ文化の中心パリで使用されてゐる。

最近のことである。フランス貴族出の一青年が灰色の霧の中に曉暗を衝いてサン監獄から斷頭臺へと靜かに歩を運んだ。囚人はヂョオルヂ・ゴーシェと呼ぶ二十歳の青年で有福な貴族出の子弟である、この處刑はパリの寶石商を殺害した罪の報ひなのである。囚人はあたかも執行人助手達の荒々しい所業を羞むが如く無雜作に己が頭を首臺に乘せかけ、丁度教會堂の鐘が報ずる朝の七時を合圖に、その恐ろしい刄が降りたと見るや、首はポロリと首受籠の中に轉がり落ちた。かくして革命パリからマダム・ギロチンの尊稱を受けた首切機械が、また更に一人を犧牲に餐べたのである。處刑の前夜死刑執行人等によつてサン監獄外プールワール・アラゴー廣場にギロチンが嚴しく建設された。これは法律の規定にしたがひ、死刑は公開の場所で執行せんが爲である。これを見やうと前夜酒場から仲間に別れて來た清々しい燕尾服の若人や、夜會服の婦人たちまでも、いづれも、首を延ばして近頃稀な公衆面前の處刑に、霧を通して瞳を凝らしてゐたのである。

ゴーシェは處刑の前夜も物凄い灰色の石牢にありながらグッスリと熟睡した。正午前五時には敎誨師を先頭に立會檢事、典獄、その他の役人が獨室に入り來り、渠を呼び起して大統領ヅーメル氏が特赦の恩命を降す譯に行かなかつたからと、死刑執行の意を暗示した。ゴーシェは華奢で美しい、そして藥品中毒の青年にもかゝはらず、この恐るべき宣告に對し、昂然として肩を聳かし微笑して點頭した。英國などでは處刑者が斷頭臺に上る時には單に一二間しか歩かないが、この佛國の場合は違つた。ゴーシェは二頭立て警察幌馬車に乘せられ、幾つもの門を通つて刑場へ向つたのである。刑場には既に名流婦人も加はつて數千の見物人が群がり騎馬巡査、憲兵、警備隊等の必死の整理を受けつゝ、罪人の到着を今か今かと待つてゐた。罪人馬車が到着した時には、霧が一層深くなつて來たので、群集がその顏を見ようと、われ勝ちにギロチンに迫つたが、警官はやつとのことでこれを追ひ返した。馬車の戸が開かれて出て來たゴーシェを見ると紙煙草を喫みながら悠然と警護人に微笑のあいさつをなし、臆する模樣もなく手を振りながら靜かに靜かに斷頭臺に上つたと。

◇飛行機を造つて脫獄の計畫

善惡ともに文化的色彩を加へつゝあることは云ふまでもないが、最近米國カンサス州リーヴンウオースで飛行機により監獄破りの計畫が暴露され、目下全米の興味を呼んでゐるといふ。この計畫の衝に

主として當つたのは酒類や麻醉藥等禁制品密輸入を目的とする飛行機を操縱した廉で收監された專門の飛行機乘、彼は同地の聯邦懲治監内に在つて大工の勞役を修業してゐる間に材料をチョロまかしてグライダー（滑空機）を設計し且つ製作したのである。その助手としては同じく刑務所の工場に働いてゐる囚人で、彼は機體を覆ふべく布製敷布などをゴマかして、懸命に製作を助け、その代り逃げる時には同乘さして貰ふ約束であつたのだ。

然るにこのウルトラ・モダンの破獄を最初に考へついたのは別の囚人でグライダー完成の曉には一緒に逃げるつもりのところ、機體が完成する頃になつてから、それが二人しか乘れないといふ理由で彼を除けものにしたため、彼は大いに憤慨し密告に及んだばかりに、この奇想天外的計畫が暴露され、一切水泡に歸した次第。この男仲々天才的で、囚人が歌ふ「天使の翼があつたなら……」といふ歌からヒントを得て口走つたのが動機となり、遂にこれを實現することになつたものだといふ。屋根を修繕すると見せかけて、翼の差渡し十六フイートのグライダーを製作して、これを屋根裏に隱したなどは凄い腕前である。屋根は刑務所の壁より二十呎も高いのだから、これが密告されなかつたら容易にその目的を達し得たであらうと

◇キナ鹽服用の巧妙な假死

多量のキナ鹽を嚥下し、死亡を裝つて醫者から死亡證明書を手に入れ、マンマと一万五千圓の保險金をせしめた巧妙無比な現代的ペテン師も、遂につまらない小犯罪から全部暴露するに至り、共犯の女と共に逮捕された。その自白によれば實に巧妙器用を極めたものである。この保險魔が初めてアフリカのアルジールにゐた時一人の女が出來、婚約までも結んだが何としても金がない。そこで兩名共謀して保險金詐取を思ひ立ち、先づ一万五千圓の生命保險を契約した。時機を見ていよいよ芝居に着手することゝなりある日キナ鹽の錠劑十二個を一度に嚥下し、更にベットに入る時もう十二錠を嚥下した。眞夜中に及んで果して死人同樣の狀態に陷つたので、女は早速醫師を呼んだところ醫師は日射病と診察した。女は翌朝更に他の醫師にも見せ着々伏線を布いた上男の顏に過マンガン酸加里を塗り全く死人同樣血の氣の失せた顏に仕上げ、さて醫者を呼んで來てマンマと死亡證明書を手に入れたのである。

この證明書を武器として葬儀屋にも手配し棺を買入れた。いよ〳〵最後の機會に於いて、謂ゆる死體の代りに砂袋を入れ、男は手早くも戸棚の中に隱れた。棺はいよ〳〵釘付にされ、近所の知己も會葬して埋葬した時には、男は圖々しくも變裝してこれに立合つてゐた。この芝居に大成功を收めて男女はアフリカを引揚げ、リヨンに歸つて來て保險金を引出し、小さな農園を買入れて無事に暮してゐたが、今になつてあるつまらない事でその筋に上げられ、つひに全犯罪が暴露し、近所の人々も驚かされた。

◇暖房付の刑務所

サン・ラザル刑務所と云へばパリにおける最も古い建物の一つで、嘗ては癩患者の病院であつたこともある。これが取壞されて要塞になるといふ說もあつたが、事實は改築して再び刑務所に使用されるらしく、既にこの趣きは市參事會によつて發表された。その改築費は五十一萬四千四百圓　現在のやうに多數の小さいストーブを据ゑつける代りに立派な暖房裝置のある模範監獄になる譯である。

殊に婦人のための獄房は非常に理想的のものが出來るといふ噂だ。一般に監獄改良が叫ばれてゐる折柄、この古い歷史的牢獄にどんなウルトラ・モダン味が施されるか一般に注目されてゐる。

常用外國語の手引（二）

エーア・ポート（英 air-port）飛行機發着所。

エキサイテイング・ゲーム（英 exciting game）接戰を演じて選手も觀衆もひどく熱狂して來る競技をいふ。

エキストラ（英 extra）臨時雇。

エキスパート（英 expert）專門家。

エクジビション・ゲーム（英 exhibition game）模範競技。勝負を第二として技術を示すことを目的とした競技。

エクゾチック（英 exotic）異國風な、異國情緒の溢れた。

エゴイスト（英 egoist）利己主義者。

エスペラント（英 esperanto）ポーランドの醫師ザメンホフが世界語として發明せるもの。

エッセンス（英 essence）本体、本質。

エトセトラ（英 et cetera）etc. と略して書く、等々、等と言ふ意

エトランゼー（佛 étranger）旅人、見知らぬ人。

エープリルフール（英 april fool）四月馬鹿、歐米では四月一日の午前は公然と嘘をついてよい日となつてゐる。

エポック・メーキング（英 epoch-making）新時代を開く。一新紀元を劃する。

エラー（英 error）過失。

エレヴエーター・ガール（英 elevater-girl）エレヴエーターの女運轉手のこと

エレメント（英 element）元素、要素。

エロチック（英 erotic）色つぽい、略してエロと呼んでゐる。

エンゲージ（英 engage）婚約すること。

エンゼル（英 angel）天使。

オ

オアシス（英 oasis）(1)沙漠の中で樹木が茂り泉の湧いてゐる沃地 (2)轉じて人生の慰安所のことを意味する。

オークション（英 auction）競賣。せり賣。

オー・ケイ（米 O. K.）オールコレクト（all corect）の略。「その通り」とか「オーライ」といふこと。

オーソリテイー（英 authority）權威。大家。

オブザーヴアー（英 observer）國際的な會合等で一國の全權以外の人で發言權を有する傍聽者。

オミツト（英 omit）省略する。取除く

オリエンタル（英 oriental）東洋の。東洋的。

オール・スター・キヤスト（英 all star cast）映畫會社所屬の人氣俳優が全部出演すること。

オールマイテイー（英 almighty）(1)萬能。(2)トランプの札の名。

オン・パレード（英 on parade）總出演大行進。

オン・ユア・マーク（英 on your mark）「出發點に就け」。競技開始の際選手に與へる注意。

カ

ガイド（英 guide）案内者。手引。

ガイド・ブック（英 guide-book）案内書

カーヴ（英 curve）(1)曲線。(2)野球用語、曲球。

カヴアー（英 cover）ふた。本の表紙被ひ。

カワボーイ（英 cowboy）牛飼ひ。牧童。

カウンター（英 counter）勘定臺。勘定方。

カクテル（英 cocktail）カクテールともいふ。西洋の芳香のある混合酒。

カジノ・フオリー（伊 casino folie）娯樂場。馬鹿げた娯樂場

カット（英 cut）(1)簡單な凸版又は木版の小挿繪のこと。(2)映畫檢閲官がフイルムの一部を削除すること。

カップ（英 cup）(1)洋盃。(2)優賞杯

カテゴリー（獨 Kategorie）範疇。範圍。種。屬。

ガード（英 guard）(1)鐵道の專務車掌。(2)鐵道線路の跨橋。(3)衞兵。

カーニヴアル（英 carnival）(1)謝肉祭。(2)どんちやん騷ぎ。

カーバイト（英 carbide）炭化石炭。

カフエー（佛 café）小西洋料理店。

カフエーテリア（米 cafeteria）客が自分自身で食品を食卓に運んで食べる設備の輕便料理店。

カムフラージ（佛 camouflage）擬裝。本体をボンヤリぼかして他人の目をくらますこと。

ガレージ（英 garage）自動車置場。

キ

キー（英 key）(1)鍵。(2)解說又は手引

キネマ（英 kinema）映畫のこと。

キヤスチング・ヴオート（英 casting-vote）決定投票の意。二黨の勢力が伯仲し、何れが勝つかは一に第三黨の態度によつて決るといふやうな場合に、その第三黨はキヤスチング・ヴオートを握つてゐるといふ。

キヤスト（英 cast）役割。

ギヤップ（英 gap）(1)間隙。溝渠。(2)延いて意見の齟齬を意味する

キヤバレ（佛 cabaret）カフエーにステージを設けてダンスなどを見せる歡樂場。

キヤメラ・マン（英 camera-man）撮影技師。

ギヤラリー（英 gallery）繪畫、寫眞などを陳列して置く廣間のこと。

ギヤング（米 gang）アメリカの惡漢團。團体的統制の下に大仕掛な惡事を働く團体

キヤンピング（英 camping）夏季山林などで天幕を張つて生活すること。

ギルド（英 guild）同業組合。中世ヨーロッパ都市に於ける商人又は手工業者の團体を謂ふ

矯正図書館

⊙選句所感

立春前即ち二月の節分までは冬であるから、その寒さも冬として、この立春後にみる寒さを春寒とも云ひ、餘寒とも云ふ。また殘る寒さなどゝも云ふ。實際暦の上に春は立つても寒さが急に去るものではない。それよりも寒が明けるとまた一しきり寒中に劣らぬ寒さが來るのが通例のやうである。しかし外光には爭はれぬ春が含まれてゐるのを感じる。冬至の短日を境として、立春の頃には日脚も大分に永く感じられる、それだけ日の光りも明るさを增し、輝きを深くして來てゐる。寒いことは相變らず寒いが、その中にも日光から受ける感じは、もう春だといふ氣易さを與へる。

そこで、叫醉君の「水底に」の句であるが、その春寒の感じを鋭敏に捉へてゐるところがある。山影が水に映るのは、四季を通じてあることで別に不思議はない。併し今言ふが如く日の光りをはじめ何となく明るさが增してゐるだけ、冷い水に映つてゐる山の影は底深く黒く沈んで見えるのである。そしてまだ冬のまゝの寂しさにちゞこまつてゐるのである。この感じは極めてデリケートで感受性が鋭敏でないと見逃すところである。冬の名殘の淋しさが言外にある。そこを鑑賞しなければならぬ。

□

春になると、あらゆる鳥が聲を惜しまず鳴く。弧月君の「囀りや」の句、此の囀りが障子に近く、それは山の寺なのである。そこでこの山の寺が極めて物靜かであること、從つて鳥も物に恐れることなしに囀りつけてゐることが思はれる。中七にこの句の生命はある。山の寺などを配したところは殆ど救はれがたいものであるが、それも中七の働きによつて此の場合救はれてゐるのである。春日遲々としてしかも長閑なさまが思はれる。

□

若水君の柳の句は、恰も畫繪の小品に對する感じである、その淡々たるところに捨てがたい越きがある。柳といふ木は一体にどこかクラシカルな艶めかしさのある木で長く細い枝を垂れ、微かな風にも纏れる風情は捨てがたい。斯うした木であるからその在り場所で趣きを缺く、堂々たる西洋館の庭などにあつても、決して引き立たないむしろ見捨てられたやうな家とか、さもなければ水車小屋とか、百姓家の庭とかに植ゑられてこそ、その風情を發揮するのである。

□

春曉や出船のドラの聞え來る　青森　紫濕
冬ざれの雲金剛に迫りけり　大阪　可々
春寒の水田をあさる家鴨かな　大曲　初歩
名を知らぬ小鳥鳴くなり春の山　飯田　葉椰子
春寒し巖に碎くる波の音　大曲　華白
春雨に立つ煙あり遠岬　三重　一拜
雪の靴脫ぎ捨ててある玄關かな　小菅　寛山
春の雨一人淋しき早寢かな　奈良　松葉
國境過ぎて菜の花續きけり　大阪　周匝
春の雨何時か眠りに入りにけり　上田　眞田
船べりに米とぐ漁夫や春寒し　福岡　松南
家々に鰊干したり蝦夷の春　札幌　上門
土の香の親しき土堤や蕗の薹　旭川　春耕
暖く屋根に音あり宵の雨　市谷　上州
霜除けの藁から出でし芽獨活哉　豐多摩　樂人生
二三人汽車待ちてゐる煖爐かな　甲府　夕雨
小さなる野中の宮の梅白し　名古屋　一心
障子開けて經誦む人や春の雨　三重　まもる
菜の花に乾きし土の埃りかな　三重　春告草
揚雲雀見上ぐる利根の渡船かな　千葉　呑天子
壺燒屋礎に据ゑたり古火鉢　金泉　梅雪
たんぽゝの咲きつゞきたり春の風　巖原　きよ詩

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官製葉書

編輯部選

水底に山影沈み春寒し　福岡　叫醉地
囀りや障子に近く山の寺　新潟　孤月人
二三本藁家の庭の柳かな　金澤　若水秀逸
雪解靄夜を立ち罩めし山の裾　大曲　呑洋作
沼に浮く鳩に降るなり夕霙　福岡　楳城
麗かや砂に殘りし波のあと　大曲　雄心
春の水に泥鍬入れて洗ひけり　小田原　一川
庭椿落つる花あり雨の中　安東　奇峯
雪煙り殘して朝鮭島の去りにけり　成興　峯月
書初に般若心經を選みけり　長崎　あつを

ければ黒塀でも廻つてゐる瀟洒な家に附いた木である。そこで、この句は見かけも何もない藁屋であるが、それが反つて柳を活かしてゐるのが感じられるのである。句柄が無技巧に淡々としてゐるところも柳にふさはしい。

□

先づ寫生より進むこと、これは機あるごとに繰り返して諸君に戒愼して來たところであるが、寫生といふことを、たゞ單にありのまゝに言ひさへすればいゝと考へてゐたのでは駄目だ。對象の持つ生命を捉へるのが大切なのである。それには物をよく觀て、よく味はなければならない。その實感を再現するためには、觀たまゝ味はつたままを寫すより外はなくなるのである。說明したら大切な實感は逃けてしまう。また何とか辭をつけなければ承知出來ないとか、ひねくりこねくらなければ句らしくないとか思ふのも、此の寫生を眞劍でやらぬ自己僞瞞である。寫生の透徹した底には作者の心までが生きて見えるのである。

前號選句所感中九七頁の第一行目「理智の所産だからである」とあるは「理智の所産でない」の誤植につき訂正する。

鳩退ふて戯るゝ兒や風光る　大阪　水
重々と垂るゝ弔旗や春の雨　八王子　蘗青
温床に蕾萠せたる餘寒かな　福岡　完二
アリナレの川上見えず霞みけり　新義州　青村
薄氷の底に小魚の泳ぎけり　北區ふるた
長閑さや山裾知に牛の聲　市谷　雨晴
動かざる砂取船に春寒し　福岡　虎溪
道芝に出でし土筆の踏まれけり　四日市　翠月生
四方の山遠く晴れたり揚雲雀　新潟　流霞
銃聲の遠きこだまや冬の山　盛岡　臺堂
街に來し驚日の鹿や春の雪　奈良　白羅
雪解や樋口を落つる水の音　新義州　青塵
雪歇んで並木に冴ゆる月夜かな　米澤　千歳
初雪や苦吟の窓を閉められし　岩國　沈丁
芹摘むや芹動かして何か居る　大曲　泰山
野遊びや日に醉ひて寢る草の上　橘通　靈雪
谷の水落葉の上に溫みけり　群山　苓洲
病む父に炬燵見直す夜寒かな　大阪　春朗
草餅の出來て圍爐裡に集ひけり　飯田　夕陽
うたゝ寢をたのしむ夜や遠蛙　水戸　麗月
笛の音や月に冴えたる梅の下　大曲　船風
藁屋あり洋館のあり梅の村　小菅　雨城

敍任辭令

任靜岡所長
　所長　川村次郎（小田原少年）
任小田原少年所長
任姬路少年所長
　所長　東邦彦（姬路少年）
　典獄補　高野瀨利衞（札幌）
（二月二十七日）
任裁判所書記兼看守長
　看守長　畠山雲平（京都）
　全　青柳彌緣（千葉）
　全　川添敬三（市谷）
　全　藏勝熊三重）
　全　樋上貳策（岡山）
　全　大田彦治（福岡）
　全　關直衞（宮城）
　全　三浦平三（函館）
（二月二十九日）
任典獄（市谷）六等五級（二十九日願免）
　裁判所書記兼屬　鈴木雄次郎
（二月二十七日）
　神戸轉勤　敎誨師　日下智性（廣島）
　廣島轉勤　全　吉富義憲（岡山）
　岡山轉勤　全　三鳥智盛（奈良）
　奈良轉勤　全　堀川實然（岐阜）
　岐阜轉勤　全　戶崎了性（長野）
　長野轉勤　全　楠原堯照（宇都宮）
　宇都宮轉勤　全　本多龍馬（德島）
　德島轉勤　全　眞田英道（神戶）
（三月三日）
任典獄巢鴨所長三等二級
　司法書記官　岡部常
任市谷所長
　典獄　所長　佐藤乙二（巢鴨）
任檢事補大審院檢事二等一級（三日退職）
　典獄　所長　根本仙三郎（市谷）

家庭の頁

子供の繪本の選び方

藝術的で且つ健全なものを



まづ繪本の要件として注意しなければならないことは第一に藝術的でなければならない。藝術的要件としては繪の巧拙ばかりではなく色彩の點においても十分に注意が必要である。第二に道德的に健全でなければならない。子供の興味本位に墮して卑俗な本能的劣性に刺激を與へるやうなことを材料にしたり、形や線や色や描寫の樣式が病的であつたりするのはいけない。滑けいは子供の生活を明るくする點において必要であるが銳過ぎるふう刺、皮肉は健全とはいへない。又余りに感傷的なものやいたづらに架空のための架空といつたものもいけない。第三に友誼的でなければならない。つまり、子供が親しみやすくなじみ易いものであることが必要である、しかしそれだからといつて余りに子供の御機嫌をとつたり子供におもねるのもいけない。第四に多方面でなければならない子供の生活に對して一方に狹く偏することのない樣に注意が必要である。つまり子供の心的發達の各方面を助けるものでなければならないわけである。第五に衞生的でなければならない。用紙の光澤印刷の鮮不鮮、色彩の强度、併用する活字の大小などは十分注意すべきことである。以上がよい繪本としての要件であるがこれを土臺にして繪本の與へ方を考へると、奬めたいものは即ち

一、藝術的價値高級なもの
二、印刷鮮明彩色の清雅で適度なもの
三、裝ていの優雅堅ろうなもの
四、子供の生活を描たもの
五、子供の心性を助長發展させるもの
六、快活な精神を養ふもの
七、雄健な精神を培ふもの
八、ものに對する愛情を誘發するもの
九、上品で無邪氣なもの
十、歷史及事跡を敎へるもの
十一、風景風俗を紹介するもの
十二、勤勉な勞働生活を現したもの
十三、社會公共的生活及び勤勞を示すもの
十四、科學に關するもの
十五、產業に關するもの
十六、美術紹介
十七、自然に親しませるもの

次に避くべきものは、內容において

おいては

一、感傷的に過ぐるもの
二、空想突飛に過ぐるもの
三、迷信的なもの
四、恐怖心を起させるもの
五、げうかう心を誘ふもの
六、輕てう浮華なもの
七、卑わいなもの
八、下品な滑けい
九、殘忍なもの
十、動物を虐待するもの
十一、無謀な冒險を敎へるもの
十二、殺伐なもの
十三、不平反抗を描いたもの
十四、惡戲を敎へるもの
十五、社會的家庭的作法を亂すもの
十六、國際心を害ふもの

描畫法に於ては次の如きものは避けねばならぬ。

一、低級未熟なもの
二、せん細に過ぎたもの
三、誤びうのあるもの
四、印象の混亂するもの
五、印象の不確實なもの
色彩においては濃厚に過ぎるもの配合のあくどいものはいけなく、印刷においては

一、不鮮明なもの
二、印刷面の光るもの
三、色のあせ易いもの
四、有毒なインキを用ゐたもの
五、インキの干きにくいもの
六、色のかけ合せに食違ひあるもの
七、色のかけ合せの不調和なもの
八、活字の小さいもの
九、濃い色刷の上に文字を印刷したもの
十、文字を色刷にしたもの
十一、誤字、脫字あるもの
十二、磨滅した活字で印刷したものはいけない

裝ていその他では表紙の薄いもの綴り目のこはれ易いものをさけること、最後に與へ方であるが一時に多く與へぬこと、大切に取扱はせること日光の直射する所と暗い光線の下で見させぬことなどが必要である。

入浴と疲勞の關係

入浴は安靜よりも

疲勞恢復度が强い

入浴は勿論身體の冷えきつてゐるのを暖めるには唯一のものですがお風呂には又非常な效果があるのです。第一に疲れた時に湯に入れば疲勞は恢復するものです。それは單に安靜する場合よりも效果がいちじるしいのです。ではどの位效果があるかと申しますと次のやうな（東京電話局員の作業能力調査）結果になります。

作業能率		安靜一〇分	一二、〇
始業當時	一五、〇	同 二〇	一三、〇
一〇分	一四、五	休息一〇分	一四、〇
三〇	一三、〇	同 二〇	一六、〇
六〇	一〇、〇	同 六〇	二一、〇

右のやうに一時間後には作業能力は隨分低下して行きますがこゝに二十分間の入浴なり又は安靜なりをとりまして一時間普通休息をとつた場合の能力を見ますと

入浴一〇分	一三、〇
同 二十分	一五、〇
休息一〇分	一八、〇
同 二〇	二〇、〇
同 六〇	二五、〇

右のやうになつてゐます。すると入浴廿分約一時間を休息した場合と安靜二十分後一時間の休息をした場合とは右のやうな作業能力の差がありまます。これで見てもいかに入浴が疲勞をいやすものであるかが分ります。

品物を使ひ初めの手當法

◇ホーロクや素燒の火にかける土器類は初めに火のあたる部分へ泥か墨の濃いのを塗つておいて御覽なさい、永持ちします。

◇瀨戸引き鍋は水一合に酢と食鹽を各二匁乃至三匁ほど入れた液を滿たして二三度沸騰させ、よく洗つた後使用しますと琺瑯質から出る毒をすつかり消してしまひます。

◇陶器や硝子器は初めに鹽水で煮てだん〳〵冷やしてから用ふれば永く使へます。一度に熱湯を入れても決してちん！と割れるやうなことがございません。

◇盥、据風呂には漉を塗つておきます。腐れがこないで永持するものです。

◇傘は買つて四五ヶ月そのまゝにしておいてから、使用するのが一等賢明です。

◇蓆は初めに鹽湯の中にひたして使用すると永く穗先きが切れません。

◇フエルトの草履は使用前フエルトの部分だけすつぽりと清水に浸しこれを裏向きにして日蔭乾しにします（表をむけると表面が痛みます）充分乾いたところで履きますと第一には下からしみが上りませんし、フエルトの白さも永く保つものです。

◇足駄を履く前には必らず齒のつけ根のところに水を浸して下さい。不愉快な軋む樣な音もせず齒が缺けたりすることもある程度まで防ぎます。

◇靴は初め內側へアルコールをひいてから使用する樣にしますとやわらかになります。またひまし油の中に二三日靴底をひたしておくと永持ちします。

仕事の種類と『米◇飯◇量』

何杯食べればどれだけの仕事が出來るか

副食物を眼中におかないで米飯だけで計算した處よると頭腦使役　所要熱量はすこぶる少く八時間講義を聞いたとしても熱量は四六四カロリーでありましてこれを補給する米飯量はおよそ二・五椀に相當します。

書字　同じく八時間勞働で所要熱量は六二四カロリー米飯量三・五椀

裁縫　家庭において一日に四時間裁縫する所要熱量は三六六カロリー米飯二椀弱

製本（女）女の輕勞働に屬する製本は八時間勞働で所要熱量は九九二カロリー、米飯は五・五椀

掃除　掃除に費す時間は一時間と假定すれば熱量は二二八カロリー米飯量は一・四椀

洗濯　これも一時間と見て熱量は一八四カロリー米飯量一椀

以上が女子の普通の仕事における米飯量です。

練習所見學記

(一) 新宿御苑

(二) 煙草專賣局

□新宿御苑拜觀記

岩切生

一月二十三日今日は新宿御苑拜觀の光榮に浴する日である。寒中とは申せ左程の寒氣でもない。空は曇よりと雪か雨かを想像しつゝ午前九時迄に一同御苑甲門前に集合した。

待つ間程なく休憩所へ案內されたが、御場所柄とて自ら精神的に緊張の氣分で居る。やがて係員より案內を受けたるに先だち御講話を拜聽すれば、當御苑は總坪數拾八萬五千餘坪にして元信州高喬の城主所有の土地なりしを、明治初年の頃御買上げに相成、以後主として皇室に進上の菜類栽培に使用せられ來りしが、明治二十二年佛蘭西人技師の設計に依り、御庭園化せられしものなる由なり。現在の風致は純日本式と佛蘭西式の二樣より分立し、尙一部は熱帶性植物用溫室と、宮內省大膳寮に差上げる野菜類の生產土地として使用せらるゝとのことである。

四月觀櫻の頃十一月觀菊の頃には、大御心に依り文武百官を御召しになり御宴の御催しあるのが例となつて居り、平常は皇室皇族方の御散步御運動場として御使用あるやに拜聞する。

斯く概略の知識を得て案內せられ、順次拜觀するに、御苑の中央部分は廣き芝生の御運動場にて所々に常綠樹落葉樹混植の庭木を配せられ、四個の泉水が點在し水鳥が樂しげに游泳して居る。建造物は平常御來苑の際御使用の洋館と、公式行幸の砌り御使用相成る純日本式の建築を主物となし、外に臺灣總督府より拜上の支那式建物一棟及び皇族方御使用の日本式建造物一棟とより成り、御資素を旨とし給ふ思召しの程が十二分に伺はれて畏き極みである。

謹みて察するに、其規模壯麗なりと雖も贅にあらず、華美なる點に至りては是れを見出すを得ず、全く華を去り實質本位の御樂園にあらずして、下臣民と俱に樂み給ふ御仁愛の程を思ひ浮べ、及昨秋菊の頃小學校敎員團に至る迄觀菊を許され給ひて、一同感激措く能はざりしといふ記事を想起するにつれて、此の廣大無邊なる大御心を何處の國家に見出すことが出來樣かと恐察する次第である。實に君民同一體の國家なればこそである。これ全く血族國家のみが持つ不可侵唯一なる美風でなくてなんであらうか。常に臣民

が民族的精神のシンボルとして崇敬を捧げ奉　所以である。如斯民をいつくしみ給ふ大御心の一端は本御苑よりも表れ出づるのである。

一時間餘にして拜觀を終へ係員に其の勞を謝し、竹の園生のいや榮えまさんことを祈りつゝ拜辭したのであつた。

□煙草專賣局を觀る

幽水生

鼻の孔を煙突位に心得て頻りに煙草を吹かす者は多いが　その煙草が生れて來る狀況を知る人は少なからう。私もその一人で有つたが幸その狀況を見學するを得たので觀た儘の記を物して見よう。

市電藏前停留所で下車すると東京專賣局正門はすぐわかる。正門をは入つて突當りを一寸左に折れた所に教育室といふのがある。此處で案内の人に一應概況を承りて工場見學といふ順序になる。工場は刻み煙草と卷煙草との二系統に分れて居る。先づ刻み煙草の方を觀る。梱包を解かれた葉は色々に組合せられ分類せられて截柄に送られる。即ち葉柄を截ち落すのである。そして自動噴霧裝置によつて適度な濕氣が與へられ、除骨砂掃に送られる。除骨といふのは葉骨即ち葉の中央に縱に通つて居る太い筋を除くので、砂掃といふのは葉面を淨掃する作業である。ローラ式の機械の間を一枚一枚通過する事によつて之等の加工が行はれる。はぎなでしこの類は此の除骨をやらないで壓展される。壓展とはペシャンコにする事である。水府、白梅等の上級品は人手によつて除骨される。機械では完全でないからであらう。斯くして整理された葉の中、高級品は葉卷と稱して約十枚位宛幅十糎位に折り疊まれる。その他のものは積み重ねたものを壓搾機にかけて厚さ二十糎位に壓搾せられ截斷機によつて幅十糎位に並列截斷が行はれ何れも截刻に送られる。截刻機によつて刻み出された時初めて完全な刻み煙草になる。工場は刻み煙草と卷煙草との二系統に分れて居る。先づ刻み煙草の方を觀る。梱包を解かれた葉は色々に組合せられ分類せられて截柄に送られる。即ち葉柄を截ち落すのである。そして自動噴霧裝置によつて適度な濕氣が與へられ、除骨砂掃に送られる。除骨といふのは葉骨即ち葉の中央に縱に通つて居る太い筋を除くので、砂掃といふのは葉面を淨掃する作業である。ローラ式の機械の間を一枚一枚通過する事によつて之等の加工が行はれる。はぎなでしこの類は此の除骨をやらないで壓展される。壓展とはペシャンコにする事である。水府、白梅等の上級品は人手によつて除骨される。機械では完全でないからであらう。斯くして整理された葉の中、高級品は葉卷と稱して約十枚位宛幅十糎位に折り疊まれる。その他のものは積み重ねたものを壓搾機にかけて厚さ二十糎位に壓搾せられ截斷機によつて幅十糎位に並列截斷が行はれ何れも截刻に送られる。截刻機によつて刻み出された時初めて完全な刻み煙草になる。工場は刻み煙草と卷煙草との二系統に分れて居る。先づ刻み煙草の方を觀る。梱包を

ては世に出て煙となり一生を終るわけだ　此の袋詰めは總て女工さんの手によるのであるが先づ秤にかける者、袋に詰める者、檢査をする者、封緘紙を貼る者と次から次へと運ばれる作業が目まぐるしい程機敏であり且正確である事は一驚に價するものがある。次に私を唖然たらしめたのは、その袋を貼る機械である。積み重ねられた袋紙を一枚宛取り棚をつけ、三隅を折り疊んで型を包み眞ん中を一寸押へて貼りつけ、ポンと突き出して次の袋に移る操作は實に巧妙そのものであり恰も意思ある人間の動作である。

斯くして人の熟練は機械的機敏と正確とを爲さしめ、機械の精巧は人の操作を凌ぎ勞働の機械化を如實に物語るのである。

正門前の道路を挾んで向ひ側は卷煙草工場である。截刻迄の工程は刻み煙草と異る事はない。但し刻み煙草は毛髮の如く纖細であるに比し卷煙草は一粍位の幅に刻まれてある事は何人も周知の事實であらう。これは截刻の鉋丁の速度によつて刻み出すのであつてその巧妙さは筆紙のよく盡す所ではなからう。兎に角此の機械一臺で五十人の手間を省くといふた煙草は更に嚴密な檢査の上ボール箱に詰められ市場に出るのである。

以上は觀た儘の概略に過ぎないが之等各工程と各分業が實に秩序正しく、些の遲速なく、極めて圓滑に運ばれて居る事は誠に氣持ちが好い。殊に從業員一二〇〇名中九〇〇名といふ大部分を占むる女工連がその熟練した指先きを微妙に働かして專心從業して居る樣は感服に價する。是等女工中若輩の者は每日一時間教育（高等小學程度）が授けられ一週二回位名士の講演等による精神敎育も行はれるとの事である。全部自宅通勤で有つて日給、最低八十錢、最高二圓三十錢、作業時間は年間を通じ每日十時間、午前中三十分、午後三十分の休憩が與へられる。その外日曜、祝祭日は勿論、一年間に六日の賜暇もあるとの事、官業だけに周到な注意が拂はれて居る事は嬉しい。

今一本の煙草を爐ゆらし乍らこれが生れ出る惱みを連想しつゝペンを擱くことにする。

□趙根善

吾等が常に執務を熱中せねばならん目的は受刑者を社會良民に復歸させ職業を求め永遠に一家樂しく生活をなし行く樣指導するにあり。依つて刑務作業は一重要なる要點を占領して居る故に刑務官は先づ社會作業智識を見聞し作業の智識を廣め文化作業の精神を彼に敎養する實務を負ふ責任者たる地位にある、以て刑務官の使命は重且大ならざるとは誰一人も謂はざるなり。都合よく產業合理化を最も適切に實行しつゝある煙草專賣局作業部を見學する事になり。練習生一同は一月三十日午前九時に同局を訪れ行つた。暫く休憩中係員が局内狀況の說明をなさるゝ所を聽くに左の如し。

一、本年度生產高　刻煙草が二十五萬貫で卷煙草は二十億萬本であつて

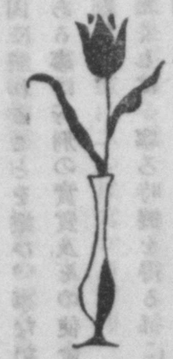
一日平均三百六十萬本
一、就業人員男工三百人　女工九百人
一、作業時間　年中一定　朝七時始業
し午後五時終業
一、休憩時間午前後共に三十分晝食時
三十分一日合計一時間
一、賃金高標　男工最高一日四圓二十
五錢最低一圓二十錢一人平均高二
圓二十錢
女工最高一日二圓最低八十四錢一
人平均高一圓二十錢
處が不景氣に陷りし爲め最高級は昇級せ
ずと。
一、休業日　一年を通じ祝祭日は勿論
日曜日も休業す休業日給料は祝祭
日のみ給與す
從て一年中の作業日の延日數は二百八十
八日になる。之は不景氣の爲め段々縮少
される理由としては消費高が減ぜられた
所以なり。
次で我等が實地に見學した通り葉煙草
即ち原料を以て刻み若は卷煙草が出來上
るまでの分業になつた工場を順次出來工
合を說明し直に案內をな
る煙草の出來上る實況を見聞することに
なつた。其の順序を申せば先づ原料即ち
葉煙草を以て葉を揃へ、次の截柄濕潤工
場へ送られ柄を切り濕露を爲し砂塵を除
去する所に行き、清淨し以て截斷す可く
葉揃へ致し截斷工場に於て刻煙草となり
包袋所に送られ、販賣所に卸すことにな
り始めて社會人の手に渡る刻煙草になる
卷煙草も刻みの截斷する工場までは大体
同樣な仕方であるが其の先は口付や紙卷
を作り該口付紙卷と刻みとを結合する機
械があつて自然に出來る如く機械作用に
依つて數分間幾百本と云ふ卷煙草を造
り出す。殊に卷煙草包裝機と云ふ機械は
紙箱に入るまで一日に二萬本を樂に仕上
げると云ふ此機械はスウイスより輸入し
たので其當時は餘り能率增進に驚き天皇
陛下にも御覽を御願ひ致したとのことを
係員が謹で語り居つた。從つて全國に未
だ類が少ないと云ひ居る位我等の目を引
いた。惟ふに受刑者九分五厘は無爲徒食
者であつた爲め就業せしめても日頃兎角
安逸を求めんとする者多き故斯る受刑者
には、機械分業に就かしめたならば惡習
を放棄し美風を喚起し得ることであらう
と思慮しつゝ歸途を踏んだ。

□　松林生

一月廿九日午前九時我等練習生一行四
十五人東京地方專賣局工場見學に向つ
た。淺草區南元町に在りて道路を挾み南
北の兩地帶に區分せられ、左側は隅田川
に面し水利の便從つてよく彼岸には國技
館や震災記念堂を望見せられ、都市の美
は水によつて生き水流の魅力は都市に依
つて彩色られ、都下に在つて都塵を離れ
た感を深ふする工場は全くよく地の利を
占め、働く人々の心情も自ら安らけく和
かなものがあらうと肯定せられるものが
ある。

一同は敎育場に案內せられた。聞くに
小學校を卒業した女工に毎日一時間高等
小學程度の必須學科を敎授し、時宜講演
會を催ふし成人敎育をも成すと云ふ時勢
の進運一刻も偸安を許さず、知識の啓發

社會知識の附與當局の處置誠に我が意を
得たり。讚辭と敬意を表するの念切なる
ものがあり、參觀の方一步に明るき印象
を刻し淸き工場氣分に浸りつゝ見學する
のであつた。工場は震災後のバラックの
假立てを其の儘に使用し今日に至れり
と。從つて東京地方專賣局工場として余
りにも見すぼらしき感がある。此處に働
く職工は一、二〇〇人內女工九〇〇人男
工三〇〇人なり。作業時間は午前十時よ
り午後五時迄であつて、其の間午前午後
各十五分の休憩と晝食三十分間を合せて
一時間の休憩だと云ふ。職工は總て日給
制度で男最高四圓二十五錢最低一圓二十
錢平均二圓三十錢女最高二圓最低八十四
錢平均一圓二十錢であり、官廳の一般休
日に作業を休止して休養を與へ、外に一
年に六日の休暇を與へると云ふ。此處は
全々分業主義の徹底した所だ。第一工場
は產地たる福島、栃木、茨城、千葉、神
奈川、鹿兒島方面より送付せられた原料
を十二階級に撰別する。第二工場は截柄
工場だ。葉の根莖を截り噴霧により濕潤
を與へる。第三工場は葉の除骨並砂除を
爲す。次は積葉、壓搾　截斷、葉卷、截
刻、包裏詰、騙量、口貼封緘、木箱詰等
順次工場を異にして居る。働く人々は機
械の運轉と共に一刻も安逸を貪ることが
出來ないのみならず、各人能率を競つて
眞劍味が橫溢して居る。殊に男工が刻煙
草の截刻振りの鮮かさや、女工が卷煙草
の手詰を爲すに無雜作に二十本を一摑み
にし袋に納める手練の巧妙さ熟練の偉大
なるに敬意を表さずに居られない。又廣
瀨式捲上機一名十三年式卷上機は、純日
本式で而も口付卷煙草を製作するに、一
個の機械に依つて紙を截斷し、マークを
印刷し糊を付け煙草を充塡して、完全な
る一本の煙草を製出する。而も此の機械
一臺にて一日製作量約壹百萬本と云ふ。
人智の進步之亦驚くの外はない。吾輩は
此處を見學して、其の各人の作業能率に
眞劍味なるを一考して見たい。成る程人
は仕事の出來高に依つて、自慢の鼻を蠢
かすと云ふ單純な心理もあらう。然し吾
輩はそれよりも仕上高に因つて生ずる賃
金の向上に依る優越感と、それに伴ふ生
活の向上貯蓄の樂しみが一大原因となつ
て、此の眞劍味が生れたものと信じた
い。偖て我が行刑作業を見よ。川柳に
「馬鹿を釣る餌に蚯蚓をのたくらせ」と
云ふ句があるが受刑者を餌に依つて釣
り、作業能率の向上を計らんとするが如
きは、その成績遲々たるものであり、余
りにも人道上又は社會の實狀とに懸け離
れた感を深ふするものである。此の意味
からして最近頻に唱へられる行刑作業の
賃金制度を肯定したい氣分を強ふしたこ
とであつた。





◇一九三二年の行刑に於ける思想犯の展望

西大門　鈴木米藏

時代思想の潮流が、行刑思潮の趨勢にどんなに響きつつあるか。……？わたくしは、今その動きを凝視して筆を起す。

近時社會に於ける、思想惡化の反映として共産主義的思想犯の激增を示してゐることは獨り赤色露西亞に隣接せる朝鮮の刑務界のみならず、全國的の事實として統計數字が明かに之を指示してゐる。

この思想犯に對して、如何なる行刑方針を確立する……？一九三二年の行刑の實際は、これを如何に處すべきか。これ當面の急務なることは論を待たない處である。

彼等思想犯者は、狂激を極めた夢のやうな理想一片のもので、光輝ある日本帝國の國體を傷け、國民精神を毒し、國家を危殆に陷れるもので、之が豫防と排擊には爲政者の等しく頭痛とする處である。と共に行刑に於ても、これ等思想犯の改善指導に共には萬全の策を講じつゝ處遇、改過、遷善の上に一新期劃をなさねばならぬ。行刑は教育刑なりの教育をこれ等思想犯者に最も適切に實行することに依つて行刑の實績を擧げ得るであらうか、但しこの教育は單なる勞作教育やダイトン系のものに非ずして、斷然たる思想教育に立脚し、よりよき效果を確保せねばならぬ。而してこれが實行に際しては個性調査の徹底を期し、性格及思想の根本的改善を必要とし、教誨中心主義の下に教育的效果を顯著ならしめねばならぬ。

現在に於ける行刑の實際を觀察するに思想犯を怪物視し之を正視しやうとしない傾向あるをみる。殊に戒護當局者は、思想囚に觸れることを嫌ひ、事なかれ主義である事は行刑の實質及その使命上望ましくない、

わたくしは、寧ろ時機を得る毎に明確な批判を與へ、思想善導に大いに資する所あつてほしいと思ふ。

詭激思想を排擊するものは、武裝感かめしい設備に依る拘禁と檢束の彈壓ではない。極秘の中に釀成させてこれを彈壓する現狀では駄目である。わたくしは、戒護係も敎務係も之等思想犯者に對して感情的でない眞摯な批判者であり、思想善導の擔任敎師であつてほしいと想ふ。

而して、これが行刑の統一と完璧を期するために思想犯刑務所の設置を必要とせねばならない。

同一區劃内に於ける、思想犯の收容はその處遇を異にしその行刑方案を別異すべき普通犯者に稍もすれば、思想惡化の潛行的宣傳の機會を與へ、唯でさへ意志薄弱な普通犯者に動搖を來し、その行刑上多大なる障碍となるのみならず、他方思想犯者の犯意の釀成とよりよき潛伏の場所たらしむることとなるであらう。

社會組織、經濟組織、國家組織等を平然として蝕んで來た不合理性を有つ彼等思想犯者は、現在普通犯者に對して、その最も得意とする、潛行運動の魔手を延さんとしてその機會を虎視してゐる。それが犯則事件の近い實例として、工場出役囚のハンガーストライキ及イントリーグ、外役思想囚のハンガースト、及騷擾陰謀擔當排斥、陰謀等々枚擧に遑ないであらう。

斯くて思想囚激增に伴なふ行刑の實際はあらゆる方面に於て想像以上の辛酸と戰ひ、苦境に置かれてあると云ふ事が出來る。そこに累進處遇の效用も少なければ單純なる敎育刑の收穫もないと想ふ。行刑が人と人との關係であると共に思想囚には斷然、思想を以つて對立善導すべきだと强調したい。

正しい思想、明確な理論を以つて思想犯者の臟腑を蝕んでゐる不合理性除去に

遇進し、明るい行刑の建設に全力を盡すと共に、狂激な思想に對しては根本より之が非を悟し堂々理論を以つて是正し、不戰な言動その他は斷々乎として排擊すべきものではあるまいか。

◇戰爭と行刑

名古屋　藤原權兵衞

行刑の幼稚なりし頃は、犯罪人の樣な惡分子が長く此世に蔓つてゐてはならぬと云ふ、單純なる應報的觀念の下に戰爭が開始されるや否や直ちに彼等を戰線の第一線に立たせたものである。否々吾々は例證を遠い昔に取る迄もなく、近くは馬占山さへ、此方法を採つて、監獄を開放し囚人を戰場に送つたことである。惟ふに之は囚人を彈丸に變へ、且つ盾として無意識的に使用したるに過ぎない。文化國の行刑は實に斯くあるべきものではない。

行刑と作業とが密接なる關係にあることは、熟知のことであるが、此作業の中の Stato-usg-system 即ち官用主義が近時、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツに至る迄普及されて直接、間接に國家の利益の爲に供されてゐる。從つて一旦緩急ある場合に於ては、俄然此主義が擡頭して、監獄作業をリードすべく一般に採用されるのである。

這回の滿洲事變、上海事件に依つて益々我國の戰備品の需要に應ずるため、大小の刑務所では各種の物品を製作しつゝあるのである。

受刑者でも均しく同胞である故、戰場に出ぬとは云へ、晏然と對岸の火災として見做さしめてはならない。故に此際を期して、國家をより以上愛するためにも彼等の誠心誠意に依る努力を拂はしむるは、大いに精神上にも、感化上にも偉大なる效果がある。

國思ふ道に二つはなかりけり
戰のにはに立つも立たぬも

明治聖帝の御製にも外患の折の內助も共に我國家の爲の御奉公に外ならぬと仰せられてある。

今回の戰爭に對しては一般世人が之にあまり關心を持たなかつたのは。嘗ての日露戰爭の如く國家存亡の秋なりてふ急迫なる脅威を感じなかつた所以であらう。高がチヤンコロ輩と高を括つてゐる爲であるが、然し未だ風雲は急なりと思はざるを得ない。インチキなる聯盟理事會總會に於ける各國諸公の手には運命の皮肉なる神が宿つてゐるからである。世界を相手として悲壯なる戰を戰はねばならぬ運命が何時到來するともぎからない。吾々はこの戰を期として、充分戰備品製作への自信を養ふべきであらう。然らばグリーグスマンが行刑の作業は刑罰的痛苦(Strafe-Ubel)であると云つたことに對して大鐵槌を下し得るであらうことを信ずる。今迄の作業が只々、賞與金獲得を目的として、汲々と勵めたのに過ぎないのに反して、戰爭のため、引いては祖國のためにとの認識を抱かさしむるは、受刑者の心に愛國的の精神を泌み込ます故に、大いに行刑の效果顯著なるものがあるであらう。大きな聲では云へぬが滿洲はすでに大半は我國に屬したとも云ひ得る。將來失業緩和のために渡滿を奬勵するのは拓務大臣の責務に成るであらう。釋放受刑者を彼地に送り、正業に就き善行を保たせるのは司法大臣の任務に成るの日も近き將來のことゝ思ふ。

社會事情は絶對に知らしむべからずとして受刑者に戰爭のことさへ語らぬ刑務官があつたなら　夫は監獄の自由法學的な眞意に反するものである。重大なる國家多端の眞狀を披瀝して、Allgemeine Volksorge（一般敎誨）の時工場に敎場に敎誨堂に於て、國家に盡力すべく誘導することこそ、吾々の任務であらう。

作業賞與金又は領置金を以て慰問品に充つることを願ひ出でた者には、之を稱讃して、諄諄と美擧を他囚にも傳へ、以て彼等の誠心を完成してやるべきである。善を做へば善になるの諺の如く、惡を棄て、善を採らしむる最も重要なる分岐點となる故、此戰爭の時期に當り吾々行刑學徒、行刑實務家は充分デリケートを彼等を誘導する爲に勵まねばならぬ。

◇思想受刑者の處遇に就て

青森　紫淵生

思想受刑者を如何に取扱ふべきや、如何に處遇して健全なる思想の保持者に立歸らしむべきやは、行刑上最大の難問題と謂はねばならぬ。然らばこの行刑の難問題を如何にして打破すべきか、如何にしてこの思想犯人を撲滅すべきか、要するに、直接その取扱ひに當るわれわれの公明正大なる、而してその思想に對する相當の理解に俟たねばならぬとわたくしは痛感せざるを得ない。

かの四、一六事件勃發直後、わたくしも幸か不幸かその被告人を取扱はねばならなかつた。最初は上司の訓示もあるのでなるべく彼等に立障らないやうに務め寡少な用事は退けた、それが彼等の不平となり反感となつて、或日事件のオルガナイザーなる某がその非を叫び非常な論爭をしたことがある　しかし彼れとの論

爭は少し自分は否なるにあらざるやと考へた、その翌日彼れは打つて變つた態度で自分に出て來た、看守さん昨日はつまらないことを篤言して何とも申譯けはありません何分赦して下さい。そのときわたくしの頭に響いたのは彼れは肺病の患者だからだ、彼れも人間だ一人前以上の人である。若し彼れが肺患でなかつたら屹度社會有用の人間だつたかもしれない、その後出來得るかぎり法の範圍内に於て彼等に同情を以て接した。第一審が不服で彼は控訴し某刑務所に移送になつた、月日は二星霜過ぎてわたくしも故あつて既決刑務所に轉じた。去る一月の下旬用事あつて獨居房を通つたところ、頻りに自分を呼ぶものがあるので聲のある房を覗いたら彼のオルガナイザーなる某であつた。先づ彼れは被告中の御禮を述べ如何にも懷しい兄弟にでも逢つたやうな態度をした、どうです身體の具合はと聽けば彼れは眼鏡を曇らして少しもよくはありません、何か言いたいことがありさうな顏付であつたが話をせば自分の仕事が休むと見へて彼れは又せつせとやり初めた、まあ身體を大切にしなさいと彼れと別れた。

斯の如く彼等思想受刑者は決して猛獸でもなければ腫物でもないが得意の人類ることがあらう。われわれが得意の人類愛を以て善良なる思想を以て治むる外に根本的の好い途はない、思想受刑者を導するには思想をもつて對する外はない、思想受刑者に對して權力だけで臨むのは、風の流れに向つて大刀を擬して流れを止めようといふのと同じことではあるまいか。故に思想受刑者の處遇は決して特別處遇せざるに存する。この行刑上の難問題を解決するには、一面に於て保健に意を注ぎ彼等の健康を增進せしめなければならない。他面には專屬敎誨師を增員して個人敎誨を徹底するにおいてはかくの如き沒愛國的の思想犯人は必ずや雲散霧消することゝ思ふ。

◇被告人の敎化に就て

柳町支所　巖鐵生

刑事訴訟法第九十二條に「被告人ヲ拘留スル場合ニ於テ其ノ身體及ヒ名譽ヲ保全スルコトニ注意スヘシ」とある。而して被告人を拘留する必要は罪證湮滅とか逃亡とかの心配ある爲めであつて、極めて純粹に裁判上の便宜に過ぎないことは明かである。尙同第三十五條には「被告人ニ對シテハ丁寧親切ヲ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ」と、又同二百九十六條には「豫審ニ於テハ取調ノ秘密ヲ保チ被告人其他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ」とあつて力めて被告人の立場を尊重し、其の名譽保全に心がけてゐる點至れり盡せりである。

しかし乍吾々刑務官吏が實際に當つて見て常に物足りなく遺憾に考へさせられることは、刑事訴訟法など其の檢察裁判

に關する手續上に就ては前述の如く實によく調つてゐるが、肝腎の當人を直接に遇する所の未決拘留に及んではたゞの一つも積極的な意味のないことである。これは勿論其の性質が違ふからといへばそれまでのことであるが、しかし實際上から見て未決拘留其のものが、右刑事訴訟法的觀點のみによつて解決し得らるべき問題ではない。更に進んでこれを行政的見地に於て觀察し、殊に其の行刑との關係に於て考察しなければならぬ問題であると思ふ。何となれば未決拘留は刑に非らざること勿論なるが、しかしそは兎も角人を拘禁し其の自由を剝奪する處分にしてしかも現行法上其の拘禁は刑務所に於て行はるゝのである。玆に於てかそは事實に於て刑としての拘禁、即ち自由刑と極めて近接した相貌を呈することになる。のみならず未決拘留を受くる者は被告人、被疑者なるに止まるが、經驗上其の大部分の者は現實に罪を犯した者であり、やがて判決に依り刑の執行を受けねばならぬ者なのであるからである。

して見れば彼吉人對刑務所は如何に働きかけて行くべきであらうか、この疑問に直面して吾々はその解答をどこに求めるか、吾人はその解答を數化的交渉の中に求めて行くのである。だがこゝで又少からず失望を感ぜざるを得ないことがある、といふのは現行監獄法が未決囚に對する數化といふ方面に至つて消極的に出來てゐることである。即ち監獄法第二十九條の項を引いて見ると「受刑者ニハ數誨ヲ施スハシ其ノ他ノ在監者數誨ヲ請フヲ許スコトヲ得」とあつて被告トキハ之ヲ許スコトヲ得」といふ二字の人に對する數誨が「請願」といふ二字の手續にさへぎられて居る。これは勿論未決囚といふ立場上當然であり、又止むを得ないことであらうけれども、其の爲めに一般吾々吏員の態度が被告人に對して常に消極的に陷る傾きがあることは否めないので、刑政上あまり結構なことゝは言ひ難いのである。

吾人は思ふ、未決、既決を通じて何んといつても心の動搖する時は未決の時である。煩悶があり、悔悟があり樣々な狀態に於て懊惱する。機會を與へたならばどれだけの自殺者を出すか知れない動亂時代であるのである。そこには燒きつくような呪ひもあれば一筋に神佛を求める信念も湧いて來る。即ち未決拘留に因り初めて刑務所に入る時こそは、一方に於て其の性格を惡化するの危險極めて大なるものあると共に、他方に於て又適當に之を指導するとき其の數育的效果を擧ぐることの最も容易な時機である。換言すればこの時代に一番數化の手が働いていゝ絶好の機會であるのである。しかしこの場合の數化的手段によつて被告事件の正當なる審判に故障を起すようなことがあつてはならないことは勿論である。

刑事訴訟法第三百七十條には「裁判長ハ判決ノ告知ヲ爲シタル後被告人ニ對シ將來ヲ戒ムル爲適當ナル訓諭ヲ爲スコトヲ得」と裁判官の數化を認め、又檢事が訓諭其の他の方法に依り改悛したるものを起訴猶豫の處分に付する例多く、しかも之が一般に認容せられて居ることに照

し合せて見ても、今被告人に對する數化といふことに可なりの彈力性あることが想像出來るであらう。

玆に於て吾人は被告人をして未だ刑確定せざるの故を以て、單に其の自由を制限するのみでは如何なるものであらう。寧ろ其の拘禁すると同時に其の者に對する數化的方法を講ずること、否數誨師を增員することが今日の刑事政策上最も緊要なるものであると信じるものである。

◇熱

青森　甲鼈生

私達が日常の執務に忙殺されて行く內に第三者との對話中に眞面目に働く人を指して彼れは迚も仕事に熱心だとか、不熱心だとかの言葉を度々聞くが、是は誠に面白い且つ有意義な言葉であると思はれる。熱心？それは字義に現はれてゐる如く心の熱である。何事も成さんとして遂ぐるは只此の熱の有無に依つて決せらるゝではないか。

言葉はどんなにタクミに申立てゝも熱即ち誠意の缺けてゐることには到底最後までは包み切れぬであらう。仕事をするにも此の熱の有無に依つて能率の增減が顯著である。

ナマヌルい仕事即ち熱のないやり方は誠意が缺けてゐるから常に口先きと反對な結果のみ招來せしめることになる。斯く謂ふ吾々は人を指導する立場にあつて人道に反せる者を正道に立ち歸るべく養育せよと使命付けられてゐる。之れはあたかも熱なきものに熱を培養せよと命ぜられたも同じである。作業の督勵は仕事に對する熱即ち嗜好心の培養に依つて期せらるゝのである。敎ゆるものに熱がない時は敎えらるゝ者に熱の生ずる道理がない。

敎ゆる者、指導するもの、熱に依つて敎えらるゝ者の心を熱化さしてこそ督勵にも數化にもなるのである。熱し易い者は冷め易いとは古人の敎えなるも統一された熱は之れとは異る。自然は陰陽に依つて物に對する表裏を造ると謂ふが、仕事に對する表裏は餘りに香んばしくない。目的の爲めに働く吾々は出來ないまでも不撓不屈の精神を以て當るべきだ。上司に對する外見にのみ囚はれて蔭に正反對の友食ひをする精神は數育者としての本分でない。一時的の責任回避に依つてその日々々の事故なかれ主義は仕事に對する熱が缺けてゐることを立證する。自己の責任を轉嫁して善なる態度あるが如きは數育者たる刑務官の本分を沒却せるも夥しいものと云ふべきである。

正義に依つて倒るるは大和民族の等しく本望とする所である。いざ賢明なる諸氏よ？吾々は吾々の熱と力に依つて人を數化するのだ。行刑本來の完璧を期することは唯々此の力と熱と正義に依るの外はない。之れによつて數化するを得る時は督勵せずとも知らずに能率の增進は期せらるゝのである。各機關の統一されし力熱は何事も征服するに難くはなからう。あゝ熱なるもの、尊きことよ。

◇刑務官の出征

高松　新陳生

限られたる一廓に青赤色の着衣を相手として朝夕壇上ならざる教育線上に在りて努力せる彼氏も、所謂第〇圏の赤紙に依りて愈々出征の榮ある命に接したのである。彼氏は〇管區の交代員として軍規により錬へたる颯爽たる態度と、敏捷なる世話振りには勘なからざる收容者の信望を博しつゝありしが、偶々時局匆々の折柄軍籍に在りたる彼氏を知れる收容者は「お擔當若し貴官が交代にお見えにならなくなつたら御出征になつたものと思ひ神佛に祈願してお武運を祈りますからどうかしつかりお働きになつて下さい」と尖鋭なる彼等の第六感に依りて既に訣別の挨拶をさへ受くる狀態であつたが、豫感見事に適中した彼氏は直に職員理髪に飛び込んだのである。

彼氏（オイ頭をすつぱりと遣つて呉れ）不意打に驚いた第〇〇番の床屋暫く呆然として「何事ですか」と訊き返すと、彼氏（何でもないが兎に角早いところを頼む）此時初めて氣付いた彼はポンと膝を敲いて、床屋（イヤ判りました其れで愈々行かれますか宜敷う御座います）

心なしか床屋の眼にも感激の涙が滲んだようである。彼氏も亦今日ありて明日なき櫻の夜嵐に再び此美髪を見るや見られずや、今昔懐古の念に驅られて思はず光る無言の露、心で泣いて面をまぎらすですか、貴官の前で失禮でしたがどうせ豪傑笑ひで其場を糊塗して居たのである。聽て短い丸坊主の丈夫は現出された。と見ると何と思つたか床屋は彼氏の髪を一所に蒐めて豫て虎の子の如く秘藏したる賞狀に其髪を包藏して居るので、彼氏（其れはどうするのか）床屋（此れ戰線に立つお體萬一の事があつた際は此髪が皆樣への遺見となると思ひますから大切にして不肖の私が保管をさして頂きます）

ぢつと聞き居たる彼氏も流石に人情の機微に動かされ、彼氏（オー其れで已も心殘りがない思ふ存分働くぞ）床屋（私等の分迄も一所にお働きを願ひます）

ヨシと只一言殘して心で感謝し乍彼は幾多の同僚の華々しき見送りの內に出征し、今は敵前上陸を見事敢行して精悍限りなき讃岐健兒の意氣を衝き、彼チャンキーの度膽を寒からしめつゝあるのである。當所にも一部の〇〇犯もゐるが、最近の信書は著しく變化を生じつゝあり、況や他收容者の全部が二名の職員出征に對しては感激と尊敬の念を拂ひつゝある事は最近の事故發生の皆無を見て立證すべく、吾人一同も出征の彼等に後顧の憂を斷つ事の努力に躊躇せざるを誓ふ者である。

罪惡と婦人の力

吳　瀧川

一日一日と嚴しい冬の寒さに向ふ頃でありました。毎夜つめたき監房の床にね

むる彼の手に一通の手紙が參りました。それは彼の妻よりの便りです『日に增し寒さが烈しくなります。田舍は昨今めつきり寒くなりました。刑務所の中には火の氣はないと言ふ事を聞きましたが、まあ此の寒さにあなたは一層寒いことでせう。火氣のない所にあなたは日夜務めてお出でなのに私や子供が家の中でぬくぬくと炬燵や火鉢にあたる事は勿體ないことです。私は食事の支度より外には火は用ひないことにしてゐます。身體に絶えない程寒くて眠むる事の出來ない樣な晩だけは、子供達が裏の山よりかき集めて來た松葉を圍爐裏に焚いてぬくもつた勞に母子の者は一かたまりになつてねます。子供達にもお父樣は今年の冬は不自由な〳〵火もない所でお暮し故お前達も決して贅澤をしてはならない、お父さんのことを思へばどんな我慢もしてお休みと、いくど母子の者は蒲團の下で夜を明かした事でせう。こんなにして私等母子の者はあなたのおかへり下さるのを待つてゐるのです。どうかあなたも眞面目に獄屋のお務めをなされ一日も早くおかへり下さる樣祈つてゐます』讀み終るや彼の手はブル〳〵と震へました。さうして彼はつめたい座に伏して思ふままに泣きました。それは未だ一度も經驗した事のない懺悔の淚です。

弱き樣でも婦人の力、夫を思ふ一念は金石をもとかす力があります。獄屋にて千萬言の敎訓を受くるよりも、精神的に夫を救ふ眞の心より現はれた此の妻女の手紙は、夫の罪惡に混濁せる魂を洗ひ淨める偉大な力が有りました。

◇受刑者に對する言語

廣島　K　K　生

人は感情の動物なりとは萬古不變の眞理である。殊に圍圍に呻吟する收容者は自由を拘束され社會から隔離され家庭から遠ざかる別天地に起臥する弱者にして常に寂寥を感じつゝ物足らぬ生活をしてゐるのである。其大多數は感情の刺戟に依り或は善に或は惡に水が方圓の器に從ふが如く遷り行くものであることは蓋し疑を容れざるところである。其者を處遇する行刑當事者の態度一擧一言等の視聽に觸れて或は慰安となり敎化となり、或は煩悶の種となる等其の影響する所甚大である。玆に於て行刑當事者が總べての取扱上、言語に細心の注意と眞面目の態度を以て臨まねばならぬは言を俟たざるところなり。戒護官吏が受刑者に對する言語の優しいのと粗暴なるのとは、是亦處遇の上に甚大の影響を及ぼすものである。違令反行の大半は些細の事故を戒護官吏の用語が粗暴であるのが原因となつて、大事に至らしめる事がある。然る故戒護檢束上に反則事故を戒護官吏自らの言語にて、挑撥せしめざる旨常に上官の訓示で記憶するところである。言語の感化には恐るべきものがあるに不拘、戒護官吏はそれを知つて下等な言語を用ひてゐるとすれば、受刑者取扱の根本義を知らぬ者ではなからう。

刑政第45巻第4号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十卷・第三號

論說

カール・デイール『資本主義の法律的基礎』 東京帝國大學教授 我妻榮

所務沙汰の研究 法學士 石井良助

不法行爲に於ける無形損害の賠償請求權 法學士 戒能通孝

資料

商法改正要綱解說 法學博士 松本烝治

判例研究

民事訴訟法判例批評（一一九） 法學博士 加藤正治

雜報

法理研究會記事「獨逸に於ける强制執行法の改正について」

刑法改正案論評 牧野英一

□妥協としての立法——客觀的違法と主觀的違法

——犯罪過失

英法に於ける競合過失の理論的考察 安武東一郎

觀心寺に於ける僧侶集會と寺院法 細川亀市

刑事判例批評 牧野英一

□法定犯と違法の認識

法史瑣談 宮下嘉三郎

新刊批評及思潮概觀

□刑法における應報刑主義及び客觀主義（牧野英一）

□犯罪生物學調査と刑事訴訟法（木村龜二）

□刑法と社會工學（武藤文雄） □新刑短評六件

判例 民事三件 刑事三件 行政五件

歐文

□權利の觀念の變遷（牧野英一）（佛文）

第三十四卷第三號
三月一日發行

東京 法政大學發行

犯罪學雜誌

第五卷 第四號
昭和七年三月發行
定價一冊六十錢
一ケ年（六冊）三圓三十錢

論說

婦人の受胎期と其の應用……醫學博士 萩野久作

民族の改廢が生んだ特殊の犯罪……醫學博士 中山太郎

死刑囚のトーテンマスク其の腦及び體構の觀察……醫學博士 平光吾一

其の二、巨大なる頭部痕跡を有する死刑囚のトーテンマスクその頭蓋骨及びその腦髓は就て

血液型

海軍兵學校生徒の血液型と諸觀察……海軍軍醫大尉 岩波浩

體質學的方面より觀たる血液型……醫學博士 王丸勇

學校教育上より觀たる血液型研究報告……太田外正

法醫鑑定

明道會事件を鑑定して靈の聲の正體……理學博士 小幡重一

强姦殺人犯被告人〇野〇雄鑑定書……醫學博士 林道倫一

犯罪研究

復讐のダイヤモンド（モンテクリスト伯にかゝる實話）……アシュトン・ウルフ

自殺か他殺か……グスタフ・ベンシュ

學會——人事消息——新入會員——編輯後記

金澤醫科大學法醫學教室內
申込所 犯罪學雜誌發行所
振替金澤八三二八番

法曹會雜誌

第十卷 第四號
昭和七年四月一日發行
定價金五十錢

被害法益と連續犯の判例について……那覇地方裁判所檢事正 古賀才次郎

信託法第十四條の存在理由……奈良地方裁判所判事 大阪谷公雄

業務上橫領罪に於ける業務に就いて（二・完）……名古屋控訴院判事 大野幸雄

違法性とロシヤ刑法（二）……東京區裁判所小泉英一判事

伊國新刑法草案に就いて……在巴里判事 竹之內信

レトランド共和國の新破産豫防和議法……神戸商業大學敎授 齋藤常三郎

歐逸民事訴訟法草案總則の批評に就いて……東京地方裁判所長判事 野潔

コルスワージーの劇に現はれたる裁判（上）……原田漸

◇法曹會決議 ◇司法省訓令通牒回答 ◇判例要旨

◇新法令 ◇雜報 ◇會報

司法省構內
法曹會發行
振替東京一五六七〇番

矯正図書館

◉御宿泊料(二食付)貳圓五十錢均一
◇御入浴早朝ヨリ御隨意
◉客室卓上電話設置
◇夜間閑靜、總絹夜具
◉御手洗所各階水槽式
刑務協會指定
旅館 三幸館
東京市下谷區仲御徒町四ノ一八
(上野驛南口前通)
電話下谷 長五〇七番
二、七九七番

編輯餘錄

□

行刑制度の現狀は受刑者の能率を制限するの止むを得ないものだと考へられて居た。彼等の能率は普通の二分の一を出でない狀態だがそれが監獄に於ける勢一杯のものだと考へられて居た。

□

ところが今次上海事變に要する軍需品製作に際してわれらの觀察はもろくも破られて次のやうな結論が生みだされた。即ち受刑者の能率の低いのは監獄制度の罪ではなくて彼らにそそぐべき熱が足りなかつたのだ。換言すれば、われおどつてしかるのちに彼おどるといふ人情の機微にかけて居たからだ。

□

三月三日の總攻撃があつた數日前鹽野局長は風の如く都下の激務を巡視して、いつもなら罷業後數時間を經て居る深夜業に心情をそそいで竟に疾をさへ得られたほどであつた。

□

役人も次ぎ次ぎに疲勞困憊した。受刑者も亦しかりであつた。しかしかくしてわれらはうれしくも刑務作業に一道の光明を發見し得たのである。受刑者はたしかに世の中に獨立し得る能力を持つて居る。

□

刑務作業は今度の事件によつてたしかに統制がとれた。それは各所の互讓の精神と各人の意氣との賜であることを感謝して置き度い。

□

岡部書記官を送る。九年の間兄仕した同君が今最も多難なる累犯刑務所を背負つて立たれることを祝福したい。何となれば、現時の世界行刑は慣習犯人をいかに處遇すべきやの問題に重點を置いて居るからである。

昭和七年三月二十四日夜

——あき羅——

定價表
一冊(稅共) 金二十五錢
六冊(稅共) 金一圓五十錢
十二冊(稅共) 金三圓

廣告料
一等一頁 金五十圓
二等一頁 金四十圓
普通一頁 金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年三月廿八日印刷納本
昭和七年四月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地
印刷人 竹田益平
東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

刑政第45巻第4号

矯正図書館

45e Année n° 4 Avril 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.—Des délinquants d'habitude au point de vue de la politique criminelle.

Nishina, M.—Du patronage des inculpés qui ont été sursis à la poursuite.

Kambara, S.—De la construction des prisons.

Mouvement des idées à l'étranger:

The prisoners' antecedents (publié par United States Department of Commerce, 1929); E.R. Cass, Society's responsibility for crime.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio